

令和2年第1回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和2年3月6日(金曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	教育長	真田秀男君
総務課長	江田豊寿君	会計管理者	須藤寿行君
建設水道課長	八代敏彦君	税務課長	菊池三重子君
住民課長	我妻美幸君	保健福祉課長	坂本高志君
農政商工課長	岡部真君	学校教育課長	生田目源寿君
社会教育課長	岡部栄也君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小針紀喜 局長補佐 佐川建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、11人で38項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、小針紀喜君。

○議会事務局長（小針紀喜君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

通告表をご覧くださいと思います。

質問順1、11番、水野秀一議員の（1）里小、山小の跡地利用と校舎の解体についてと、質問順2、1番、菅野朝興議員の（3）小学校の跡地利用について何うと、質問順6、3番、会田哲男議員の（1）里小、山小跡地の有効活用の検討についてが同趣旨扱い。

次に、質問順1、11番、水野秀一議員の（2）台風19号による農地、農業施設の復旧はと、質問順8、7番、金成英起議員の（1）農地、農業用施設災害復旧事業の見直しについてが同趣旨扱い。

次に、質問順1、11番、水野秀一議員の（3）あさマルシェの移動販売車についてと、質問順11、10番、角田勝議員の（3）ふるさと創生事業での食品、地元の農産物などの移動販売車運行をきちんとして買物弱者に安心をが同趣旨扱い。

次に、質問順3、5番、岡部宗寿議員の（3）町での新型コロナウイルス対策についてと、質問順、5、8

番、須藤浩二議員の（２）コロナウイルスの対策はが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。一般質問については、昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、今回多くの議員から一般質問通告がございます。質問、答弁に当たっては前置き短く、簡明にかつ建設的立場で議論し、効率的な会議運営と議会の品位保持に努めていただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順１、１１番、水野秀一君、（１）里小、山小の跡地利用と校舎の解体についての質問を許します。

１１番、水野秀一君。

〔１１番 水野秀一君起立〕

○１１番（水野秀一君） 里小、山小の跡地利用と校舎の解体についてお伺いいたします。

１２月２５日、２６日に、里小と山小で住民との意見交換会が開催されましたが、地域の方々よりどのような意見が出されたのかお伺いします。

２５日の時点では、山白石小学校跡地利用については、問合わせはないとのことでしたが、出席の方々より今の校舎を利用しての跡地利用は耐用年数などがあり、このままでは難しいのではないかという声がありました。

次の２点についてお伺いいたします。

情報、PRを多く発信していくべきと思います。県内、県外の企業、病院、介護施設、大学、高校など、今の状態、立地条件、そのようなことを多くPRすべきと思いますが伺います。

次に、毎年多額の維持費がかかるので解体も考えるべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順２、１番、菅野朝興君、（３）小学校の跡地利用について伺うの質問を許します。

１番、菅野朝興君。

〔１番 菅野朝興君起立〕

○１番（菅野朝興君） 小学校の跡地利用についてお伺いいたします。

旧里白石小学校・旧山白石小学校の跡地利用について議論がなされています。何点か質問いたします。

１つ目ですが、現在までに何かしらの進展はあったのかということ。

そして２つ目が、体育館はそれぞれどうしていくかということと、３つ目が、校舎はそれぞれ、山白石、里白石、何年使用可能なのかということ。

そして４つ目が、プールは安全上から町では取壊しとの話を伺いましたが、東日本大震災のときに、トイレの水として使われたり、ろ過してそれを飲み水として使用していたという例を私は見たことがあるんですけども、そしてまた、最近ではナマズの養殖などで学校のプールを利用して地域産業をつくった例もあつたりいたします。

その点について、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順６、３番、会田哲男君、（１）里小、山小跡地の有効活用の検討についての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 里小、山小、跡地の有効活用の検討についてお伺いします。

両校の跡地の活用等については、昨年6月議会終了後の議会全員協議会と、12月末に里白石と山白石で意見交換会が開催され、そこでは校舎の寿命、年間維持費等が町から説明されました。また、住民からも意見を伺ったとのこと、役場内でも検討会を開き職員の考えも聞いているとのことですが、学校跡地は町の財産であります。跡地活用は、今後の子育て環境と町の活性化に大きく影響するものであると考えます。そのような観点から、次の点についてお伺いいたします。

1つ、意見交換会ではどのような意見が出され、これを踏まえどのように認識し、町として対応すると考えているか。

2つ目としまして、町民全体の財産である跡地の活用には、町全体、あるいは町全地区の座談会等を開き、広く町民各界各層の意見・考えを聞き、活用の対応方向を決めるべきと思っております。このような観点から、町全体あるいは地区での座談会を実施して、意見を聞くための座談会の実施について考えているかお伺いします。

また、町民の意見を吸い上げる座談会等を踏まえ、保護者等一般町民、議会、当然町執行部を含む、この跡地利用の利活用検討委員会を立ち上げ、煮詰めていくべきと思っております。

そのような考えがあるかお伺いいたします。

4番としまして、校舎を含む跡地の利用を、介護等を含む、あるいは介護以外でも結構なんですけど、企業にも一般企業にも積極的に誘致といいますか、そのような活動を積極的に働きかけるべきと思いますが、どうか。

5番目としまして、耐用年数等、里小、山小、15年くらいはあったと思うんですが、短いか長いかこれは判断の分かれがあるんですが、このような校舎を安易に取り壊すなど、更地にする、このような安易な考えではなくて、また、町として草を刈ったりするような維持管理のみの形ではすべきではないと思っています。町民各層の若い方も含めた意見などを聞きまして、これを生かして町民の納得のいく有効な活用に対しての町の取組の姿勢と方向性についての、現時点での考え方をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、水野秀一議員にお答えいたします。

1点目につきましては、おただしのおり、県内外を問わず大学及び学校、事業所など様々な機会を捉え情報発信及び勧誘等を行っております。

2点目につきましては、跡地の利用活用を優先に地域の活性化が図られるよう進めてまいりますが、最終的には、解体することも選択しなければならないと考えております。

次に、菅野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、意見交換会を実施し、順次取り組むべき事案があり、その中で施設内外に設置されている贈答品等の管理方法について、皆さんの協力を得たことで、今後の利用形態の進捗が図られるものと考えております。

2点目につきましては、両校の体育館は避難場所に指定されておりますので、引き続き、町が施設の管理を図ります。

3点目につきましては、校舎の耐用年数は60年であり、両校とも45年経過しているため残りの耐用年数は15年程度となります。

4点目につきましては、意見交換会においては、安全管理及び衛生上適切でないことから、取り壊す予定であることを説明申し上げましたが、問合せの事案がございますので、利活用の形態によっては、今後、判断したいと考えております。

次に、会田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、利活用に向けた具体的な意見等は特にありませんでした。何らかの利活用を望む意見もあった状況です。今後の利活用に向けた条件整備が必要であると考えております。

2点目につきましては、座談会等で意見交換を図り対処することを考えております。

3点目につきましては、検討委員会の在り方については、今後提案したいと考えております。

4点目につきましては、そのような事業所を含め、働きかけることといたします。

5点目につきましては、有効活用を図ることを優先しての取組と考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 2点の答弁をいただきましたが、情報をPRし、県内問わずやっているということですが、その形態といいますか、どのような方法で学校、場所なり明確に、やはり企業などは山白石は全然分からないようなところにあるわけでございます。そのようなことをやはり、環境問題やいろいろな環境のよい場所とかそういうこともPRして、いろいろな方面で所在地なりをはっきり明確に打ち出し、交通の便、そういうようなことも誘致するには、何かの企業を誘致したり介護施設を誘致するのに大事な点だと思われれます。

それから、解体についてでございますが、これもやはり町民の財産でありますので、解体するのは簡単ではあると思うんですが、利用する企業、一つの企業でもいいですから、そのような企業が来てくれるようなPRもするべきと思うんですが、考えをお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 環境とか地域とか、そういう問題は私は昨年から、もう1年前からPRをさせていただいています。この前も座談会に来たと思いますが、昨年は立教大学のほうへ、私行きて、浅川小学校の元校長先生ですか、今は理事長やっております、その方とお会いしてパンフレットとかいろいろ送らせて、お話をさせてもらいましたが、いかんせん連絡は来ませんでした。そして、ほかのところの誘致は物すごい施設なんです。ですからちょっと勝てなかったなと思っておりますが、また連絡を取ってみたいと思います。

それと、今PRが効いたせいか、今、山小は4事業所が問合せと見学に3月見学に来る予定です。それで、1か所の郡山の方は、先週、山小と里小を見に来ました。あと、そういう関係で、いろんな面で今、問合せが来ておりますので、買手があれば、そういうことは今考えておりますので、様々なことをやっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 本当に考えはよく分かりました。ぜひ、このPRをして1つの企業でもいいですから、そのような利用活用できるような工場そういうものが来ていただければありがたいと思います。

それから、この利用についてでございますが、私の意見なんです、地元の声も大事だと思います、これも町の財産でございます。この跡地利用については広く町民の声を、意見を聞くなり、募集するというのも大事だと思います。

それから、通告はしていなかったのですが、今、現時点で学校に出入りといいますか、自由に誰も出入りされるような状態でございます。そして、そのときに事故なりいろいろな災害や不慮の事故とか発生した場合、これいろいろな問題が出てくると思うんです。そういう観点から、やはり立て看板というか、そういう責任についてのはっきりした態度の立て看板も必要ではないかと思うのですが、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 以前、8番議員から、そういう侵入経路危ないんじゃないかということ聞きまして、立て看板は先々週設置いたしました。立て看板はあります。

あと、自由に学校は出入りできません。当然、校舎内に入るには連絡がなければ入ることはできません。そして、グラウンドは、校庭というんですか、高齢者のグラウンドゴルフでは利用できますが、それ以外についてはやはり問合わせがなければまずいであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 1つ目の質問で、現在まで進展はあったのかということで、贈答品の管理等、地区の方に管理についてお話をされて、それで進めてくださいということでやっていただいたので、それはありがたかったと思います。その先の、また一歩進んだ対応というのはお考えなのか、座談会みたいなことですね、それをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 座談会、これは行う予定でございます。そしてまた、私としてもこれは町民全域と町民全員と座談会を開く予定であります。本来であれば、4月に座談会を行う予定でありましたが、今、このような状況で座談会を開催することができません。ではいつするのかと言われても、今、いろんなコロナウイルスの問題がありますので、いつやるとかは答えることはできませんが、なるべく早い時期、お盆前には行いたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） そうですね、ぜひ、今コロナウイルスとかちょっと大変な時期でございますので、時期を見て進めていただければと思います。

2番目の質問、体育館どうするのかという部分に関しましては、避難場所として町が管理をしていくということで分かりました。

3番目の校舎、それぞれ何年使用可能なのかということで、この耐用年数についてあと15年ぐらいだろうということで分かりました。

4番目のプールについて、安全管理上、取壊しの方向で考えていたということだったんですけども、ご意見がいろいろあったということで、利活用のことについてもちょっと考えてみようという進展があったということで、ぜひ、町民の皆さんの声をまず聞いていただいて、よい方向に町のほうで取り組んでいただければと思います。

ありがとうございます。では、一応……

○議長（円谷忠吉君） 答弁は。

○1番（菅野朝興君） じゃ、答弁。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） プールの件は、使いたいという問合せがありました、まだ現時点では見に来ておりませんので、しばらくの間はこの状態にさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 1点目の意見交換会の状況としては、特にはなかったと、利活用の意見もあったということでございますね。

2点目の座談会等、これは考えているということで答弁いただきました。これ座談会というのは、前、須藤町長のときも、終わり近くにやったと思っているんですが、これ町民のために町の行政施策にも反映するという意味も踏まえて、校舎跡地の問題ばかりでなくて町政が意見を反映するという意味でも、行政が施策に対して、そのような意味においてもぜひ実施をお願いしたいと思います。考えているということで、今、各質問の答弁にもお盆前にもやりたいということでございますので分かりました。

3点目の、検討委員会立ち上げるということを考えているということでございますので、ぜひこれを立ち上げて広く町民の意見を聞いて、いい方向に持って行っていただきたいと思います。

4番目、企業等に跡地の利用を働きかけるということで、今PRもするというと、問合せもあったと、現地を見に行ったら業者といますか企業もあるということでございますので、ぜひ、積極的に例えば業者から問合せがあったとき、地代はどうなんだとか、あるいは校舎そのまま借りられるのかというような問題も多分出てくるかと思えます。その面で、その座談会とか何かを開く前に、ある程度町としての認識、地代問題もありますし、あるいは里白石小は一部民間の土地になっています。当然今から考えておいて、PRするにしろ、業者といますか企業に説明するにしろ、その辺のことをちゃんと町として対応ですね、貸すのか売すのかを含め、貸すとすれば幾らか、あるいはただにするのかとかですね、その辺のことを踏まえたある程度の方向性を町として持つておかないと、幾らPRといっても、ただチラシを配って問い合わせされるまで何も考えておかないでは困りますので、その辺のことをよく検討して、対応していただきたいと思います。

5番目の、取壊して更地ということではなくて、最終的にはあるかもしれませんが、今の段階では有効活用を考えているということで、分かりました。それで、企業の方の問合せがあるということでございますが、この点について、どのような企業が問合せしているのか、これを出せば、公表できればですが、公表していただければと思っています。また、今申し上げてきましたように、町として企業に、例えば貸すとか、あるいは私は売らないほうがいいと思うんですが、町の財産を貸して、売っちゃえば、この企業が入ってきた場合、もしかして入ってきてそれが5年やった10年やったあとに、もしかして倒産とか、そうなったときに土地をど

ここに転売しちゃうというようなことも考えられますので、できれば無償でもいいんで、あるいはテレビなんか見ますと、よその町村、全国的に見ると跡地利用のために金を出してまで来てもらったというような町村もあるんです。

そういうような点で、どのように考えているのか再度お願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

まず、1点目の座談会は考えております。当然この中で、町民の声を聞くのを前提に考えております。そしてまた、いろんなお話をした上で検討委員会も考えております。そしてまた、積極的にPRしているのかというのは、今後も私は先頭になって東京事務所とか各学校にPRをしていきたいと思っております。ぜひ、3番議員さんもお協力をお願いいたします。

また、取壊しは今のところは、先ほどもお答えしたように今のところは考えておりません。

それで、最後にどういう企業が問い合わせたのかと申しますと、グループホーム老人施設や、これ郡山と千葉から1件、1件来ております。その郡山の1件からは旧里小、山小を見学に来ました。あともう一件が、学校の寮で、学校関係の寮で使えるのではないかと、今、お話をしているところでございます。あともう一点はプールの件で、プールで魚釣りあるいは校舎で花屋をやりたいという問合せが1件来ました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 分かりました。大体、前向きに考えているというふうに捉えております。有効、利活用ですね、前向きに考えているということで捉えました。

それで、最後にあったグループホームとか郡山、千葉、あるいは学校利用として、あるいはプールですね、問合せがあったということでございますので、ぜひ、これはただ企業が一つでも来ていただければ、町の雇用にもつながると思いますので、少なからずも、ぜひ、強く取り組んでいただきたいことを要望いたします。

これでよろしいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、11番、水野秀一君、（2）台風19号による農地・農業施設の復旧はの質問を許します。

11番、水野秀一君。

〔11番 水野秀一君起立〕

○11番（水野秀一君） 台風19号による農地・農業施設の復旧はについてお伺いいたします。

台風19号による農地・農業施設などにも大きな災害が発生しました。農家にとって一番心配なのは作付が間に合うのかということでございます。田や畑の整地や、砂や石の取り出し、農道の修理や水路の復旧など、多くの工事があると思います。何か所か入札も終わり、工事も発注されているところもありますが、現在の農地・農業施設の復旧状況についてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、7番、金成英起君、（1）農地、農業用施設災害復旧事業の見直しについての質問を許します。

7番、金成英起君。

〔7番 金成英起君起立〕

○7番（金成英起君） 農地、農業用施設災害復旧事業の見通しについてお伺いします。

社川沿岸上流より、農地、農業用施設災害復旧予定箇所での事業進捗の説明をお伺いいたします。

①今年度の作付に間に合うのかという点。

②現在の状況はどうなっておりますかという点と、③今後どのように進めていくのか、できれば具体的な事業計画をお示しいただきたいと思います。

ひとつよろしく願います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、11番議員にお答えいたします。

現在の復旧状況につきましては、昨年末より被害の程度が小規模なところから順次実施しており、補助事業についても本年1月で査定が終了し、順次発注している状況でございます。

ただし、残念ながら社川の堤防が決壊した場所は、今期の作付が間に合わないところが出てくる見込みですが、できる限り迅速な復旧を進めていきたいと思っております。

次に、7番議員にお答えいたします。

1点目につきましては、繰り返しとなりますが、社川の堤防が決壊した場所では、今期の作付が間に合わないところが出てくる見込みです。

2点目につきましても、補助・単独事業とも順次実施している状況です。

3点目の今後の事業計画ですが、早期の復旧を図ってまいります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 今の答弁で、作付が間に合わないところが出るかも分からないというような答弁でございますが、これは福貴作、小貫そういう考えでよろしいんですか。

それから、できない可能性、それなかなか判断は難しいと思うんですが、そろそろ田の準備にかかる人といえますか、種もみなども今月、早い人では今月下旬頃種まきやるような人もいるわけです。そういう意味からしますと、作付不透明というのはしばらく困る問題になってくるのではないかと感じております。やはりできないならできないとか、そのほうがはっきりできれば一番、準備の都合、作業面のやりくりとかいろいろ問題あると思うので、その辺はいつ頃になったらはっきりするのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 堤防の決壊が、現地見て分かるとおおり、物すごく大きいわけですから。それで今まだ、堤防を県のほうではまだ本格的に着手しておりません。

着手すればそれと同時に、進入道路とか水路とか様々できますが、今のところ厳しい状況でございます。早めにはできなければ早めに決断しろとの質問でございますが、当然、早めに答えは出させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） よく分かりました。やはりこれは農家にとって大事なことでございます。なるべく早

く、作付ができないのはできないと、そういう方向を示させていただいて、その後の検討もしていただきたい
と思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は、いいですか。

7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） ①今年作付ができない箇所ができるという説明ではありますが、例えば、状況によっては
例年より田植え時期を遅らせながら、ということは、5月いっぱいまでに工事箇所が終われば、作付は十分に
間に合うと思うんですね。そういう事業の計画はないんですか。

あとは、もし作付ができない箇所ができれば、工事が困難である今年の水稲作付ができない農家を対象に補
助支援事業などは考えてはいないですか。

ただできないだけの説明では、この事業は町長さんが最初にできる限り作付ができるように工事を進めると
いう、強い町長の言葉があったので、今になってここはできないというような段取りではちょっと政策として
はいかなものかと思います。どうしても作付ができないのであれば、できない農家に対して補助、支援事業
など、ぜひお願いする考えがあるのか、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、作付ができるように私は一生懸命業者なり、担当課には申しております。今、職
員も一生懸命やっているのは皆さんご存じだと思っております。いかんせん、堤防が物すごくえぐられて県の
ほうでもいまだ工事が進んでおりません。そういう関係で、町の業者としても一緒に工事することができませ
ん。そういうことも言っていられませんので、とにかく今、県の土木事務所には早くやってくれ、早くやっ
てくれというのを私はそのように言っております。今後もとにかく作付が間に合うようにお話ししていきたい
と思っております。

あと、補償問題のことは、今のところまだ考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 土木事務所関係ですね、堤防関係は。堤防と田んぼの境というのは、大体排水溝が入っ
ていてU字溝が入っています。だから分けて工事はできるんですね。分けてできるんですよ、いわゆる、やる
気があれば。そして、浅川に土木業者が5件、6件といいますが、7件から8件ありますよ。ただ、町さ仕事
依頼を出していないから、発注できない。じゃなくて、6業者に発注してそこから下請に任せればいいでしょ
う。幾らでもできます、これやる気になれば。ぜひ、堤防決壊しているのは、大きいこれ大まかで福貴作、滝
輪、あと太田輪の堰東側、あそこもえぐられています、大きく。あとは、浅川堰の水路の南側、あの辺もU字
溝からがれきから半端じゃないです。これは、できれば撤去してもらえれば田植に間に合いますので、ぜひよ
ろしくお話ししたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁。

○7番（金成英起君） 答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いかんせん、一生懸命業者等にお話をして、間に合う方向で頑張ります。なお、説明を課長にさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今、7番議員さんが申し上げたとおり、一部福貴作の西部のほうですかね、西側のほうの地区、それから滝輪の堤外地にありますところ等、やはり今年度の作付が厳しいところが出てきますが、浅川堰の付近等につきましては、3月上旬に発注しまして排水路等を優先的に施工するような形で、現在進めております。どうしても農地が流出したようなところにつきましては、やはり厳しいところがありますが、可能な限り水路等を優先して作付に間に合わせるような方向で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、11番、水野秀一君、（3）あさマルシェの移動販売車についての質問を許します。

11番、水野秀一君。

〔11番 水野秀一君起立〕

○11番（水野秀一君） あさマルシェの移動販売車についてお伺いいたします。

国が進める地方創生政策の地域再生制度を活用し、町の課題である少子高齢化、産業の衰退を防ぐ、地元産品の販売で地産地消による地域活性化を図ることを目的として始めたこの事業であります。現在、移動販売車は運行していないようです。車に乗れない、買物に行けない人たちは大変便利で助かっていましたが、1か月くらい運行していないようですが、移動販売車を待っている買物弱者が多くいるわけでございます。なぜ運行しないのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順11、10番、角田勝君、（3）ふるさと創生事業での食品、地元の農産物などの移動販売車運行をきちんとして買物弱者に安心をの質問を許します。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

今、11番議員からもありましたけれども、この買物弱者、いわゆるお年寄りの方や足腰など大変な障害を持ったり、あるいは大変な状況のそういう高齢者向けの、そういう移動販売車が運行を始めておまして、ところが非常に買物客がようやく固定してきた、私の部落に木曜日に来るということでチラシが出て、1区だけでも3か所ぐらいに止まるんです。音楽を流して小型軽で来るんですけども、来るときと来ないときがあると。寒いときには、30分も待っていて3人、4人で固まって、運転手のところに電話をかけた。ところが電話は通じない。パートで来て運転をしてくれた方にも電話をかけたら、今日は私休むということで連絡して、代わりに行くことになっている人がいるんですけども行きませんでしたかと、こういう答弁だったと。もしあれならば私持っていくますよと、そういう声もあったんですけども、遠いところに私ら3人のところに持ってきてもらうのは気の毒なので、この次はしっかりやってほしいと、こういうふうな話をしたそうであります。

この問題は、前にもありましたけれども、浅川町だけではないんです。商工会、農協、この3者のいわゆる法人なんです。ですから、最終的な責任はだれが持つのかという質問が議会でもあって、課長は、浅川町というふうに考えていますと、こういうふうな答弁もありますから、やはりきちんと運行する、町民の期待に応え

る、買物弱者、お年寄りの願いをかなえて、これは本当に自分の年金で買物をするというのが年寄りにとっては非常に喜びなんです、やりがいがある。そういうものにもつながるわけでありますから、きちんとしてほしいということで通告をいたしました。

1つは、いわゆるこの3者の協議がきちんとされているのかということでは、私は非常に危惧を持っています。同時に、責任を持つ方が携帯電話も通じないとか、こういうことでとにかく困っているんだというふうな方々もいらっしゃいました。ですから、そういう責任者に対する協議、なぜそういうことが起きるのかという原因を調べると同時に対策を講じているのかということでもあります。

そして2つ目には、山白石の保育所で農産物の加工所もやるということで、昨年ちょっとやったようでありましたが、実際はもう段ボール箱が積まれているような状況で動いていない。これはもうはっきりこういう状況であれば断念をしてこの移動販売車に集中すべきだと、こういうふうに思います。

3つ目には、町が最終的には責任があり、責任を持つというふうなことを、町は答弁をしているし考えているわけでありますから、きちんとした3者の協議、とりわけ責任を持つ職員との話し合いは、どういう形でなされているのか、そしてそのいわゆる会計とか仕事の監査という言い方はないんですけれども、法人ですから監査役なんかもあるんだと思うんです。そういうことがきちんと機能しているのかどうか、その辺のことについて答弁をしていただきたい。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、11番議員にお答えいたします。

移動販売につきましては、昨年7月から運行してまいりましたが、従業員の体調等に事情があり運行できない期間がございました。今後は、定期的運行となるよう強く進めていきたいと思っております。ご了承をお願いします。

次に、10番議員にお答えいたします。

1点目につきましては、11番議員にお答えしたとおりでございます。

2点目につきましては、加工所を利用したいという団体が出てきておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

3点目につきましては、今後とも関係者と十分に協議し、よりよい展開にしていきたいと思っております。

もし週に4回が駄目なら、最低でも週3日、月水金辺りを実施していきたいと思っております。今後相談していきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） この移動販売車も10番議員も言ったように、ようやく軌道に乗ってきたような状態でお客さんも増え、そして待っている人が多くなってきたようなときに、突然中断する。そして来なくても黙って休むというか、体が不自由で買物に行けない人が楽しみにして待っているわけです。それに休むとかそういう連絡も一切ないと、何回も連絡を取ったりしても応答なり、中身はどうして休んでいるのかも分からない。そのような状態では、本当に利用している人は自由に出入りできる若い人たちと違うので、本当に心待ちにして

いたんです。どうして行けないときに、休むとか、次は休むとかそういう小さなこともできないのかと思うんですが、その辺、指導内容はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当にご迷惑をおかけした方には、大変申し訳ないと思っております。今後、商工会、農協さんとお話をして、強く要望をさせていただきます。先ほど、申したとおり、週4日が無理であれば、本当にその月水金とか3日間でやっていくような、そういう対応を図っていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 本当にこれ、心待ちにしている人がいっぱいいるわけです。ひとつよろしくお願ひします。それから、お客様からの要望でございますが、スピーカーの音量が小さくて、なかなか聞きづらい、遠くから聞こえれば、買い物に出かけるのにも、確かに買い物に行けない方が足腰が弱かったりして出るのにも大変、万が一転んだりするのにも防げるというような声も聞かれます。それから、鳴らす音楽ですが、今の何ていうのかな、メロディーでなく流れる、昔から移動販売車は演歌のような音楽を流しているわけです。そのような放送にというか、音楽にしてほしいというような要望もございます。ぜひ、そのスピーカーの音量と流す音楽ですか、それも検討していただきたいと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 音量は大きくするように要望させていただきます。音楽の内容は、これもさらに要望させていただきます。どちらにしても弱者救済ですから、本当に前向きに考えさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私の質問にきちんと答えていないんですね。再質問いたします。

この話は、町長もご存じのようにこの頃出たばかりの話じゃないんです。発足時から非常に、今11番議員が言われたようなこともあって、期待に応えていない。590万からの町は持ち出しをするわけでありますから、やっぱり責任ある町は、きちんとした対処をしない限りは解決しない。責任ある方も私会いました、直接話し合いました。原因は何なのか、町はどう考えているんだか答弁がありませんでしたけれども、人数が足りないんだと、こう言うんですね、本人は。パートのマルシェの販売店に1人、2人で交代の店番をやってもらう人。そのほかには私だけなんだと。ただ、今度運転手さんが見つかってほっとしているところなんですと。ところが、やはり私もなかなか、卸からそっちの店のほうからみんな見たりすると、もう一人どうしても欲しいんだと。しかし、その人に払う賃金、そういうものについてもフルタイムの形で払うようなそういう財源はないんだと。ですから、半日でもパートでもいいと、そういう形で乗り切りたいなど、こういうふうに話しておりました。

実際、そういうことが最大の原因なんでありますか。担当課長にもお尋ねしますけれども、ただ、私はそういう声を聞いて、きちっとどう対応したのかというのが問題だと思うんです。四、五日前ですか、商工会ともその方は協議をする手はずになっているんだということで、問題の解決を図りたいということ、私にはつきり話し合いのときに言いましたけれども、商工会も農協もこれは町がやっているんだから関係ないんだみたいな、

そういうところが私はまだ一方であるのではないのかなという気もするんです。ですから、そこら辺もその辺も、3者の協議を定期的に開くとか、実際の状況なんかもきちっと課長なんかも押さえているんだと思うんですけれども、そういうふうなのかとか、どのようにして希望の品物をそろえるのかと、こういうことなんかもきちんとした協議をやっているんですか。そのことをまずお尋ねしたい。そして、少なくとも、あしたは私の部落に来るんだということであれば、前日、できれば前々日辺りまでにこういうものを持ってきてほしいという、そういうことを言うてほしいという呼びかけもあったそうです。しかし、電話が通じなければとても予約も何もできないですよ。ですから、携帯電話はきちっとやっぱりそれは持っていて対応してほしいと私も言いましたけれども、私、普通の持てないですとこう言うんですね、正直に。だけれども、携帯電話常に持っていなかったらそういう声に応えられないんじゃないですかと私も言ったんですけれども、そういう話もしているんですか、この町は、責任ある町は。私はもう少し、始まった事業を、前町長の時代に始まったんですけれども、目的を完成するために総力を挙げて町も、この水害の問題で特に担当、農政商工担当の課長は大変な状況だと私は思います。ですから、担当の職員にもきちっと対処するように話をし、対応をしなければこのままずるずるいってしまうのではないのかなと。昨日、東大畑のほうに来ていまして、私もああ、今日は来たんだなというふうに見ましたが、この買物のお客さんが待っていると、定期的に来るんだということで、大体何時頃だということに待っているのに来ないというね、これは最低ですよ。これは町が責任あるんですから、やっぱり町に対するそういうものも声として出ています。町はお金を出しているというんだけど、幾らなんですかというから、予算書では590万出ていますと。あ、そんなに町は負担しているんですかと。こういう声があったりして、町長の言う、十分協議してよりよくしていきたい、こんな答弁、私聞きたくないですよ。それは、もう何回も何回もそういうふうな話し合いをしているのではないですか。その辺の事実と見直し、そして定期的な協議も含めてお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大変厳しい質問で本当に困っておりますが、どっちにしても、発足当時から本当に機能していないということでありましたが、それを引き継いだもの私でございます。それは発足当時から駄目だと言われても仕方ありませんが、私は一生懸命やってきたつもりであります。それで、途中で人が1人辞めたのも事実でございます。そういう中での作業をしておりましたから、手が回らなかったというお話は聞いております。それはもう以前の話でございます、10番議員さん、3月からはやるという商工会の事務局とお話をさせていただきました。ですから、今月から順次回るはずだと思っております。私はそれを信じております。そして、もう一人、今パートさんを探しております。このパートさんが見つからなければ本当にうまく回ることができませんので、何が何でも3月中にはパートさんを探させていただきます。

そして、あともう一点、最後、携帯電話ですね、携帯電話も何回か本人にはお話ししましたが、必ず持ってくださいということも強く言うこともできません。本人次第だと思っておりますので。なお、そういう連絡網もございますので、なるべく3月から電話を持たせることをお約束させていただきます。とりあえずは3月から、今後推移を見守っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、この移動販売につきましては、実際のところ、10番議員ご質問の中でお話があったように、現在、一般社団法人のほうでは、パートさん、あさマルシェのほうの店舗のほうで2名、プラス従業員の方1名で、その従業員、運転移動販売のほうにつきましてはパートさんはやっていませんで、従業員の方1人で対応しているというところで、このような事態になってしまっております。大変申し訳ありません。今後、今、町長が答弁しましたように、人材の確保等をしまして運行についてよい方向でやっていきたいと思っております。それから、その3者といいですか、その協議等そのことをございますけれども、確かに定期的な協議とか打合せというのがおろそかになっておまして、随時、従業員の方が役所に来ていただいたときに打合せをする程度でございまして、今後はそのようなことではなく、計画的なこと等を考えながら担当の者と合わせて、打合せ等をしながらやっていきたいと考えております。

それから、財務状況等につきましては、一応、税理士関係事務所さん等にも委託をお願いしておりますので、その辺で今のところは対応しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。ただ課長、1人でやっているんだというの言っていましたけれども、私、先ほどの質問の中でも言いましたけれども、運転手さんのパートが見つかったようです。浅川町のヘルパーさんをやっていた方が運転手を引き受けてくれたと。でも、やっぱりそっちのほうの仕事も、そっちのほうという言い方は失礼ですけれども、前の仕事からも産休の方が出たりいろいろしたときには、そっちに行かなくちゃならないんだということで、決められた日、きちっと運転手をやるということなんかは、なかなかできなくて迷惑かけているんですけれども。しかし、責任者にはきちんと連絡をしてやっているんですということで、そういう改善点も見られたんですけれども、ただそれにしても、繰り返すようなんですけれども、来たり来なかつたり、2か月4回のところを2回しか来なかつたりとか、そんなことがずっと続いていたんです。ただいま町長は、決意を込めて3月からはきちんとやりたい、しかしパートさんが見つからないというようなことを、そこでもちょっと3月からきちんとこれできるのかなと、そういうパートさんが見つからないというんではまた同じ問題になってしまうのかなと、こういうふうに危惧をするんですけれども。これは本当に町長、そういう答弁をしたわけでありますから、約束でありますから、どういう形でパートさんを探していくのかということも含めて、具体的にしてほしいと思うんです。

それから、町長は、何か控えめにこの携帯は個人の問題もありますからなかなか言えないですけれどもというんですけれども、やっぱり私はその方にとっては個人の携帯だと思うんです。どうしてもその個人の携帯が駄目だとするならば、町がそういう専門の携帯を利用するようなこともあるでしょうけれども、しかし、そんなに毎日毎日、問合わせがあるわけではないでしょうから、本人の携帯を使って、ぜひ定期的な運行をすると、あるいは予約もそういうことも約束すると、あるいは生産者との連絡もその携帯を通じてきちんとやると。こういうようなことで、運んでほしいなど。それで、担当課長、本当に45件も入札を控えてまさにこの水害対策に大変な状況の中でありますけれども、担当職員とも十分協議をして、定期的な協議をぜひやってほしいと思うんです。それは、少なくとも1か月に1回ぐらいは、やる必要はないと思うんですけれども、現況はこういうことで、問題点はこうですと。あるいはこれこれこういうことを町にお願いしたい、商工会にはこういうこ

とをお願いしたい、農協にもこういうことをお願いしたいという、そういう声なんかもあれば、そこでまた改善していくという、定期協議の開催をぜひ成功の鍵として私はやってほしい、こう思うんでありますが、その点ですね、パートさんを探すということにも、いわゆる時間当たりの何ていうんですか、給与というんですか、報酬というんですか、そういうものなんかも含めて十分やっぱり検討しないと、3月からもう完全だというようなわけにはいかないというふうに思うんですけれども、最後にその点をお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、ちょっとお話ししましたが、今現在、週4日移動販売しておりますが、これを1日減らして、私は月水金3日なら無理をせずできるかなとは思っておりますので、要望だけはさせていただきます。

また、定期的な会合ですね、会合これは1か月に1回はちょっと厳しいと思いますが、順次、担当者のほうにはお話をさせていただきたいと思います。

あとは担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今、町長答弁のとおり、今後につきましては、十分な3者での協議等を設けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、1番、菅野朝興君、（1）昨年の台風19号による災害からハザードマップの見直し等はあったのかの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 昨年、台風19号によりまして、様々な災害が起きました。その中で、ハザードマップについて、変更等、見直し等あったのかということでご質問させていただきます。

昨年、台風19号により大規模な被害が浅川町にありました。それに伴いまして、ハザードマップに変更はあったのか幾つか質問いたします。人的な被害が出なかったことはすばらしいことであったかと思えます。

1つ目ですが、避難場所の変更はあるのかということでございます。もしありましたら、それはどう示されるかということをお伺いしたいと思います。

2つ目に、町民の方に周知徹底はされているのか、する予定はあるのかということをお聞きしたいと思います。

3つ目は、このハザードマップの利用と活用について、町として今後、周知できるような活動方針はあるのかということをお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、現在、職員で組織する防災対策チームにより、浸水状況を踏まえ検証作業をしているところで、変更すべき避難場所を検討しておりますので、今後、防災会議で議論していただくことを予定しております。

2点目につきましては、防災対策チームで検討しているハザードマップは、防災会議において検討をいただき、確認されたものを速やかに活用できるように周知いたします。

3点目につきましては、避難場所を含め、これらのハザードマップが災害時において、有効に利活用していただくもので、全世帯に配布いたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 1つ目の避難場所、もし変更があるところがあるのであれば、その変更した箇所に住んでいる方にとっては、すごい非常に重要なことでありますので、それは、ハザードマップができる前に周知をされたほうがよいかと思えます。いかがですかということなのですが、ご答弁いただければと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今のハザードマップの検討の件なのですが、避難場所ですね、これについても今回の浸水状況を踏まえれば、水害に対する避難場所は適切でないだろうという検証チーム、対策チームでの検討を加えております。避難場所を指定する場合におきましては、避難場所等指定する施設の確認、管理そういったものもありますので、例えば集会所等であれば行政区の了承を得るとか、そういったことも必要ですので、町が一方的に執行部で避難場所を指定して決めるべきものだけではないというふうに、手続上なっておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

また、避難場所をもし変える場合においては、町の防災計画に基づきまして、防災会議等において検討をいただき、それで決定すべきものであれば、決定した上において住民には早期に周知をするという一定の手続を踏んだ中で避難場所の指定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） そうですね、早急に今進めているということで、質問1番、2番、周知徹底もしていくという方向でぜひやっていただきたいと思えます。

そして、3番の利活用についても、ハザードマップができ次第ということで、活用をぜひ進めて皆さんが安全に避難活動ができるようにやっていっていただきたいと思えます。ぜひ、よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）水道の水量と水源について何うの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） 水道の水量と水源についてお伺いをいたします。

浅川町の地区によって、水道の出る量に差があるのではないかと指摘を、町の方から受けておりまして、何点が質問をさせていただきたいと思えます。

1つ目は、地区によって水道管の太さや水圧が違うのではないかとことを地区の方からお伺いしております。場所によっては、普通に出るのではなくてちょろちょろとしか出ないというような場所もあるというこ

とでございまして、同じ税金を払っているわけでございますので、普通に出るようになることをやらないといけないのではないかと思います、その点を1つ伺います。

そして、2つ目に、きれいな水というのは、人間の健康にとって一番大切なものです。水源の確保はちゃんとできているのかということをお伺いします。

よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町で布設している配水本管の水圧は、地域により多少の差がありますが、厚生労働省令による基準の水圧は確保されております。

事業開始当初の古い給水管につきましては、本管取り出しの口径が現在よりも細く、また、数世帯による給水管の共同利用がされているため、一部の世帯において水圧が低いと考えられます。

各戸の水圧につきましては、高低差や配水本管からの距離、給水管の太さなどにより、差が生じてしまうことにつきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目につきましては、町水道は深井戸を利用しておりますが、現在のところ水量は確保されております。今後も、適正な維持管理、水源の確保を行い、安定した水の供給に努めてまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 2番については、しっかりと今後もきれいな水を皆さんが飲めるように、管理をして取り組んでいくと、安全確保に取り組んでいくということで理解いたしました。

1番のほうについては、この普通に出ていないところも実際あるということでございますので、その場所の意見が出た場合は、それは町としては直していただけるのか、本当に少ない量しか出ないところもありますので、普通に出るように調整をしていただけるのかどうかお伺いしたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳しい内容は、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 個別の案件につきましては、直接お問い合わせいただければ、場所等の調査は行いたいと思っております。町長答弁のとおり、各戸の水圧につきましては、特に48年当時、当初給水管取り出した場所につきましては、工事費を安くという負担金の関係もありまして、多少今よりも給水管の口径は細いもので、当時、水の使用量も少なかったということで、細い水道管を使っているというのも現実でございます。もう一点は、各戸の給水の配管の材質の問題もあって、鋼管と言われる内側にこう何ていうんでしょう、ライニングという加工がされていない、ただの鉄管を使って内面が閉塞しているというふうな個別の可能性とかも考えられるのかなというふうに思って、どちらにいたしましても、個人の給水管の問題になってしまうと個人負担が出てしまうというようなこともありますので、個別どういう状態なのかということをお問合せいただいた上で、現地を確認しながらご説明を申し上げるような形になるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○1番（菅野朝興君） 大丈夫です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、5番、岡部宗寿君、（1）台風19号によるその後の進捗状況についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） 台風19号によるその後の進捗状況についてお伺いします。

台風19号の災害から間もなく5か月になろうとしておりますが、職員の方、何かと苦労されていると思われます。5点ほどお聞きいたします。

1点目、今回の水害で浅川町防災計画書を作り直さなければならないと誰もが思ったことと思います。そこで、先ほども1番議員も言うておりましたが、そこで町は、職員による防災対策チームを立ち上げ、検討作業に着手したとのことですが、その内容について伺います。

2点目、水害に遭ったところの堤防のかさ上げと、川底の土砂を取るべきと申し上げたとき、町は県のほうに要望するとのことでしたが、その後の進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

3点目、滝輪前の水門約20メートルぐらい片側通行ですが、いつから工事をするのかお伺いします。

4点目、消防団が出勤して自家用車が水没しました。これに対して、町として何かしらの補償はしたのかお伺いします。

5点目、12月の議会で、殿川の堤防舗装の件で質問をしました。そのとき、私は、今はそのときではないのではと申し上げましたが、町長は、県のほうへ話しますと答えられましたが、今、工事をしているのはなぜなのか伺います。

以上5点。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、3項目について検討をしております。

1つ目は、過去の震災と今回の水害における問題点と改善点を検証しております。

2つ目は、災害時における初動態勢の在り方を検証・見直すこととしております。

3つ目は、各種支援体制についての取りまとめをしているものです。

検証の結果は、担当課長より説明させていただきます。

2点目につきまして、堤防のかさ上げの件につきましては、今年2月14日に開催された国土交通省及び県土木関係機関との意見交換においても、要望を行ってきたところです。

河川の土砂撤去につきましては、殿川については現在実施中であり、令和2年度中に全区間完了すると伺っております。

社川につきましても、早急な対応が図られるよう再度要望しております。

3点目の県道端・泉崎線、日渡橋付近の道路災害復旧工事ですが、今年度3月末に契約見込みと伺っております。

4点目につきましては、消防団活動中における自家用車の水没は、消防団員の公務災害補償等共済制度による見舞金の支給はありますが、独自の補助はしておりません。様々な災害時の対応を踏まえ、今後の課題事項

と考えております。

5点目の殿川堤防の舗装工事は、県が発注しておりますが、上部からの雨水による浸食を防ぎ、堤防を強化する治水対策の一環として、現在工事が行われていると伺っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、補足説明をいたします。

会議については、5回ほど開催をいたしました。

まず、1つ目の過去の震災と今回の水害における問題点と改善点の検証作業でございますが、初めに、今回の水害の検証でございます。防災計画書のマニュアルに基づきまして、発生後から48時間以降の436項目の該当項目を検証いたしました。マニュアルにそのような項目が記載してございます。この436項目に対する該当項目、これが250項目が該当しておりました。この該当した250項目で実施されたものと実施されなかったものというものを検証しまして、実施されたものが160項目ということで該当する250の約64%が実施されたということでございます。残りの90項目の36%程度は未達成であったということを検証いたしました。

また、過去の震災においても、遡った状況ではございますけれども、同じような同様の作業を行いまして、項目とすれば436項目がございまして、該当項目を検証しますと、195項目が該当しまして、その中で実施されたものが110項目でございました。率にして56%が実施されたという状況でございます。残り85項目で46%程度は未達成であったということ、マニュアルに基づく検証作業を実施したものでございます。

これらのマニュアルにおける内容についての項目、これについても検証している中において、見直しも必要であるということ再度確認をした次第でございます。

また、このマニュアルにつきましては、今後、災害時における順次確認項目として活用していくということも確認をしております。

2つ目につきましては、災害時における初動態勢の在り方、これを検証・見直しすることをいたしました。防災計画書記載の配備体制について明示されておりますが、結果的に災害発生前の事前配備、これがいかに必要であったかということを確認をした次第でございます。これらを判断する上においては、気象庁の発表する気象注意報、これらが発表された場合に、速やかに総務課、建設水道課、農政課、関係する課の課長及び担当者を速やかに配備を整えるということを確認しました。今回の水害におきましては、台風接近前の6時間前が適当ではないかというふうなことも検証しております。また、警戒配備態勢についても、注意報より警報に切り替わった時点において、速やかに警戒配備態勢に整えるということにしたいというふうに関心しております。この警戒配備態勢を取るということについては、と同時に、災害対策本部を6時間前には設置することが望ましいという検討をした次第でございます。

今回の水害ですと、午後2時前後には災害対策本部の設置が必要ではなかったかということを検証しております。そのようなことにおいて、警報が発生された場合には、災害対策本部等設置を同時に併せて、避難誘導関係、避難可能な時間帯に自主避難、避難勧告を速やかに周知しなければならなかったということを確認しております。避難するにおいても、夜間においては避難ができないということですので、早めの災害対策本部の設置と、行動避難勧告が必要であるということ2つ目においては検証した次第でございます。

3つ目につきましては、各種支援体制についてでございます。

町の被害者支援制度のガイドブック、これを作成いたしました。住民向けの内容として、罹災証明書等に関する関係の項目で6項目、事業者向けの項目として3項目、また共通事項としての各種相談、問い合わせ一覧表等、そういったものを掲載したもので、41ページにわたる冊子となったものを内部的に今後、災害時に備えた被害者支援のためのガイドブックを作成しまして、速やかな対応ができる、そういった庁舎内での体制づくりを整えたことでございます。

以上、今後の災害に備えた検証作業をしまして、今後の的確な災害の対応ができるように、対応を図っていたものでございます。今後も、防災会議等、今後予定をする予定でいますので、その中においては、ハザードマップ、避難所の指定に向けた資料の作成、防災対策チームでの検証した結果を提案しながら防災会議等において議論いただきまして、周知徹底を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 全く難しい話で分かりません。

1点目、今回の台風19号に対して、町として何がまずできなかったか、どこが間違っていたのか、どうすべきだったのか、それらを検証しましたね。そういう簡単でいいんです。ただ、今このお話、絵に描いた餅では駄目なんです。分かりますか。前回作った防災計画書は何にもならなかった。何かありますかと言ったらないと言われたんです。まずこれらの新たな浅川町防災計画書を作って、その検証作業に着手すると言ったんですから、それにはまず、いろんな団体、消防団もありましょうし、各区長会もありますし、いろんな会がある、その方々のまず意見と、今回被災された方とか災害に遭った方とかのそういうのも聞いて、そういう検証委員会を立ち上げて作ってくださいということを前に申し上げたんですから、今度それを早急に出してください。1点目は分かりました。

次に、2点目、堤防のかさ上げや川底の土砂を取るのは、国・県です。やっぱり町から要望して、こういうわけでやってくださいというのが一番だと思いますので、引き続き、県への要望をお願いします。なお、滝輪の新田の下に茱萸ヶ沢というところがあるんですが、そこの杉の木がやっぱり何本か倒れてやられています。川にも入っております。堤防も、あそこはまだ堤防もやっていないところなんです、そういうところなどをもう一度現場を見て、杉などの立ち木などの流されそうなところなど、処理してください。

3点目です。滝輪区から毎年要望出しましたよね、日渡橋の道路広げることで。

でも、残念ながらいい返事が来ないうちに、今回の台風でそのとおり道路と水門をやられ、20メートルぐらい道路がえぐられました。町長、つい最近なんですけれども、子供1人あそこで車をよけようとしてちょっと落ちました。たまたま、足すべらせて落ちてけがなく済んだということなので、とにかく前から危険だということ言っています。この対応をしっかりとってください。これからの工事をするのであれば、地元の区長などと話をして早急に進めてもらいたい。

4点目、この問題は、これからの町消防団の将来にも及ぼすことだと思います。町で、何かしらの補償はないかとお聞きしたところ、今回の災害を教訓に検討を図らせていただきたい、町が全くないということだったんです。共済の事業のほうであるということで、お二人の方には見舞金のほうが払われるということになった

わけですけれども、町としては何もないというのも、これちょっとおかしいかなど。要するに、前あのとときに質問したときに、そういう条例がないんだったら、町長、今回の19号のこういう台風の大雨というのは誰も経験したことがないんです、初めてのことなんです。だったら初めてのことだったら、そういう何もないというならば今後、つくればいい。

ただ、この団員に、町ではどのようなこれから補償の検討とか、補償をされるのかをちょっと伺いたい。

なお、町長に聞きますけれども、この被害に遭った2人ですよ、4月から滝輪区の区長と代理、分かりますか、区長と代理なんです。この2人が消防団員として今回水害に遭ったんであります。

5点目です、殿川の堤防舗装城山側は、もう間もなく終了するんですよ。これが、現の役所のすることかと思っちょつとがっかりしましたけれども。堤防の舗装より、川底の土砂を取って堤防のかさ上げとかをやるのが先ではないかと、前に質問しました。県では今の町長の話から、舗装は上から水が浸透して土手が崩れないようにするため、もっともな話だと思うんですが、せめてそのとき一緒に土砂を取ればいいと思いますけれども、そのことでちょっともう一度お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、本当にハザードマップは絵に描いた餅では本当に間違いなく駄目なんです。これからどういう災害とか事故が起きるか分かりませんので、当然このハザードマップは今検証しているところですから、もうしばらくお待ちください。

また、滝輪の茱萸ヶ沢の杉の木ですね、間違いなく私も何度も見に行っております。確かに倒れそうな杉もございます。あるいは倒れた木もあります。それは今、県の土木事務所では今後、恐らく4月以降順次やっていくと思います。県で河川とかその堤防はしっかりやっていくという県民にも約束しておりますので、私も強く要望させていただきます。

あと、日渡橋の工事、さっきの陥没したところですね、これ先ほども申したとおりに3月に契約が行う予定ですから、4月以降工事がされると思っております。

なお、職員を通して、あるいは自分から県の要望は常に言っていきますので、ご了承願いたいと思います。

あと、先ほど消防団の車の水没、これは共済金で出ると思いますが、今後、町としても様々な検討して対応をさせていただきたいと思います。当然、若い人たちがいなければ消防団は成り立ちませんので、私はそれは重々知っておるつもりです。今後の検討課題とさせていただきます。

最後の、殿川の川底の土砂、これは間違いなく間もなく終了すると思います。これは、私、5番議員さんにも以前言ったかもしれませんが、これは順次、川幅が物すごく川底で狭くなっておりますから、私と職員で以前から要望していたものが、今回になったわけでございます。当然、これからの社川とかそういう河川敷は、川底は取らなくちゃいけないと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長、この災害は国・県・町でやる大規模な災害復旧工事です。もう二度と水害に遭わないように、町としてしっかりと町民の声を聞いて、一日でも早く、やはり町長が言われます、スピードを持って仕事を進めてください。この災害復旧工事は、後世に残る大変な仕事です。町職員は4月から各課の異動

などもあり、引継ぎなども大変でしょうが、ぜひ頑張ってください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで、10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順3、5番、岡部宗寿君、（2）町民グラウンドを水害から守るには、かさ上げ工事を先にすべきでは
の質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） 町民グラウンドを水害から守るには、かさ上げ工事を先にすべきと申し上げます。

台風が来るたび、グラウンドが水浸しになり泥が入り、そのたびにたくさんの工事費をかけてきました。今回も約5,000万円くらいかかるとのこと、それでしたら今後のことも考えて、もっとかさ上げをし、水害に強いグラウンドを造るべきと思うのですが伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町民グラウンドについては、社会教育関係ですので教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

町民グラウンドにつきましては、社川のすぐそばにあるため、過去にも台風等により社川から浸水したことがありましたが、今回のような大量の土砂の堆積や電気設備、用具室、管理棟、ダッグアウト等の水没はありませんでした。

今回は、今までにない規模の台風が直撃したことで甚大な被害が発生いたしました。

グラウンドのかさ上げについてのおたがしでございますが、今回の復旧工事につきましては、町民グラウンドを利用される皆様からの要望もあり、早期に町民グラウンドが利用できるように工事を進めております。かさ上げ工事につきましては、かなりの工事期間と工事費を要するものと思われま

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 今後のことを考えてグラウンドをかさ上げして水害に強いグラウンドを造るべきというふうに言ったんですが、今回、私この話をしたのは、堤防なんかも決壊して土砂が田んぼに流れて、たくさんの砂とか泥とか石とかが田んぼにきています。その取った砂利をどこに捨てるかと、そのまま堤防かさ上げしたりに使ったりするんだったら構わないんですけども、田んぼに入ったやつは使うわけにはいかないからということで、きっと土砂をどこかのところに持って行って捨てるということになるんでしょうけれども、グラ

ウンドをもしかさ上げるのであれば、そういったその今グラウンドに入っている泥とか、そのこの堤防にある土砂とか、何か所も工事やっているわけです。4か所、5か所から工事やっているんです。そういうところ捨てる場所の心配がなくなると思うんですよね。工事も早く進められると思うんです。土砂置場がみんななくて困っていると思うんです。そして、かさ上げをすれば水害に強いグラウンドになるんじゃないですか。誰もそれを考えなかったんだか何だか分かりませんが、それも一つあったんですが、今回、その今問題になっているのは、町長、グラウンドが遊水地という形の指定になっているか、なっていないかのこともちょっと聞きたいと思うんですが、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、土砂はどこに捨てるのかというのは、これは業者が持っていくところは決まっていますので、この前、入札が終わりましたので、業者さんをお願いをしているところでございます。

それで、遊水地になっているのかということは、これは担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 町民グラウンドの遊水地の指定の有無でございますが、こちらについては承知はしてございません。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 分かりました。分からないということですね。

あの土地、河川敷の田んぼ、全部一応遊水地という形で国は見ているんですよね、大水が出たときには、田んぼに水が流れるような方向で水害から守るといような、たしかそういう趣旨があったと思います。すみません、それは分からないということでもいいです。

今回、管理棟も全部水没しましたよね、泥であふれて無残な状況でしたが、まずは今、グラウンドの泥を取るのに、せんだって2,600万以上かかるということで、入札あったと思うんですが。ただ、そのほかにこれから電気関係とか、あとマイク関係とか全てスピーカーもいろんなことあると思うんですが、まずこれが入札決まると思うんですが、いつ頃発注して、幾らぐらいの工事価格、さっき私5,000万円ぐらいだろうと臆測で言っていましたけれども、そのぐらいかかるとは思わないですが、工事金額などが幾らなのか、よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 町民グラウンドの災害復旧工事関係でございますが、3月の補正予算のほうに社会教育災害施設の復旧費ということで、工事費として1,627万5,000円を補正しております。12月の補正の工事費と合わせまして、グラウンドの土砂撤去の災害復旧工事と電気設備の復旧工事、こちら合わせて5,627万5,000円を予定しております。そのうち、電気設備工事につきましては、提案理由の中でも説明があったように、3,581万円を繰越明許ということになる予定でございます。

電気設備工事につきましては、4月以降、入札をして工事を進めるというような予定になってございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）町での新型コロナウイルス対策についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） 町での新型コロナウイルス対策についてお伺いします。

1つ、今、新型コロナウイルスが世界中で広がっている状態です。今後もまだまだ広がるものと考えられます。そこで、我が町では、今現在どのような対策をとっているのか、考えているのかお伺いします。

2点目、全国的にマスク、消毒液が不足しています。町には緊急用備品として備蓄されてはいないのでしょうか。あるのであれば、児童、学生のいる家庭また妊婦さん、そのほか老人クラブ、老人ホーム、そういったところに配布してはいかがでしょうか。伺います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、8番、須藤浩二君、（2）コロナウイルスの対策はこの質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 先日の説明の中で、町長あるいは担当課長より対策についての説明がございましたが、通告は19日現在のものであります。説明された部分も含めますが質問いたします。

まず1点目、県からの指導はあったのか。あったとすればどのような内容だったのか。

2点目、こども園、小中学校の今シーズンのインフルエンザ患者数は。

3点目、デイサービス事業等を行う施設や、大勢の人が出入りする町の施設ではどのような感染予防をしているのか。

以上3点お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、5番議員にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症の対策についてであります。庁内において2月25日、2月28日に対策会議を実施しております。

第1回目の開催では、国のガイドラインの確認、庁内業務継続計画、予防対策の周知及び今後の対応等について協議を行いました。

第2回目の開催では、国の要請による公立小中学校及びあさかわこども園の休校、休園の取扱いについて、児童クラブの運営や各種イベント、会議、集会等の中止や行動計画フローチャートについて協議を行いました。

指導機関である県中保健福祉事務所からの指導を基本として、ガイドラインに沿った対応は実施しているところでございます。

2点目のマスク、消毒薬の配布についてですが、東日本大震災時にストックしてあったマスクを、小中学校及びこども園の保健担当教諭と相談の上、児童生徒については大人用、園児については子供用のマスクを2月12日に既に配布しております。後に、中学校からの追加配布要望があり、配布いたしました。質問にありました妊婦さんについては、産前ケアなどに合わせて配布を検討しております。

続いて、8番議員の質問にお答えいたします。

1点目の質問につきましては、5番議員の答弁で述べたように、新型コロナウイルス感染症対策会議での内

容について、県中保健福祉事務所から指導助言を受け協議したところであります。

3点目のデイサービス事業を行う施設、さぎそうや社会福祉協議会においては、施設の感染症予防対策マニュアルに従って職員の衛生管理、自己の健康管理が適正に実施されていることを、施設代表との連絡体制の中で確認しております。

また、町の各施設においては、感染症対策への協力告知や拡散レベルに応じて告知内容を変えながら掲示物にて、周知しているところです。

ただし、早い段階からマスクの不足と同様に消毒材の入手が困難な状況となっており、施設に関しては、出入りする人数を勘案して、現在抱えている備蓄分で対応を行っている状況であります。

2点目のインフルエンザ患者数については、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 8番議員にお答えいたします。

2点目につきましては、2月末現在で、こども園が22人、小学校が116人、中学校が21人となっております。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 私も8番議員と同じく、17日にこれ出しましたので、ちょっとずれているかもしれませんがご了承願います。

世界的に見ても、いつまで続くのか、またいつ終わるのかも分からない状態です。ある医者は、このまま5月まで終息しなければ、オリンピックも延期とか無観客でやると話も出始めています。今も増え続けている以上、我が町にも出る可能性は十分に考えられるわけです。そのときの対応はしなければならぬと思うのですが、浅川町には、新型インフルエンザ等対策本部条例などがあると思います。今から対策本部をつくり、話し合っておくべきと思うのですがいかかでしょうか。感染者が出てからでは遅いのです。もっと町では危機感を持って対処すべきと思います。いざ、新型コロナウイルスに感染したら、どこで検査するのか、町ではどうふうに患者に対応するのか、どこの病院に行けばいいのか、今から対策を検討すべきと思いますが、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ただいまご質問にあった、一番関心が高い新型コロナウイルスに関してですが、まず、浅川町には災害対策本部的なものがあるのかということですが、実は、平成26年に新型インフルエンザ対策行動計画ということで、この中に対策本部の設置等もうたっておりまして、この計画は、事前に作成されたものであります。ただ、今回の新型インフルエンザに対してのものではないということですが、これに準じた形で町のほうでは、準備を進めているところであります。

国のほうでの対応ということなんですけれども、今、どういった形で国が進めていこうかということになっているんですけれども、結局、拡散防止の手段を今取って、爆発的に中国のように感染しないような形で、医療機関のキャパシティもあって、その間にいわゆるワクチン等の開発を進めるということを行っておるところです。今朝ほど、多分新聞報道でご覧になったと思うんですけれども、PCR検査というのが保険の対象に

なったということで報道されております。これが、どういったことになるかといいますと、先ほど質問にもありましたが、いざ感染した、感染の疑いのある場合、どういった経路をたどるかといいますと、今までですとまず主治医というか、今までかかっている医療機関のほうに連絡をいたします。主治医のほうで、いわゆるそういう疑いがあるということで、実際の診察を行うんですけれども、診察を行った結果、疑わしいということが判明した時点で保健所のほうに連絡をいたします。で、保健所のほうで聞き取りを行って、明らかに陽性に近い状況かもしれないということだと、保健所のほうでその検体を預かって、福島県の場合ですと、研究所が福島にあるんですけれども、そこに検体を運び入れるような形になっています。そこから検査をするんですけれども、大体2日ぐらい、二、三日かかりまして、その結果いわゆる陽性だという、そういった経路をたどっているんですけれども、今日のようにPCR検査がいわゆる保険対象になると、医療機関のほうで実際にそのPCRの検査をする事業所、いわゆる民間の検査機関とか、それから大学の研究所とか、そこに直接依頼をできることとなります。要するに今までの行政検査をそこで省くことができるということで、非常に検査が短縮されるという効果が生まれることとなります。実際に、町として対策本部を設置する状況ということなんですけれども、これ実は政府に新型インフルエンザ対策本部、対策の特別措置法というのが、これも新聞で報道されていたと思うんですけれども、こういった法律がございます。これに、今回の新型コロナウイルスが該当しないという形で、報道管制が行われていない。で、野党の協力を得て、多分、今週中とかもう一週間とかという話だったので、いわゆる法を改正して今回のコロナウイルスもこの対策措置法、特別措置法に該当するような形で法改正が行われると。これが法改正されますと、万が一、非常に早い速度で感染が広がった場合に、国は緊急事態宣言を行います。北海道で行っているような形になるんですけれども、この緊急事態宣言をいたしますと、いわゆる都道府県の県知事及び自治体のいわゆる首長が強力な権限を持って、個人のプライバシーに関する部分まで制約ができることになって、この法律の取扱いについては非常に微妙な流れとなっておりますが、間もなく法の改正がされるのではないかというふうに考えております。

以上のような形で、現在進めている段階というのは、あくまでも予防のための手段でありまして、町としても一応緊張感を持ってやるべきだというご指摘ですが、対策会議を含めて、庁議、それから各課長、それから各施設には十分な対策をお願いしているところであります。

そういった形で、今後、ここ一両日中に大きな国の対応の変化があると思いますので、その辺の状況を踏まえて、速やかに対応していく準備を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） やっぱり、私頭悪いから分からないんですけれども、結局、なっちゃったらどうするかという話を私はしたわけですね。だから結局なった人は町に対応を求めるしかないんじゃないですか、どうしたらいいか。今の話だと、ないよね、ないですよ、どうしたらいいかという話。そういう段階だと思うんですね。私のところはまだ誰も福島県は出ていないからという話で言っていると思うんですが、これはもう全国的にどこの議会でも話はしていると思いますよ。そのときに、私が言ったのは、なっちゃったらどこに行けばいいの。その話だけでいいです、余計な話をする必要ない、なっちゃったらどこに行けばいいんですか、場所ね。ま、それは後からでもいいです、答えは。

あと、3つ目のこれ、質問にするね。我々が言うのは、もうどこにもマスクとか、トイレットペーパーはちよっと出始めています、消毒液関係はどこに行ってもないじゃないですか、売っていないんです。

今回、教育委員会でやった私はすばらしいということは、中学3年生が受験があったので、インフルエンザもちょっと浅川町ははやっていましたね。そのときに、中学3年生にマスクを配布したということらしいですね。これは、早めの対応でもうすばらしくよかったと思うんですよ、大変すばらしい判断だったと思います。このときのマスクは、たしか町には、先ほどもちらっと言いました、災害用備蓄用品というのがあるわけなんです。このときのマスクは、きっと教育委員会はこのときのマスクを使ったのではないかと思うんですが、私、ただ、それは確かによかったんですが、ほかに例えばその備蓄用品の中にもっと利用できるものなどがあるのかということ、あと。これから小学校で学童保育で100人超しますよ、きっと、100人超すと思うんです、集まるのが。そうするとやっぱり一緒のことじゃないですか。学校休んでも何でも学童保育に行って、人が集まる場所に人が集まれば。その対策も一応、町としてはしなくちゃならないじゃないですか。消毒液を置くなり、マスクを配るなど。そういったので、そこにとりあえずは子供を守るといふか、子供にうつらないようにするのに、そこでちょっと町で配布していただければと思うんですが、早めの対策、そういうのもひとつ、ぜひお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） になったらどうするのかとか、ちょっと細かいことは、担当課長より答弁させていただきますが、先ほど中学生にマスクを配布したというのは、本当にすばらしい対応だと思っております。当然、マスクの備蓄があれば、そういう方たちに配ったのは成功で、今後とも、そういう対応はしていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 実際に感染者が出た場合の対応ということなんですけれども、現時点で申し上げますと、先ほど言うように、要するに感染が確認された場合には、保健所でその方の検体を運んで実際に判定をしておりますので、実際にその方が感染された場合には、保健所が動く形になっていまして、まずその方の隔離を行う指示とか、いわゆる消毒のこととかというのは、保健所が指示するということです。ただ、現時点で確認している状況ですと、例えば、熱が出て消防署の署員が緊急搬送するというようなケースもありまして、消防署とも確認したんですけれども、いわゆる個人の家の場合には、菌の繁殖とかも考えて消毒は個別にはしないような形になっているそうです。ただ、いわゆる人が大勢出入りする施設については、消毒もあり得るといふ回答でありました。

実際にその体制につきましては、うちのほうでも実際の仮に町がその消毒をするような形になるんですかという保健所に問い合わせたところ、保健所ではやれないということで、万が一にやる形になるという想定もいまして、事前に今言った体制の確認とかも事前には考えてはおります。ただ、今のところは、実際に件数が昨日発表されている人数が少なくて、実際に一番初めにやっぱり保健所が介入することなので、その指示の内容に従って準備する体制は整っています。

それから、マスク等の在庫とかということでありましたが、これは震災のときのいわゆる備蓄品でありまし

て、うちのほうで全部在庫を確認しましたが、利用できるというものとはマスクのほかには、水と非常食、何種類か、あと毛布というような形で、マスクが一番利用価値があるということで、在庫の傷みも考えて、今回の多分配布になったんですけれども。

児童クラブの問題が出ましたが、児童クラブのほうは現在、保護者の理解を含めて50人ほどで4日から運営しております。空き教室をなるべく使いまして、分散させる形で今児童クラブ事業を行っておりますが、指導員、それから来る子供さんへのマスクの提供は町のほうで責任を持ってやろうということ、始まる前の、学校の保健授業の教諭、それからうちの保健師とで相談をしまして、必ず全員マスク着用、それから保護者の方には出てくる際に体温の測定、うがい、手洗いというのを励行して、病状が確認ができるときには、児童クラブに来させないでくださいというような通知をお願いして対応をいたしているところで、マスクの適用は全てしているということで、昨日確認しましたので大丈夫かなと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、1点目、再質問でございます。

県からの指導は県中保健事務所からありましたということですが、町の対策本部の中の構成メンバーをちょっと教えてください。あくまでも、その町職員の中での構成なのか、外部の有識者を入れての構成なのか、その辺をまず1点。

2点目ですが、教育長から答弁ございました、2月末現在でのインフルエンザの患者数、こども園20人、小学校116人、中学校21人、その中で、私、え、と思ったのが小学校の116人、すごい数だなと思ったんです。その中で、の学級閉鎖、学年閉鎖等は行ったのか、それを質問したいなと思います。

あと、3点目の質問に関しまして、感染症予防しているのかということで、啓発はしていると。ただ、啓発するのもそうですが、できれば公民館行事とかいろんな各種何ていうんですか、講習とか、あと教室とか行っている事業に関してもある程度のお休みを取って、収束するまで人を極力集めないとか、そういう方法も必要ではないのかと思います。

以上、3点、再質問よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 新型インフルエンザ対策本部のいわゆる構成ということなんですけれども、町で行ったのはいわゆる対策会議ということで、正式な対策本部ではありません。この構成は、一応本部長が町長になりまして、副本部長として教育長、それから総務課長、それから、私、保健福祉課長が副本部長という形で、そのほかに各担当課長が本部部員として存在するような構成になっております。ここに対策本部長、いわゆる町長が指名した者ということで、各関係団体の代表者等が一応招集させるような形を取っております。ある程度の人選というか、代表者は考えてはおるんですけれども、そういった構成で本部の構成がなされているということで、実際に動き出すとすれば、議会等の代表者もここに参画いただく可能性もあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） それでは、2点目についてお答えいたします。

浅川小学校におきましては、学級閉鎖はございました。6年2組が先月ですが、2月19、20日、水曜日、木曜日です。それと3年2組が2月21日のみです。この日は金曜日だったものですから、1日のみということにしておきました。学級閉鎖は基準はないんですが、教室の3割、児童数の3割の場合には行います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず1点目、町の対策本部に関しては、対策会議ということで、あくまでも庁舎内の職員での会議だったということによろしいですね。

ぜひ、早い段階で、医療関係者、特にその感染学を学んでいる方からの、直接の指導をいただくのも必要ではないかと思うんですね。書面でもらっているものと、生で聞くものではかなり違ってくるものではないかと私は思っております。ぜひとも、対策会議の中でも、もうちょっと招集に範囲を広げてある程度やってもいいのかなと思います。それは町長に要望です。お願いいたします。

あと、小学校の学級閉鎖に関しまして行ったと。やはり問題は、今、各家庭が共働きであったり、片親の家庭であったりして、インフルエンザになっても代わりに見てくれる方がいないという家庭が問題なんですよ。そういう結果がこの小学校の116名というインフルエンザ数ではないのかなと思うんです。中学生になれば、ある程度インフルエンザになって学校に行かなくても家庭で独りでいられるとか、そういう何ていうんですか、そういう感染予防ができる環境があると思うんですね。ですから、ここは今後の検討課題だと思うんですよ。万が一、そういう家庭があったとすれば、町の保健センター等で預かりをできるような、そういう環境もこれから整備していく必要があるのではないかと、私は提言したい。それに対しての町長答弁、あと担当課長の、教育長の方の答弁よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは、福島県から、あるいは本町からコロナウイルスが出ないことを、まずは本当に願っております。

それで、今後の対策は、各種団体から必ず要望をさせていただきます。

あとは、今、最後に言った学級閉鎖で子供が多いとき保健センターとかそういうので預かってもらうということは、これは本当に今後の課題だと思っておりますので、検討させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） インフルエンザ予防につきましては学校だけでなく、やはり家庭でも予防対策をしっかり取っていかねばならないというふうに考えております。なかなかそれが難しい家庭につきましては、子供の対応につきまして、ご指摘のように検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、5番、岡部宗寿君、（4）あさかわこども園の旧道側丁字路に横断歩道の設置をの質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） あかさわこども園の旧道側丁字路に横断歩道の設置をについてお伺いします。

旧国道側から徒歩でこども園の送り迎えをしている保護者を何人か見かけます。

いりえさんの丁字路に1か所でも横断歩道の設置が早急に必要であると思われます。今までも町長が議員のときとか、そのほかの議員の方が質問してきましたが、その後の進展を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

横断歩道の設置のためには、基本定に道路の両側に歩道等の退避場所があり、歩行者の安全が確保されていることが必要となります。令和2年度においては、歩道設置のための測量設計を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 12月の議会での町長の答弁は、公安委員会が行うため警察を通じて要望していると答えられました。町長が議員のときより、約2年以上過ぎました。天気の良い日は町長、先生方3人ぐらいで子供7、8人を連れて散歩に出かけるんです。ところが、あそこは今、歩道がないんです。先生方3人で7、8人子供連れて、子供たちの安全と教育のために、あそこにはやはり横断歩道をつくるべきだと思うんですね。道路を渡るときは、教育では横断歩道を渡りなさいときっと先生方は教えるわけなんです、教えられないんですね、あそこに横断歩道がなくて。町長のせりふで大変申し訳ございません、スピードをもって警察のほうにお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど答弁したように、令和2年度において、歩道設置のために測量設計を行い、一日も早く横断歩道ができるように、頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） こども園の園児にね、道路を渡るときは、信号は青で渡るんだよ、右、左を見て、手を挙げて渡るんだよと先生方は教える。道路は横断歩道を右を見て、左を見て、安全を確かめてすばやく渡るんだよと、きっと教育するはずなんですよ。残念ながら、先生方、あんたらは横断歩道しか渡っては駄目なんだよと言えないじゃないですか。いや、子供が先生の言うとおりに、はい、ここ渡ってて言ったら渡っちゃうじゃないですか。ここは先生がいなくたって渡れるものだと思っちゃうんじゃないですか、幼稚園の子供たち。

だから、なるべく早めに横断歩道をつくって子供たちの教育のため、ぜひ、町長、大至急お願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、2番、兼子長一君、（1）浅川町役場行政機構の再編検討についての質問を許します。

2番、兼子長一君。

[2番 兼子長一君起立]

○2番（兼子長一君） 浅川町役場行政機構の再編検討について質問いたします。

現在の浅川町役場の行政機構は、平成16年度に大幅に再編され、平成20年度において、一部の課を見直ししましたが、平成16年度の再編から15年が経過し、この間、町民ニーズの多様化、地方分権、社会経済情勢の変化等により、各種事業や業務が増加しております。こういったことから、町民サービスの向上及び行政運営の効率化を図るため、機構を見直して事務分掌、職員の配置について再編する時期に来ていると思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

住民サービスの向上のためには、常にそのような観点が必要であり、簡素で効率的な行政運営が必要であることの認識であります。新たな観点に立ち対処したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 今の町長の答弁ですと、適切に対処したいというそういう答弁なんですけれども、そうしますと、この機構再編、これ実施するのかどうか、もう一回お聞きします。実施するのであれば、速やかに実施していただきたいと思います。できれば、令和3年度目標にしていきたい。ですから、令和2年度でよく内部で協議、検討してやっていただければと思います。

これが1点目の再質問です。

それから、2点目ですが、窓口の一本化、今現在、この役場の組織で窓口が類似する事業で分かれています。例えば、下水の処理です。公共下水道事業は建設水道課、農業集落排水事業は農政商工課、合併浄化槽は住民課、いわゆる同じ家庭から出る汚水の処理をする事業が3つの課に分かれて全部担当している状況なんです。そうしますと、町民の方はそれは分かりませんから、どこに行ったらいいのかがちょっと混乱する状況であります。

それから、もう一点、道路です。この道路行政、維持管理も含めまして、町道は建設水道課、農道は農政商工課というふうに分かれています。そのほか、やはりこういった窓口が一本化されていない事務もほかにあります。やはりその町民サービスを向上するためにはワンストップサービスということで、1か所で町民の方が用事を済ませるような、そういう行政の組織が必要だと思います。

そのお考えを、もう一度お願いします。

それから、3点目、やはり先ほどからいろいろ各議員さんからもお話がありますが、この危機管理担当部門、今の浅川町役場では総務課が主に担っているわけですが、昨年の台風19号をはじめ、地球の気候の変化があって、災害が多発する時代になってしまったと。そういった観点で、今後大雨はもちろん、あるいは突風、竜巻、そういう災害。あるいは、今、夏場は非常に暑いです。ですので、熱中症の人が多数発生するようなそういう状況もあり得ると思います。それから、今問題になっている新型コロナウイルスのような新たな感染症が発生する時代になってきております。そういった部門、総合的に担当する、あるいは危機管理する、そういう部門の設置、そういう部署で今問題になっている地域防災計画、そういうものを見直しも総括的にやる、そういう部門が今後必要になると思うんです。そういった点を町長に再度、見解をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

機構再編を令和3年度までしていただきたいという要望でございますが、これは本当にすぐはできないと思っています。様々な検討をしなければなりません。現職員あるいは、OBの方々の意見等も踏まえ、今後、大きな課題だと思っております。検討をさせていただきたいと思えます。

また、窓口の一本化については、道路行政が分かれているとか様々な今意見をいただきました。これもすぐにできるようなことではありませんので、これもさらに検討させていただきたいと思えます。もし、よい知恵があれば拝借させていただきたいと思えます。

危機管理担当部門、これは当然、今地球の変化で大雨とか台風とか様々なことが起きております。我々の想像のつかないことが起きております。当然、このコロナウイルスも私たちも大変困っております。そういうことを踏まえて、そういう部門をつくるのかということもありますので、ぜひ、検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 組織の再編について検討するという、ただ町長、検討だけで終わらないで、数年かかってもいいですから、ぜひ、これは実行していただきたいと思えます。例えば、さっき言った窓口の一本化、これは事務分掌の見直しでもすぐできると思うんです。課の名前を変えたりとか、そういった統廃合とかやる必要はないと思うんです。その事務の分担を見直しして、どこかに集中させる、そういうやり方でもできると思うんで、ひとつその辺お願いします。

で、もう一回ちょっと質問したいんですが、昨年のように、大規模災害で台風19号のようなものが発生すると、担当部署、災害査定やら復旧までの仕事すごい量になったわけです、今回。どうしてもその担当者に仕事が集中してしまう、そうすると毎日毎日残業はする、土曜日曜も自主的に出勤されて仕事をやっているという状況になるんです。それは非常に担当職員に体力的にも精神的にも負担をかけておるわけです。例えば、ワーキングシェアという方式があるんですけども、役所は4月の人事異動で辞令発令になれば1年間はその部署に配置というのがこれ原則ですけども、やはりそういう大規模災害とか何か今回のこの感染症、コロナウイルスもそうですけれども、担当部署に他の部署から一定期間、その職員を配置する、例えば3か月間とか、6か月間とか、そういうふうに応援をするという、内部での。そういう方策というんですかね、やり方、これは可能だと思うんです。既に他町村ではやっています、この近隣町村でも。一定期間、職員を災害復旧担当に回したりしているんです。これは可能ですので、これは町長の権限ですから。そういった形で応援するという、そういう体制をして、そして町民のためにやる。町長がスローガンにしている全ては町民のために、そういう形で組織というのもまさしく町民サービスを進めていくための一番の基本ですから。

再度、町長の考えをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、2番議員からいろいろなご意見をいただきありがとうございます。本当に参考にさせていただきます。当然、これから何年かかろうと、前向きに検討させてすぐ実行できるようなことを行

いたいと思いますので、もうしばらくの間お待ちください。そして、事務的な窓口の一本化、できるだろうということでもありますので、この件は、担当課より答弁させていただきます。

そしてまた、この大きな災害も、当然担当、今は農政課から建設課に集中しております。職員の応援ですか、応援をするのは本当にこれは参考にさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今、町長より答弁があったとおりの内容でございます。

私も担当する者の一人として、まず、現状における事務事業については、非効率的な業務とか統廃合すべき事務事業の見直し、そういったものはあるものというふうに認識しております。おただしの中でも出ましたように、公共下水、合併浄化槽、農業集落排水ということで、窓口の一本化ということで、確かに水行政を一本にするという考え、そういったその検討事項が必要かというふうにも考えております。

また、道路関係でも管理と建設、これは町道、農道に区分をするのではなく、道路としての管理体制、町道、農道の維持管理ということで、建設部門と維持管理部門を分けるのか、いろいろと検討すべき案、そういったものがあるかと思えます。

また、災害に対応した、対応の特別の部署等も必要ではないかということで、確かに災害対応も含めた企画立案する、そういった町の体制も必要かというふうなことも考えてはおりますが、そういった広範囲にわたる機構改革の再編成というふうになりますと、非常にまず現状の事務事業を把握した現状を踏まえ、どういう形が適切かというのが必要かと思っておりますので、来年度に向けてというお話もあり、町長も回答しましたが、一定の時間は必要かということで、年度を区切っていつまでということの回答は、今できる状態にはございませんけれども、それらを踏まえまして町長答弁のとおり、今後、事務事業の見直しということは必要ではないかというふうに認識しておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

また、今回の災害におきまして、ワーキングシェアということでお話もございました。確かに今回、実務的に庁舎内ではそういったことは対応しておりませんでしたけれども、県職員の派遣を受けましたり、災害査定に向けたご協力をいただきました。そういったことも含めまして、町と県といろいろと協力体制を図ってやってきた経過もございますけれども、今回の災害については非常に災害の規模が大きいということを勘案しまして、お話ありましたように、課の人員の配置といったものについては、人事を担当する課としまして業務量に応じた人員の配置ということも、今後、町長とも人員の配置については勘案をいたしまして、可能な限り人員の配置は対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、浅川町第5次振興計画後期基本計画策定方針についての質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 浅川町第5次振興計画、この後期基本計画の策定方針について質問いたします。

令和2年度において、浅川町第5次振興計画の後期基本計画（令和3年度から令和7年度）の5か年分を策定することになっております。振興計画は、町の最上位計画であり、将来のまちづくりの目標となるものです。

策定に当たっては、町民、行政区、各種団体などの意見・提案を反映すべきです。どのような方法で反映する方針なのか、町長の見解をお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町民及び行政区等の要望及び提案等は、毎年、行政区要望で預かっております。また、各種団体との意見交換を行っておりますが、改めて地域における意見交換等で多くの皆さんの意見または要望を承りたいと考えております。それらを受けまして、後期の振興計画策定へ反映させたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 町民アンケートについては、今の第5次振興計画でアンケート調査をしております。このときは、町内の18歳以上の方を無作為抽出して、2,000人を対象にアンケートを取っております。回収率が51.0%、それから中学生、当時の中学生211人、全生徒です。回収率は100%になっております。

今は第5次振興計画、平成28年度スタートしておるんですが、このときにはアンケートのみなんです、町民の意識調査というのは。過去の第3次振興計画と第4次振興計画につきましては、町民アンケートのほかに、各種団体との座談会を実施しております。これは第3次振興計画になりますが。あと役場職員にも全職員にアンケート調査をしております。第4次振興計画につきましては、振興計画の検討委員を公に募集して、町民の方から、4回実施しております。そこでいろんな方の意見、要望を聞いて振興計画に反映させております。ただ、第5次振興計画はアンケートのみしかやっていないんですね、この策定した経過を見ますと。そういったことから、やはり今町長おっしゃったようにその座談会を実施して、旧里白石小、旧山白石小の跡地の問題やら、様々な町民の方が思っている意見、提案を酌み取って、そうしてこの最上位計画である振興計画に反映させていく、そういうことも非常に大事だと思うんです。なので、もう一度その辺の町長の思いといたしましょうか、それをお聞かせください。

それから、もう一点、今度つくる後期基本計画、前につくった第5次のこういう冊子で立派なのがあるんですけども、これぜひ、新採用の職員にも配布していただきたいんです。今度8名、4月入りますよね。こういうのをやっぱり見ていただいて、町のスローガンは何なのかというのをやっぱり分かっていたいただきたいと思うんです。なので、今度作る後期計画書についても配布をしていただきたい。

それから、2点目です。できれば予算の都合もあると思うんですけども、ダイジェスト版ということで、これの要約版です、例えば5ページから10ページぐらいにまとめて、そういったものを作成して全世界帯に配布する、そういうことも一つ、もし予算に余裕があればやっていただければなと思います。

もう一度、町長の見解をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） やはり、私は生の声を聞くために座談会は必ず実施をして、第5次振興計画に反映させたいと思っております。

その後の答弁は担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず初めに、第5次振興計画における後期の基本計画ということで、策定に本年度

は、令和2年度着手するわけですが、その前に、第5次振興計画における前期計画、これについての検証作業をいたしました。委託先から立会いを受けまして、各課長等を通じまして前期計画における実施状況のヒアリングと、ヒアリングと申しますか、検証作業です。そういったものを先月実施をいたしまして、前期計画における結果はどうだったのかということで、それを今現在は取りまとめている状況です。それを受けまして、その検証の内容について、後期計画に生かしていくという段階を踏まえております。また、前期計画の検証の結果につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略対策会議ということがございまして、今お話ありました各種団体の方に報告をいたしまして、再度検証等をしていただくということで、一定の前期計画についても検証したことを踏まえまして、後期計画に生かしていくという流れで進めております。

また、今、町長答弁ありましたように、各団体様々のご意見、これについては座談会等でご意見等を伺ったものを後期計画に反映させていくという方向で考えてございます。

2点目の、新規採用職員についても、こういった計画書、振興計画ですね、こういったものは当然配布したいというふうに考えております。また、後期計画におけるダイジェスト版、前期計画においてもそういったダイジェスト版を作成しておりますので、予算等見極めながら可能な範囲で作成をし、町民に周知をしていくという方向は対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、8番、須藤浩二君、（1）防災無線についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 防災無線について、2点ほどお伺いいたします。

2か年にわたってデジタル化された防災無線の戸別受信機の聞こえが悪いとのこと。町ではその事実を確認しているのか。

2点目、町民の方から、以前のように明日の町の行事をお知らせしてほしいとの意見がありますが、昔私が一般質問したときは、あくまでも防災無線ということでできないということで、関係する機関と協議して実現するという内容でしたが、その件に対しまして2点ほど質問、答弁よろしく願います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、戸別受信機の設置に伴い、デジタル式に替えたことでの不具合について住民からの問合せがあり、全て対処しております。不具合があれば速やかに対処できる体制を図っております。

2点目につきましては、現在も基本的には従来と同じ取扱いにて行政に関する情報は防災無線を活用して住民へ周知しております。

現在のところ、町にはそのような意見はいただいておりませんが、周知されたい案件があれば問い合わせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点目の質問で、町のほうに問合せが来ているということですが、町から逆に皆さん聞

こえ悪いとこありますかと、設置しましたが設置した後の調査というのは一切やっていないわけですよ。電気屋さんが訪問して取り付けて、その場で終わりですよ。その後のやはり、各地区に、何ていうのかな、地区別によって聞こえが悪いところが発生していて、言った人には対応しているけれども、言わない人にはそのままというのではなくて、広報紙か何かでどうですかということで、それをちょっとアナウンスしてもいいのかなと思います。

また、町の行事に関してなんですが、いろいろ今回のコロナウイルスに関してもそうなんですが、文書で回すのにはやはり時間がかかってしまいます。ですから、保健課からコロナウイルスに関して手洗いを徹底してくださいよとか、不要の外出はしないでくださいよとか、そういうものを適時にすぐ放送できる、そんな環境をやはり改めて整備するべきではないのかなと。使った金額が結構大きいんですよ、それに見合った、今度利活用を考える時期ではないのかなと私は思いますが、町長いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町民の声を聞いているかですが、恐らく担当課長は聞いていると思いますが、なお、聞こえないようなところは再度お伺いしてお話を聞きたいと思います。

そしてまた、町の行事に関しては、文書より行政無線のほうがいいんじゃないかということですので、これは検討させていただきます。

なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目の防災無線における戸別受信機の設置でございますが、今回設置したものについては、あくまでも請負業務でやっておりますので、請負業者の責務としてその設置に対する正確性、これはきちんとやっていただきたいというふうに考えております。

そういうことで、問合せ等については、住民の方から44件ほどいろいろと様々問合せはありました。全て不具合については対処しております。その後の請負業務に携わって引渡しを受ければ、今後は町が管理すべきものというふうになりますので、そういった戸別受信機の不具合とかいろんな様々な対応、これについては、今年度、今現在、アナログとデジタル放送両方で放送ができる状態になっています。次年度においてはアナログからデジタルに切り替える時期が来ます。その前にデジタル放送での受信状態を実際、テスト放送ではして、そこに不具合があるかどうかと、そういった直接町が管理すべき中において検証をして、有効に活用できるよう、不具合のないよう、そういったものは令和2年度の中において対応します。今現在は、請負業者の請負業務の中に責任において対応してもらっているという状況ですので、次年度そういったことで対応しますのでご理解をいただければというふうに思います。

また、防災行政無線ということで、従来は防災関係の放送のみというような一定の時期はありましたが、許可を防災無線のみならず、行政関係についても放送ができるというふうに手続をしておりますので、防災関係に限らず、行政関係の業務についても防災無線を利用できるという状態になっております。

ただ、これは行政に関係するものであって、全ての住民からの協力依頼とかそういったものについては基本的には対応していないということですので、あまりにも放送が数多く混在しますと、本来の防災行政無線の趣旨から離れますので、あくまでも防災行政に関するものの放送ということで、一定程度限定をした形で対応し

ますので、ご理解をいただければと。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点目の質問ですけれども、44件不具合だよという声は聞こえてきたと。それで、やはり今回デジタル化する意味というのは、意義というのは、聞こえが悪いのも一つ解消できるのだと町民は理解しているんですね。私もそうでした。現にアナログのときは聞こえない、ざあざあという音しか聞こえないから行政無線自体の電源を切っているという家庭が、私が知っているだけでも結構ありました。それで、今回新しくなって、やあよかったね、今度は聞こえるわって言って、電気屋さんが置いていったんだけど何だ前よりもひどいなと。前はざあざあぐらいいは聞こえたけれども今はぶつぶつ切れて何にも聞こえないと。ですからそれは、町で委託したとか契約した設置業者、事業所ですね、そちらに責任を持って聞こえるように指示を出す。やはりそこは、工事完了までにきっちりそういう解消してもらうというのは当然のことではないかなと思います。そこは強く働きかけてぜひよりよいものにしていただきたいと思います。

2点目、その行政に関すること当然でございますね。個人的なものは放送できないというのは分かっております。以前よりもかなり柔軟になってきたなというのは理解できるんですが、やはり町民にすぐお知らせしたいものとか、そういうものに関しては、担当課のほうで柔軟に対応していただきたい。

数年前、こういうことがありました。浅川町内に特殊詐欺の電話がかかってきました。実はそれ、私の家にもかかってきたんです。うちのおふくろから電話がきて、こういう電話がきたと。私はそれを石川警察署に電話しました。そうしましたら石川警察署のほうで、浅川町に数件そういう電話がきていると。それで、私は石川警察署のパトカーを数台、町内でそういう電話がかかってきていますよ、引っかからないでくださいねとアナウンスをしてくれということをお願いして、まず、パトカーで警戒してもらったと。その後、多分町に警察関係から電話が入って、防災無線で言ったと思うんですね。

やはり、そういう初期対応は早ければ早いほど、災害でも事件でも事故でも未然に防げるという、やはり防災無線をもっともっと活用して、町民の安心・安全を図っていただきたいと思います。

いかがですか、町長。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、業者には聞こえるまでやっていただくのは当たり前だと思っております。それは8番議員と同感です。

あと、広報は急ぎ、あるいは危険なことが起きるようなときは、これは当然広報が早いですから、そういう方向でやらせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ここで、1時まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順6、3番、会田哲男君、（2）浅川小中学校校舎整備事業についての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 浅川小中学校校舎整備事業についてお伺いいたします。

町第5次振興計画実施計画に、今回、浅中の大規模改造事業を削除して、新たに小中学校の一体校を含め事業を計画として、小中学校校舎整備事業が新規事業として実施計画に上がってきました。計画によれば、2年度から4年度までの計画が示されましたが、これについて、次の点を伺いたいと思います。

1つとして、1か所に一体化した新たな校舎を建築する事業に取り組むものなのか。

2つとして、小中一貫の方向性もあるのか。

3つとして、小中一貫となればどちらかの学校は廃校となる可能性もあります。跡地活用の問題もありますので、校舎整備事業と跡地利用を並行して進めるべきだと思います。これは小学校統合でもそうだったのですが、やはり場当たりのではちょっと困ります。小学校の跡地2つ今残っていますが、利活用が進んでいない。こういった統合を考えたときに、一緒に並行して跡地利用もやっていくべきだったと思うんですが、結果として今の状況になっております。

そんな問題もありますので、跡地利用ですね、なるとすれば並行して進めるべきと思っておりますので、その辺も町として。これはまだのつけたばかりでございますので、余り深いところはないかとは思いますが、ぜひ方向性等を教えていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校施設関係なので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、本町におきましても、児童・生徒数の減少が年々進んでおり、今後の学校施設の在り方としてそれぞれ老朽化した小学校、中学校を同一敷地に建設するというのも選択肢の一つになるというふうに考えております。

2点目につきましては、小中一貫教育ありきということではなく、十分に調査・検討を重ね、方向性を決定していきたいと考えております。

3点目につきましては、教育委員会のみならず、町有財産を担当する総務課と十分協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） ある程度分かりました。

これは、今回初めて上がったものでございますので、なかなか、まだまだ先はありますけれども、ただ、今教育長さんからもあったように、今後減少するというような状況の中では、やはり小学校、中学校も、私としては建物は別としても、1か所のほうが。例えば、浅中のほうに小学校を持ってくるとすれば、例えばですよ、

浅小に役場を持ってくるとか、こういうことです、含めて300人くらいだと思うんです。

資料で見ると、大規模改造が6億500万ですか、一応概算の数値ですが6億500万。今回上がった整備事業によりましては、浅小・浅中ありますね。一体的な整備事業を見ますと概算で20億というような事業計画に載っております。

これは、浅小・浅中のそれぞれ大規模改造、タイムロスもありますので、大規模改造でいうと十何億かかる状況であります。であれば、やはり少子化等も考えた上で、やっぱりここ、先を考えれば1か所に持つてくるのが妥当でないかと思えます。

跡地利用については、今教育長さんからありましたように、なかなか財産管理は総務課でやるので、そこは協議してやっていくということでございますので、この1、2、3ですね、一応は今段階のところでは了解いたしました。

ただ、ぜひ私お願いしておきたいのは、今から利用を計画して、この小学校の統合のときのようなことのないように、計画を十分にしておき、ぜひこの方向で進めていただければと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 十分に検討して方向性を決定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）介護保険事業に係る地域包括支援センターの役割についての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 介護保険事業に係る地域包括支援センターの役割についてご質問いたします。

介護保険事業に係る地域包括支援センター、名前は私もよく聞くんですが、一般の方はあんまり分かんない、理解していないかなと思う形で、私は、今回新たに一般会計で870万円の予算が計上されたものですから、今回質問させていただきました。

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護、療養上の管理等の医療が必要な人に対して保険医療サービス、福祉サービスを提供する制度として、国民の共同、連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設されたと解していますが、制度創設後、現在までの高齢化の進展に伴い介護費用が増大する中で、団塊の世代が75歳以上となり2025年問題を控えております。

また、第5次振興計画に、新規事業として浅川町包括支援センター体制整備事業が計画され、予算も計上されましたが、それらの点を踏まえ、次の3点についてご質問いたします。

1点目、介護保険者が設置される地域包括支援センターの役割と設置要件についてお伺いいたします。

2点目、浅川町が設置している包括支援センターの現状と、町介護保険事業担当の執行体制についてお伺いします。

3点目、浅川町第5次振興計画及び令和2年度当初予算の老人福祉費に計上されている浅川町包括支援センターの体制整備の概略についてお聞きしたいと思います。

これは、今現在も福祉会のほうに頼んで保健センターのほうで包括支援センターあると思うんですが、今新

たに一般会計のほうで870万計上されたわけで、これは直接みたいな形でやっていくのかなと思うんですが、この辺の絡みも含めて、経営等も含めながら教えていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、答弁いたします。

介護保険は、介護保険制度施行の5年目には制度が検証され、高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念を踏まえながら、その持続可能性を高める改正が行われ、平成18年4月から本格的な運用が開始されました。

この改正において、新たなサービス体系が確立され、認知症ケアや地域ケアを推進するため、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を実現する介護予防ケアマネジメントの機能を持つ中核機関として地域包括支援センターの設置が保険者に義務づけられました。

地域包括支援センターは、包括的支援事業を適切に実施するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など3職種の専門職を配置することが要件であり、指定介護予防支援事業者として予防給付のケアマネジメントを実施する役割を持っております。

2点目につきましては、浅川町においては、地域包括支援センター業務を石川福祉会へ委託しており、石川福祉会の職員2名と地域包括支援センター所長を保健センター所長が兼務する形で運営を行っております。

この石川福祉会の職員2名は、1点目で説明を申し上げた3職種の有資格者となっております。

町介護保険事業担当者についてですが、現在は職員1名となっております。

なお、3点目については、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 3点目についてお答えいたします。

予算の中でも若干説明いたしました。町長答弁の2点目のご質問にお答えしたとおり、浅川町においては、地域包括支援センターが石川福祉会への委託業務となっております。石川福祉会の人事によっては、現在担当職員の異動や新任の職員の配属も考えられます。

将来における浅川町高齢者福祉事業を鑑みれば超高齢化が想定され、認知症施策等が急務となります。

高齢者への効果的な支援を行うためには、地域包括支援センターを浅川町社会福祉協議会に委託して、地域密着型での地域支援事業を実施することが望ましいと考えております。

しかしながら、地域包括支援センターが設立以来、現在まで積み上げてきた地域との関わりや介護予防ケアシステムを考えると、一元的かつ端的に新体制に移行することは極めて困難であり、著しく利用者のサービス低下を招くことになると思います。

このため、移行期間までに準備期間を設けて、石川福祉会の理解と協力を得て、現体制の地域包括支援センターに浅川町社会福祉協議会からの専門員を派遣するなど、交流を行って実務的な経験を踏まえてから新体制での本格的運営を行うものと考えております。

浅川町包括支援センター体制整備事業は、業務移行までの人事採用、人件費的な経費を浅川町社会福祉協議会へ補助するものであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 私申し上げた大体のところは分かったんですが、1点目、概要説明で包括支援センターの業務が地域介護事業の重要な役割を果たしているということでございますが、このような状況を踏まえて、今後の地域包括ケアシステムの推進に向けて、町が保険者機能を発揮して、自立支援や重度化防止に向けて取り組み、日常生活支援など一層の機能強化が望まれるところですが、町としても直営での設置を検討し、設置要件にあったような専門職を採用するような検討がどのようになされたか、ここをお聞きしたいと思います。

2点目は、地域包括支援センターの体制については、石川福祉会の職員2名と町職員の勤務職員1名と3名という体制でございますが、今後も当面の間、同様の体制で地域包括支援センターの機能を維持できるものと考えているのでしょうか。

また、介護事業の町担当職員は1名ということですが、介護保険事業ですね、予算規模から言っても国民健康保険と1億ほどしか違いませんね、5億9,000万ですか。国保が6億9,000万くらいだと思うんですが、この事業の量から勘案しまして、介護保険担当が1名でよいのか、各町村はどうなのかもお伺いしたいと思います。人事配置計画ですね、これについてお伺いしたいと思います。

3点目ですが、地域包括支援センターを石川福祉会から浅川町社会福祉協議会へ移行するという事だと思っておりますが、準備段階を含めて、移行までの期間はどのくらいを考えているのか。また、移行するに当たっては、石川福祉会との協議や話し合いなど移行に伴う協力依頼等を行っているのか。または、福祉会のほうでその点をちゃんと納得してから予算を立てているんですが、その辺の状況をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 1点目の直営で町が設置を検討し、専門職の配置等を検討されたのかということですが、石川町等では直営で経営した経過があります。

先ほどの答弁にもありましたように、専門職3職種が必要だということで、恐らく町では、当初この包括支援センターが必要となったときに確保ができなかったのではないかというふうに思います。そのために石川福祉会の委託ということになって、現在まで来ているのかなというふうに考えております。

直営でということですが、直営でということになりますと、町の職員がその業務を行うということになると、これは介護事業費の中に、要するに組み入れることができないものになりますので、要するに単独の町の費用をもってその人件費を賄う形になるのかなということ、直営での検討も、この課題が発生してからは検討いたしましたが、一応委託ということで介護事業費に含めるような形で考えております。

それから、2点目のこのままで、要するに当面このセンターの機能を継続できるのかということですが、今のいわゆる石川から派遣されている職員の年齢的には、当面現状のままで推移させることは可能ですが、やがてちょっと退職的な位置づけになるということも情報として持っていますので、ある程度早期にそういった対応をしていかないとなかなか難しいのではないかと考えております。

それから、町の介護事業の担当者ということで1名ということですが、やはりこれは介護保険事業の業務量から言ひまして、やはり1名では厳しいということで、昨年私がこの職務を担当したときに、2名体制にした

のですが、実は私的な要因で1名退職されたということで、現在は1名という形になっております。

来年度については、一応2名体制ということで強く要望しておりまして、そういう体制がしかれるものというふうに私は理解をしております。

それから、3点目の社会福祉協議会へ移行させるという期間について、どのぐらいの期間で見ているのかということですが、実は石川町でも直営のものを社会福祉協議会のほうに委託をしております。これも準備に5年をかけておりまして、やはり一般事務ではなくて、非常に地域のケアを行ってきたセンターの役割を考えると、ある程度の時間を必要とするので、町でもやはりそういったぐらいの期間を置いて、準備期間を含めて十分な準備をして、地域包括支援センターを浅川町社会福祉協議会へ移行したいと思います。

また、移行に当たっては、一応町の考え方のほうを石川福祉会と協議を行っております。これは、一応今までも石川福祉会のほうに大変な人事、今、介護事業の人員不足の中で町にそういった形で契約の中で派遣をしていただいているので、その辺を含めて、契約の時点ではいろんな形でそういった人事配置の難しさをうちのほうで受けていますので、事情を。何年か後にはそういった形で町が社会福祉協議会のほうに委託する考えだということでした承は得ております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 今の答弁でいろいろ、大体は分かったんですが、管内5町村、石川郡内だと5町村、浅川町だけがやっていなかったというのは、ちょっと納得できないのですが、これは今課長のほうからも話あったんですが、石川町でもあったように、5年かけて設置したということになりますね。この5年間、浅川町は、5年か6年か分からないんですが、その間、どういうふうなことをやったか、その辺ちょっともう一度お聞きしたいと思っているし、例えば、浅川町は令和2年度からこの体制を築くに当たって予算化しているということを見ますと、4年なり5年かかるということでもありますので、介護保険のほうでもそのままやっていく、そして一般会計でのほうでもやっていくということなんですか。それが、例えば、決まったらこの一般会計から借りた分を同じような形とか、一般会計がなくなって介護保険のほうに持ってくるというような形になるかと思うんですが、1つは、今まで取組ができなかった理由をもう一度お聞かせ願いたいということと、その予算の移行、当然介護保険のほうに持っていくと思うんですが、決まれば、固まれば。その点をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、なぜそういった形で委託せざるを得なかったのかということですが、恐らく私のちょっと主観的な部分の意見ですが、やはり介護事業が始まったときには、それほど介護事業の認知度が高なくて利用者も少なかったということが挙げられると思います。それ以降、急激な需用費の伸びがあって、当時その専門職を町が確保するまでもなく、委託をすれば事業が動いてきているのではないかということで行ったのだと思います。

正直言えば、この介護保険が平成12年度に創設されてから、早くももう25年以上たちます。そういった中で、町がこの超高齢化社会に向けて、やはり準備をしてこなければならなかったものではないかというふうに私も実は考えております。

町の監査の中でも、いわゆる町が人材育成プログラムのものを持って、そういう専門職の雇用であったり、いわゆる資格を与えるようなそういうものを計画的に取り組んでこなかったゆえに、現在のような状況になったのかなというふうには考えております。

これは、町として今後真剣に考えていかなければならない重要な課題と私は考えておまして、ぜひ、何年先になるか分かりませんが、社会福祉協議会への委託に切り替えていきたいなど。

予算的な問題ですが、ただいま本当に会田議員がおっしゃったように、今は介護保険で委託事業として見ている。これは介護費用の中で見ている。さらに重複して一般会計で人件費的なものを見るという、これは財政負担をかなり伴うことになると思うんですけども、実際に一番簡単なのは、石川福祉会の契約を断ち切って、来年度からその金額で社会福祉協議会に委託するというのが一番財政的にも負担はないんですけども、実際に、本当にこの業務内容、それから今までの積み重ねてきた十数年のそういった地域とのつながりを、果たしてそういう形で社会福祉協議会が一手に引き受けてできるのかという観点から考えると、ちょっとなかなか厳しいのかなと。私、石川の体制も随分伺いまして、やはりそういった介護事業に関する専門的基礎的な体力がないということで、石川も時間をかけて、保健師の派遣とか、あるいは専門職を逆に石川町の内部に派遣をして、交流をしながら準備態勢を進めてきたという結果があるそうです。

ぜひ、そういったことを踏まえていただいて、今回の整備事業ということに対して理解をお示しいただきたいなというふうには考えおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（４）箕輪の共同福祉施設のトイレの洋式化をすべきの質問を許します。

３番、会田哲男君。

〔３番 会田哲男君起立〕

○３番（会田哲男君） 箕輪の共同福祉施設のトイレの洋式化をすべきについてお伺いします。

共同福祉施設は、小中学生のバレー、ミニバス等の大会の食事の場、休憩の場として、また、高齢者の健康サークル、商工業関係の集団健診にも使用しており、子供から高齢者まで広く利用されております。しかしながら、男性用２個、女性用４個は、全て和式トイレです。

町の公共施設等では、現在、小中学校等も含めて３割から４割が洋式トイレとなっていると思いますが、共同福祉施設には洋式トイレの設置がない状況です。身障者のトイレはございますが、一般の方の洋式はございません。

子供、高齢者等利用者の状況を踏まえ勘案したとき、半分くらいは洋式トイレに改善すべきであると思えます。早急に、利用者のことを考えて、半分、男女とも１個か２個の洋式トイレの改善をぜひ、よろしく願いしたいと思ひまして質問いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

浅川共同福祉施設のトイレは、身障者用だけが洋式トイレとなっております。

幅広い利用者の状況を踏まえ、今後検討をさせていただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） ３番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 先ほども申したんですが、大体の公共施設は3割から4割、あるいは5割になっています。今回の予算を見ますと、武道館もやると、洋式に。共同福祉施設が今まで抜けている状況です。

また、振興計画を見ますと、共同福祉施設の改修、あれは屋根か何かだったんですが、計画では令和2年度の実施計画の中に3,000万というような、あれは外壁と屋根ですか、今振興計画の実施が。ただ、予算は計上されておられません。ぜひそんな面から、今年はどうしても屋根塗装あるいは壁塗装、これは実際にいつやるかわからないんですが、それを待っていないで、できれば早いところ、洋式トイレをぜひ実施していただきたい。

実際、私この前、共同福祉施設に行きました。たまたまそのときに、郡内の小学生の大会か何かあったんですね。ホールでその子供たちが休みました。若いお父さん、お母さんがいました。ところが、小学生の子供、和式は使えないと。僕、和式使えないんだということで、洋式、障害者トイレ使っていていいと言われてました。あと、保護者の方も、女性ですが、同じくこの障害者トイレを使っていていいですかと。あの表示は、車椅子だと障害者だったと思うんですが、使っていていいですかというように聞かれまして、あのとき管理人もいましたが、いいですよというような形でございます。

これ、時代の流れでしょうけれども、今の子供、なかなか和式が難しいんですよ。考え方によっては、お尻が当たるから感染もあるべなんていうことを語られるかもしれませんが、それはそれで消毒なんですね。今時代で拭くやつなんかもありますので、そういうのを対応すればできると思いますので、ぜひ、最低1個くらいずつ、男女とも洋式トイレの設置を、その状況を見たとき、今私がお話しした状況もありますので、ぜひ予算を確保して、早いうちにやっていただけるよう要望いたしますので、もう一度お願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 洋式トイレは、問題は共同福祉施設だけでなく、小中学校あるいは武道館とか様々な要望が来ております。できることから私はやっていきたいと思っております。

そしてまた、障害者の洋式トイレであります。もしできれば、障害者のほうも使っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 今町長答弁のとおり、障害者は誰でも使えます。ですけれども、そういうふうな公共で、今言ったように、石川郡内からの子供たちの大会の場ですから、ぜひ、障害者のやつ使っていていいですよという形じゃなくて、受入れ態勢という形でもぜひ検討の上、設置いただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 障害者トイレ使ってというのは、どうしても和式が使えなければ使ってくださいということですから。なお、先ほども言ったとおりに順次検討させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、4番、木田治喜君、（1）浅川小学校の安全についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 前回、12月の議会のときのフォローということで2項目だけ質問させていただきます。

ご存じのとおり、学校は浅川小学校に限らず子供たちの健やかな成長と自己表現、実現を目指して学習活動を行って、その基盤、最低条件として、安全で安心な環境の確保がされなければなりません。少子高齢化が加速する中で、国の宝、子供である子育てをいかに国が、県が、町が、そして地域が守るかということが重要な案件となっている学校でもあります。

そこでお尋ねいたしますが、学校保健安全法の第27条に規定されている学校安全計画の策定、及び第29条の危険等発生時において、学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領が作成されているか伺いたいと思いますが、まずは、前回の議会のフォローということで、正門を含めた4か所の門の施錠関係が、今どのように運用されているか、1点目として伺います。

2点目に、危険予知能力育成ということも踏まえて、年1回、石川警察署の署員の方を講師に招き訓練を実施しているという回答がありましたが、令和元年度の実施状況を伺います。これが2点目です。

3点目に、先ほど申し上げました学校保健安全法の第27条に学校安全計画の策定という項目がございます。学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るために、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する、通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければなりませんというふうに、これ、義務づけられております。また、27条と附随した29条には、学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものと、これ、いわゆる危険管理マニュアルというものだと思うんですが、こういうものがあります。浅川町小学校では、既に当然作成されていると思いますが、伺います。

何回も私が小学校ということでお話しさせていただいているかということ、子供が大分少子化が進んで、将来を担う子供たちが何よりも優先して、環境整備をする必要があるということなので、明確な回答をお願いします。

4点目の身近な子供の安全の推進に関する計画については、3点目の経過を見て質問させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、正門及び校庭2か所については、登校時間後に門を閉めております。磐城浅川駅側の門扉につきましては、登校時間後に施錠をしております。

2点目につきましては、昨年6月に実施いたしました。想定として、不審者が昇降口から校舎内に侵入し教室に入ろうとする動きに対するものです。石川警察署により不審者への対応の仕方についてご指導をいただいております。

3点目につきましては、子供たちの安全を確保する観点から、学校安全教育指導計画及び学校安全全体計画、さらには危機管理マニュアルの3つの計画を策定しております。

また、学校運営組織に安全指導部を位置づけ、子供の安全確保のために指導すべき事項等について協議し、共通理解を図る体制をとっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今、門の施錠関係及び石川警察署の指導についてお伺いしました。

浅川小学校の門扉関係については、教育長のように指導いただいていると思うんですが、私が12月議会のと
き質問させていただいた、多分12月12日前後だと思うんですが、一定期間学校のほうに行きまして、その辺の
関係を見て回りました。

確かに浅川駅のほうですね、裏の門のほうになると思うんですが、こちらは完全施錠ですけれども、プール
側はもう開放しっ放しという状況が多分毎日だと思うんです。これは何らかの理由があるのであれば、それは
学校側で決めたことですから、何でもそうなんですけれども、決めたらば行く、行わなければやめるというよ
うなことははっきり徹底されている分にはいいんだと思うんですけれども、実際には、子供のほうは、私が見
てきた1か月強、1回も締めたことはございません。ですから、あそこは職員の方の駐車場になったり、いろ
んな理由があろうかと思えます。来客者については、前の駐車場がありますね、小学校正門前に止められるの
ですから、あの横の駐車場に止めている方が多いんだと思うんですけれども、そういった意味で、開けておく
というふうに決めてあるのであれば、それは学校長、学校の決め事ですので、安全上の問題はあろうかと思
うんですが、それはそれで私のほうは納得するんですけれども、そういうことじゃなくて、教育長の指示から学
校側に対して、校長に対して、あそこも完全に施錠しなさいということが決め事だとすれば、これはちょっと
問題かなというふうに考えます。

その辺が、なぜ開放されているかということもちょっとお伺いできればというふうに思っています。

それから、学校安全計画及び危機管理マニュアルが作成されているということなんですが、防災教育を中心
とした安全教育の重要性に関する認識の高まりや学校における先進的な取組を進展させた平成24年の学校安全
の推進に関する計画、いわゆる1次計画があったと思うんですけれども、それにおいて、全国の学校において
は、学校安全計画を作成している割合ですね、先ほど浅川小学校も作成しているということだったんですが、
全国的に見ても96.5%、それから危機管理マニュアルについては97.2%という高水準で推移しているというふ
うに認識しております。

国の取組の現状や社会教育の変化等を踏まえて、新たな5年間、平成29年度から令和3年度まで2次学校安全
の推進に関する計画の基本的方向と、具体的に行った他の教育長のところにも通知になっていると思えます。

学校安全を推進する方策として、学校の施設・設備充実、学校の安全に関するPDCA、いわゆるこのサイ
クロンを回しながら事故等の防止、それから関係機関との連携・協働によって学校安全を推進するというふう
な項目になっているかと思えます。

先ほども言いました車のほうの関係ですね、あちらのほうの施錠等がもし決められているとすれば、これ、
基本中の基本じゃないかなというふうに私は考えています。

そこで伺いたいのが、管理するマニュアルの策定している割合については、先ほど示したとおりのんですが、
その中に3領域、これご存じだと思うんですけれども、3領域がございます。1つが生活安全、それから災害

安全、交通安全、この3領域が全て網羅されているかということをお伺いしたいなど。また、これは全国的には、どちらも92.8、97.3とか、交通安全については68と若干低いんですけども、そういった方向性が出ていますので、浅川小学校ではどうなのかなということをお伺いすると、また、定期的な見直しは行われているかどうか、これの2点、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

まず、1点目の浅川小学校の危機管理マニュアルについてですが、まずは項目について申し上げたいと思います。

1、交通事故。この中には児童の交通事故、職員の交通事故が含まれます。2、火災。3、風水害等。4、病気、けが。5、不審者。この中には、学校内での対応、学校外での対応を含んでおります。6、校地への不法侵入、器物破損。7、地震。これは管理課外、いずれも含まれます。8、弾道ミサイル、これも含まれています。

ということで、先ほど4番議員からご指摘ありました生活安全、災害安全、交通安全、これらについてはいずれも含まれております。

それから、この計画の見直しについてですが、危機管理マニュアルに限らず学校安全全体計画等につきましても、新年度に向けて年度末に安全部のほうの部員で見直しをしまして、その年度中に行った避難訓練とか行事等で挙げられております反省点に基づいて見直しを行って、改善された計画をつくり直すようにしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ありがとうございます。

全国で見ると定期的な見直しもされている、割合も高く推移しているということで、新年度が始まることによって見直しを行っているということなんですが、何事もそうなんですけれども、決めたらそのまま放置するということがあるのではないというふうに思いますし、これも、先ほど1つだけ、門開閉のことについてはちょっとお話しになりましたが、これは後で結構なんですけれども、最終的には、運用は人間がやることということですので、安全対策のスキルアップ、これは重要な課題というふうに認識いたします。各先生方も初任者研修で、生活安全、交通安全、災害安全の研修は受けられるというふうに認識しております。それで、安全指導や危機管理も受けられていると思いますが、あらゆる手段を使って、国の宝である子供たちを安全に守り、楽しく学習する環境、これを整えることこそ町の責務というふうに考えます。

それで、最後に、学校保健安全法には、第26条に、「学校安全に関する学校の設置者の責務」という項目がありますが、「児童生徒に生じる危険を防止する」とあり、「当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他必要な措置を講ずるよう努める」、それは先ほどの門ということでもありますので、これはもう各学校の話ではないということは、先ほど申し上げたとおりです。

それで、現在大変危惧されているコロナウイルス、COV I D19ですか、COV I D19による小中学校の休業が今実行されています。それも国の保健の要請に応じて、第19条から21条の行使であるというふうに認識し

ていますが、それで合っているか、これをちょっとお教え願いたいと思います。

それで、休業は地方自治体の設置者に委ねられ、すなわち教育委員会の判断であり、第31条に基づく校長の判断であると。これ事務委任者ですので、そういうふうに承知しているんですが、それ1つのことと、その19条から21条によって休業が決められたかということの確認と、もう一つ、教育現場は大変混乱していると思うんですけども、例えば、小学校5年生と6年生の授業時数、これが980時間と承知しています。来年度には1,015時間ですか。多分外国語関係が入ってくるんだと思うんですけども、この年度の授業時数のクリアについては、どういうふうな対応をしているか。これもちょっとお教え願えればというふうに思っています。

それから、もう一つ、最後になりますが、コロナウイルスは学校保健安全法施行規則の第何条、何種に、感染症の種類ですね、何種になっているかだけ、ちょっとお教え願えればというふうに思っています。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

まず、コロナウイルスのこの感染症ですが、これは学校保健法によります感染症ということで休業措置をとっております。これは、感染症につきましては、学校の設置者の判断ということになっておりますので、最終的には教育委員会、今回の場合には国・県のほうから指示がありましたが、最終的に教育委員会の判断ということで休業措置をとっております。

それから、この何種というものにつきましては、ちょっとこれは初めての例ですので、コロナウイルス、ちょっと調べさせてください。

それから、学校で実施しなければならない授業時数についてですが、この時期にこれだけの休校日を設けますと、間違いなく授業時数は不足します。これにつきましては、国の文科省のほうから、不足した時数については、これは必ずしもどこかで補って満たさなければならないというものではないという、そういう通知が来ております。

ただ、学習内容の遅れといいますか、教科書をやらない部分なども出てまいりますので、これにつきましては、次の進級した学年で補うということも考えられるということで、本町においてもそのような対応をとってまいりたいと考えております。

以上です。

〔「プール側の開閉、施錠」の声あり〕

○教育長（真田秀男君） 鍵ですね。門扉につきましてですが、学校側と協議をしまして、できることであれば、全て施錠をしたいところではあるんですが、まず、4番議員ご指摘のプール側の門につきましては、教職員の駐車場になっておりまして、これ、日中出張に出かけたりとか、結構教職員の出入りもあるものですから、締め忘れといいますか、そういう状況だと思えます。なお、学校側には、門扉については全て施錠するようにと、そういう指示はしております。

それから、正門側とプール側と正門の間の門扉ですが、実は、子供たちの中に、朝の時間帯に登校できないで日中遅れて登校してくる子供もおります。自分で入ってこられるように、完全に施錠をしてしまうというのはどうなのかなという、そういう、校長と学校側と話をしまして、あと正門につきましては、日中の業者の出

入りも多いということで、業者が門を自分で開けて、車を乗り入れてということで行っているのが現状です。

そのような現状でもありますので、不審者対応が心配されるころなんですが、不審者対応につきましては、学校の玄関にセンサーでチャイムが鳴る機器を取り付けました。玄関ドアの近くに人が近づくと、職員室内でチャイムが鳴りまして、職員が玄関に行って確認をして、鍵を開けることができるようにということで、そういう機器を取り付けております。そのような不審者対応の仕方をとっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）旧浅川座問題についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） これも前回、12月の定例議会で取り上げた旧浅川座問題のフォローです。

3か月しか経過していませんので、大きな変化があるというふうには思っておりません。ただし、前回、当対策推進に関する特別措置法に助言、指導、勧告、命令、そして最終的に代執行の考えもあるというふうにご回答いただきましたので、再度、今、旧浅川座の段階及び3か月の間で何か変化があったらお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、この前、4番議員からこの質問がありまして、まず、変化があったのは、地域住民の皆様、あるいは木田議員はじめ、トタンや木くずが飛んで風で落ちたのを、今、屋根の下に拾っていただき整理整頓されているのは私もびっくりいたしました。本当に地域の皆様方にまずは感謝を申し上げたいと思っております。

それで、昨年の年末において、屋根のトタンの状態がひどくなってきたことから、飛散物による被害がないように、12月26日に屋根のトタンを一部撤去し、バリケード及び注意喚起の表示の再設置を行ったところでございます。

現在のところは、屋根の飛散等も見受けられませんが、今後、状況を見て飛散防止用のネットを設置する予定をしておりますので、今後ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1つ抜けていますね。先ほど冒頭に話しました助言から代執行までの段階が今どこまでか。これは後で結構です。

それで、平成30年9月から議会によって一般質問に上がりというところも、前回によって回答いただきましたけれども、1年半過ぎた現在も、進んでいない状況であるのも確かだというふうに思います。

雨、雪、風でチップ化が進んで今にも倒壊しかねないというのは、皆さんの共通の認識であるかなというふうに考えています。特に、通学路に面しているということも、前回の議会でも述べさせていただきました。

それで、飛散防止用として網10枚、これも前回の議会のときに回答がありましたんですが、今も町長さんのお話の中で、その網の件も出てきました。

じゃ、その10枚の網のうち、何枚使用したか、もしくは使用していないのか、こちらも教えていただきますようお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） まず、網10枚の件でございますが、今設置している網については、その購入した網10枚ではなくて、別の形で業者さんのほうから手に入れた網を設置しております。

業者さん、今手配はしておりますが、なかなか災害等の対応も含めて容易じゃないというようなことで、ちょっと時期を見て、3月中ぐらいには全体的に網をかけたいなというふうには考えております。

それから、代執行等の法的措置の件でございますが、まだ進んでいない状況ではあります。今後、町全体的な空き家等の問題も含めまして、法的措置等の問題についても検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） この網をまだ1枚も使っていないということの答弁がありました。聞くところによると、議会のほうに、多分網をかけるというふうには、私、ちらっと聞いた覚えがございます。特に前方、前のほうには網が1つかかっているんですが、後ろのほうも大分めくり上がってきているという状況なんです。昨日、今日の風で、またちょっとずつ上がってきているという状況があります。

先ほど申しましたが、子供たちの安全のためには、いち早くスピード感を持ってやっていただければ助かります。そういうもの、最低でも網をかけておくということが、そういう点でも安全を守るためには有効かなというふうに思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

再度、ご回答をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 安全・安心のために、あるいは子供たちが被害に遭わないように、3月中にはある程度のネットはかけさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）安全・安心な町づくりについての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 安全・安心な町づくりということで質問させていただきます。

昨年の台風19号による被害は、我々の予想を超えた甚大なものとなっています。町としては、常日頃からハード面・ソフト面の整備が被害を最小限に防ぐためには必要だということは既にご承知のとおりだと思います。一旦、自然災害起きた際に、どうやって命を守るかという住民一人一人の意識の醸成が急がれます。

そこで、行政の役割は責任重大で待ったなしと考えます。昨年が、10年に一度、100年に一度だから、今年は大丈夫というふうな考えは、大丈夫ということには限らず、文字どおり、明日への備えが重要であるということは言うまでもありません。

12月の議会で、浅川町地域防災計画の自主防災組織の整備について伺いました。改めまして、防災会議についてお尋ねします。

防災会議については、前回の議会でも議題に上がりましたが、明確な回答がないままと認識しております。昭和37年12月28日制定の浅川町防災会議設置条例が発令されています。防災議会は、会長である町長の招集によって開催されることが、浅川町防災会議運営規定に明記されております。現段階の開催等々は明記されておりませんが、必要に応じて招集されると承知しています。

台風19号における初動態勢等々含めて防災対策チームで検証作業を行っているというのは、先ほどお伺いしましたけれども、あわせて、すぐにでも防災会議の招集が第一歩と考えています。防災議会なくして地域防災計画の修正・変更はあり得ないというふうに考えています。

そこで質問なのですが、防災議会は既に招集、開催されていますでしょうか、伺います。あわせて、平成26年3月1日現在の防災会議委員名簿は、私も配付を受けていますが、最新版の防災会議委員名を伺います。

次に、行政側として、住民への啓蒙を含めて、指導等を行うために有効手段と思われる防災士についてお伺いします。

行政の情勢により町民に受講を増進して取得させている市町村も数多く存在しております。そもそも防災士とは、2003年に設立された特定非営利法人日本防災士機構が設定する制度で、機構が実施する2日間の講習を受け、最後に試験に合格すると防災士として認定されます。現在、防災士の数は全国で18万8,000人、福島県では2,610人ほどおります。

防災士資格は民間資格です。防災士資格取得によって、特定の権利が得られるものではありません。また、行動が義務づけられるものでもありません。あくまで自発的な防災ボランティア活動を行うことが基本です。いわゆる防災意識の高揚を目標としています。多くを地方公共団体が予算を計上して、防災士を養成し、自主防災組織や学校・職場に配置するといった事例が各地に広がっています。

防災の基本、自分の安全は自分で守る、並びに地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐための基本的スキルの資格です。町民全てが防災士になれば、究極の防災の町ということになると思うんですが、第一歩として、行政の中ではどのように位置づけられているか、お考えをお聞かせください。

3点目に、令和元年6月の国土強靱化地域計画策定ガイドライン第6版、基本編ですね、こちらが、各都道府県は、福島県をはじめに策定が終了しているということも新聞報道等でもございました。あわせて、福島県市町村の策定状況も報道がありました。

浅川町については、策定予定とのことですが、現在の策定準備態勢を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、担当課長より説明させていただきます。

2点目につきましては、防災士が果たす役割は、地域の防災力を高める大変重要な資格であることは認識しております。町としても地域防災力の強化が図られるよう資格取得の推進を図るべきものと考えております。今後、前向きに考えております。

3点目につきましては、令和2年度において、町の国土強靱化計画書を策定いたします。本年度においても、県による研修会等へ参加し、策定のための作業に取り組んでいる状況です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 1点目のご質問ですが、防災会議の内容でございまして、大変恐縮でございます。

私、防災会議のときに、質問にあったんですが、防災対策チームの取扱いかというふうに勘違いをしまして、大変恐縮ではあります、防災会議に対する取扱いというので答弁をさせていただきたいと思います。

防災会議につきましては、防災計画書に定めてあります防災体制の防災に対する設置条例の中における会議の委員の名簿については、これについては名前も載っておりますが、あくまでも充て職ということで、その所属機関の役職にあられる方で防災会議を構成しております。

防災会議の状況ですが、今現在載せてある防災会議計画書には、平成26年時点の名簿ということでございますが、その後の経過はちょっと手元に資料がございませんが、先ほども説明を申し上げましたが、今回の水害、以前の震災等々もございまして、防災計画の見直しは必然的に、必ずしもやらなくちゃならないという状況にございますので、それらの防災会議に提案すべき内容、これらを今現在、職員で構成する防災対策チームの中の会議において提案すべき事項を今検討している段階でございまして、今後想定されるといいますか、今後の災害に備えた防災体制づくりは非常に大事でございまして、今後その防災会議に提案すべき、また、改善すべき事項について、現在、防災対策チームの中で検討しておりますので、防災対策会議については速やかに実施すべきものという認識でおります。

そういった関係で、防災会議の進捗状況と言われておりますが、早期に防災会議を開催するという体制で、現在、そのための防災対策チームを立ち上げて作業を進めていることの状況でございまして、そういったことでご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） なかなか理解は難しい。というのはどういうことかということ、まず、防災会議ありきなんです、まずは、全てのことは。それで、事が起こったときに、滝輪地区の問題もあります。そういうことに動くのは優先であって、防災会議力は防災対策のマニュアルがどうのこうのというのは、その後、後いか、その前にもう出来上がっていなければならないという、これが一番重要なことだと私は思います。

今の、先ほど申し上げましたとおり、26年3月1日現在にアップされている委員のメンバーを見ると、第3条の委員の条件に合わない方がいっぱいいらっしゃいます。ただ、その前に、使っているわけではないというのは認識できるんですが、早急に新メンバーを任命して、何のための条例かというようなことで、形だけの組織でいいのかとか、十分な検討を重ねてやらなければならないんだらうなというふうに思っています。まずはそこからスタートしないと、物事何も浅川町始まらないと。私はそういうふうに認識しています。

これをやらないということは怠慢です、間違いなしに。26年につくったままそのままやって、ここが足りなかった、ここは洗い直しましょうとか、今やって、確かに対策チームで検証するのも大事なことでしょう。それは、それ以前にもう組織が出来上がってなかったら、そこに移行できないんですよ。

ぜひともこれは、早急にそのメンバーを町長のほうから任命していただいて、早期に我々に、こういう形になりましたというようなことを書面でいただきたいなというふうに思っています。

それから、もう一つは、防災士については、この取得するに当たっては賛否両論あることは十分承知してい

ます。というのは、費用対効果も含めて、実施できるものであればぜひ実施していただきたいというふうに思っています。

なお、役場内に防災士の有資格者が存在するかもちょっと伺いたいなというふうに思っています。ちなみに、栃木市では、既に2009年に市長はじめ職員618人です。全てを対象に防災士の取得を行っています。これ、今どうなっているか。今の現状を私は把握していませんので、これは大分前に私の記憶の中にあることですからはっきりしたことはよく分かりませんが、こういった防災士資格を取得するんだということで、市全体で動いた経緯がございます。それも600前後です。そういったことをやっている市もあるんだということもちょっと認識していただければというふうに思っています。

それに、先ほど3点目にお伺いした強靱化地域計画の中にも防災士の取得の推進ということが入っています。これも入っていますので、その辺も踏まえて、ちょっとご検討願えればなというふうに思っています。

国土強靱化地域計画は、東日本大震災等々を受けて、平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、これがございまして、これを制定し、26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定し、国土全域にわたる強靱な国づくりに努めているというふうに認識しています。

平成30年1月22日に、東日本大震災から得た記憶を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、致命的な被害を負わない強さと、速やかに復旧・復興できるしなやかさを、いわゆる世界的な異常気象等による自然災害が発生することを前提に、その後の対応に重きを置いたというのが、強靱な県土・地域社会を構築し、安全な県づくりを推進するために福島県ではもう策定が終了しているというふうに認識しております。

今は、災害予防や災害応急対策及び災害復旧の地域防災計画にとどまらず、いかに災害を食い止め対応するかが基本と考えます。

既に、福島市は3月、郡山市においては3月中旬までに策定すると報道されています。石川郡内においても、古殿町は令和2年8月、玉川村は令和3年2月、平田村は令和3年3月に向けて策定中と承知しています。石川町は策定予定とのことですが、国としては、2021年度までに地域計画に基づく取組を補助金などの交付要件を要件化するというふうにも聞いております。いずれにしろ、浅川町においても早急に策定に向けた方向性の確立が必要と思いますが、いかがでしょうか。

浅川町地域防災計画等もそうですけれども、先ほど言った防災会議等もそうですけれども、行政にいろいろな委託するものもあると思うんですが、文書と現実のそご、これが生まれると、その後のメンテにすごく厄介だよというようなことになりますので、この強靱化計画は、町単独で行うのではなくて各市町村、隣近所の複数の市町村で合同策定も考えられますので、ぜひその辺も踏まえながらご検討願えればというふうに思っています。その辺の再度町の基本姿勢を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは、令和2年度で必ず新メンバーの構成をさせていただきます。そして、近々発表をさせていただきます。近々と言っても、これ、今月とか来月とか、そういうあれでありますので、近々というか、約束の、何というか、今年度中には当然つくりますが、どちらにしても新構成をつくらさせていただきます。

あと、2点目の防災士、本町には防災士がいるのかというのは、担当課長より答弁させていただきます。

あと、国土強靱化計画は、当然これは私は必要だと思っております。これからどんな防災や事故や災難が起きるか分かりませんので、これも早急につくらねばならないと思っております。

補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 3点ほどのまず第1点目ですが、防災計画、防災会議がありきということも十分承知はしております。その必要性も、昨今の災害を見れば十分認識しているものということではございますが、ただいま私も申し上げましたとおり、防災議会におけるその検討事項、何が検討すべき事項なのか、何を提案するのか、そういったものも事務局とすれば、当然事前に踏まえなくちゃならないということで、防災対策チームの職員で構成する中において、そういった準備体制を図っているということでございます。今年度についても、やっぱり台風シーズンの前には、そういった防災会議の必要性は十分認識はしておりますので、そういった時期までに体制を図っていきたいというふうに考えております。防災会議については、速やかに対応したいと。

それを受けての今年度予算にも計上しております防災計画書の一部見直し、また、ハザードマップの改正というのを、中身的に十分やらなくちゃならないことも相当ありますので、それを何回も防災会議で提案するわけにもいかないと考えておりますので、そういった必要な案件については、速やかに対応できるような体制を図って、防災議会に向けて準備をしたいというふうに考えております。

2点目の防災士関係についてですが、浅川町においても防災士の取得者、これについては13名の方がおります。浅川町職員で10名、消防団員で3名で13名でございます、これらについては、費用は県のほうが負担していたわけなんです、防災士の取得者が大変多くなっている関係上、予算的な配分、また、県が様々な形で指導してまいりましたが、受講者が多い関係上、昨今に当たっては、なかなか募集者が多い状況で、不足になっていないという状況でございます。

3点目の国土強靱化地域計画ですが、これについては、従来から補助事業等を実施する場合においては、この国土強靱化計画に基づいた事業要望ということで手続をしてきた状況でございます。ただ、福島県においては、県の強靱化計画の中において、各町村を網羅したということで進めてきた関係上、町村独自の強靱化計画は定めてはおりませんでした。これが国の指導方針が変わりまして、各自治体で強靱化計画を作成するようというふうになった関係上、これは昨年度辺りから、そういった国の指導方針が変わった関係上、速やかに対応しなくちゃならないということで、県内全ての町村が、この令和2年度に向けて強靱化計画策定ということで、急ピッチで作業を進めている状況でございます。

現在も、県の説明会等により担当者を出席させて、その必要性和、その強靱化計画がないことには国の要望等もなかなか受付が困難だという状況は十分把握しておりますので、令和2年度早い段階において計画を策定しなくちゃならないということで準備をしているところでございます。

国土強靱化計画には、事業としては何を取り組むかということで、そういった各方面での対象事業も選択しなくちゃならないというふうに考えています。

今お話しがございました防災関係、建設水道課におけば社会資本総合整備事業、農政課においても各種の補助事業を実施する場合においては、この強靱化計画に基づく事業要望というふうに国のほうでも位置づけてい

ますので、その必要性は十分認識しておりますので、今年度間違いなく作成は必須というふうなことで認識しておりますので、そのようなことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ありがとうございます。

ただし、防災会議の新メンバーということで、先ほどから私言っていますけれども、これは県とか、県南地方とか、そういったもののメンバーです。ですから、町長が一応指名しても、即というわけでもないですね。ですからこそ、今3月、年度末になって、人事異動等もございますでしょう。どっちみち2月、3月に決めても、また4月から変更というようなこともあり得るというふうに思っていますが、人事異動等である程度落ち着いたら、早急に検証その他、こちらの町の対策を、発表というか、最終的な結論をする前にこちらの会議を開かないと逆になりますので、こちらのほうで伺って、県での対応を聞いたり、それから、県南地方ではこういうことがあったよとか、田んぼとか川とかそういったものに対しての対応でこうだというような報告を受けながら、町独自のその検証チームで、その情報を2つ合わせて行うのが一番いいんじゃないかなというふうに思いますので、こちらのメンバー早急に集めていただければというふうに思っています。

また、防災士については、13名ほどおるということなので、非常に、ああ取っている方もいらっしゃるんだなということで、大変安心したところです。これを今後増やしていくのかというと、非常に授業料とか研修料が高いです。防火管理者なんかを採るより全然高いですから、その辺のところ、先ほど冒頭に言いました費用対効果というところも考えれば、んんと思うところも確かにあるんですよ。ですから、それは企業の中でも、それからこういった行政の中でも、いろいろあるというところは認識しているんですが、少しでもそういったスキルが入ることによって、いざというときに役立てれば、これに代えるものはないというふうに考えていますので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思っています。

それで、国土強靱化については、確かにそうなんです。この頃全て、各行政に、いわゆる地方地方の、浅川町だとか、石川町とか、玉川とかという単体に振るよりも、今は地域ごとにやるほうが多くなってきています。国の方針として、いわゆる単体でポンポンと行くよりも、地域ごとに何かを振るという方向性があろうかに思います。

ですから、この強靱化についても、先ほど答弁ありましたとおり、町単独というよりも地域で行うことも可能でしょうから、ぜひともその辺のところをやって、スピードアップしていただいてやっていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

次に、（4）SDG s に対しての基本的見解についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） こちらから本題といいますか、私の論なんですけれども、SDG s、これは皆さんもお聞き及びとも思います。サステナブル・デベロップメント・ゴールズ、いわゆるゴールズの「s」が小さな

っているのがゴールズということで、ただ単なるゴールじゃないんですね。ですから、非常に多岐にわたっているということがあろうかと思えます。

いわゆる直訳すれば、持続可能な開発目標と訳されますが、これは、ちょっとだけお話しさせていただくと、国連加盟国2030年までの達成目標、達成を目指すということなんですけれども、貧困や教育、環境などの17ゴール、169のゴールがございます。ターゲットですか、169のターゲットがございます。地球上で誰一人取り残さないことを誓っています。

例えば、鳥取県の日南町は、コンパクトヴィレッジ構想や水源涵養を育む森林育成活動など持続可能な町づくりに向けて取組を行っています。令和元年度自治体SDG sの未来都市に選定されています。福島県内では郡山市が選定されているというふうに承知しています。

17ゴールの目標は、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現しよう」「安全な水とトイレを世界中に」「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「働きがいも経済成長も」「産業と技術革新の基盤をつくろう」「人や国の不平等をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」「つくる責任 つかう責任」「気候変動に具体的な対策を」「海の豊かさを守ろう」「陸の豊かさを守ろう」「平和と公正をすべての人に」「パートナーシップで目標を達成しよう」とあります。中身は若干難しい感がありますけれども、国では3つのポイントを提示しています。その中に、SDG sを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりがあります。各市町村の直面した該当問題に目標を設定すればいいということですね。全てのことに目標を設定する必要はないと。こことこことこれだけをセットする、チョイスするというような形の中で設定すればいいということです。

現在の浅川町の諸問題、少子高齢化、過疎化、人口減少、空き家、安定雇用等々に活用できる目標になっています。町の具体的な改善振興が重要であることは認識していますが、将来的な5年、10年、20年をどのように描くか、行政を筆頭に責任があるというふうに承知しています。使えるものは何でも使え、町の活性化を図らなければ時代の波に埋もれてしまうと。単にこれは老婆心にとどまらないというふうに考えています。町全体でアンテナを高くして、スピードを持って対処し、他の市町村の参考となるような町づくりを望みます。

本町におきましても、町民一人一人にできること、事業所・企業がやれること、行政がやれることを支援することが急務と考えています。町は、SDG sの取組や情報を得ていますか、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

平成27年9月に国連サミットで採択された17件の持続可能な開発目標であり、これらの目標につきましては、町の振興計画と整合している事案と事業もあり、これらの目的を踏まえ、町の各種事業を図っているもので、今後も、これらの目標を踏まえた、浅川町と世界が共通する持続可能な豊かな世界を創造することの考えで取り組んでまいります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今の話の内容もSDG sと同じようなプログラムなんです。浅川町にあることも承知しています。

例えば、浅川町の頑張る地方応援プログラムにより、平成19年度には、先ほど質問させていただいた地域防災計画の見直し等々や、職員参加による災害時の職員の実効性を高め、職員自身がマニュアル等を作成することなどが計画されています。効果はいかがだったかなというふうに考えます。

また、職員に対して特定事業主行動計画や、浅川町第5次振興計画、いわゆるあさかわスマイルプランの10年計画などがあります。中間評価の時期となっておりますが、進んでおりますでしょうか。

これは先ほど他議員の方も質問されておりました。その第5次振興計画を基に「浅川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、重点的なプロジェクトを中心に効果的な人口減少対策を強力に推進することとなっていることも承知しています。期間は2015年から2019年となっております。すなわち令和2年3月が最終時期なんでしょうか、これはちょっとあれですけども。

具体的には重要業績評価指標、いわゆるKPIですね、もごさいます。認定農業者は30人から50人にするとか、それから工業事業数を161から170にするとか、それから新規企業数を5年間で2企業を目標にするとか、人口の社会増減を26年ではマイナス27人をマイナス13人まで持っていこうということとか、花火の里ニュータウンを27年から31年度の間5区間を販売するとか、また、あらゆる満足を図るアンケートを取ることも明記されていると承知しています。

最終的に、「笑顔あふれる 住みよいまち 浅川」をうたっていますが、今回は最終的な評価に至っていませんので議題には上げませんが、どのような対応結果であるか、次回議会でお聞かせいただきたいというふうに考えています。

もし、それに効果が上がらないだとすれば、それはなぜかということになるんですが、手法の問題か企画の問題か等々考えられますが、それら全てを網羅して、階段を上るように進捗させ、継続をもって処するのがSDGsというふうに承知しています。

先ほども言いましたが、郡山市や日本青年会議所、それから一部の信用金庫、それから大学生等によって活動が報告されています。

国でも、2018年と2019年に未来都市を選定しています。ご存じのとおり、都道府県では7団体、それから市単位では38団体、それから町単位では12団体、それから村単位では3団体、合計60団体設定されています。

特に、冒頭言いました鳥取県の日南町は、人口4,500人の小さな町です。これは多分ホームページで開けば出てきますので、ぜひとも見ていない方がいるのであれば、ちょっと見ていただきたいと。人口4,500人です。非常に少ない町で、過疎化もどんどん進んでいます。その中で、大きな成果をこのSDGsに上げようとわらにもすすがる思いで始めたのがこの選定です。

ですから、これが国に認められて選定都市となったんですが、その内容をぜひとも皆さんにもご確認いただきたいというふうに思っています。

2100年には、これはよく話題になるんですが、日本の人口3,795万人になると言われています。地方創生に向けた自治体は、地域課題を明示をしながら、我が町もその土俵の上にぜひ立っていただきたいと。常に何かを考え、それで何かを実行する、これが自然と日々出るような形の中で、いわゆる惰性の中でやるのではなくて、日々考えるというようなことが、このSDGsを使うことによって絶対できると。いわゆる先ほどから出ましたPDCAを、このサイクルがきちっと出来上がれば、何事も前に進むんだと。少なくとも前には進み

ますので、ぜひともご検討願いたいと思うんですが、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） SDG s というのは、これは久しぶりにこのパンフレットを見せていただきました。

それで、本町においては、まず、この貧困をなくそうとか、安全な水とトイレを本町にということで、これ、ほとんど達成しております。この全部で17の項目の中で、浅川町で半分近く、100%とは言いませんが、70%、80%達成しております。今後とも、あとこの10年間で17に全て達成できるような目標を置いて今後頑張っていきたいと思っております。

なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） SDG s については、会議の中においても承知をしておりました。今、木田議員のほうでお話しされた内容のとおりということで認識しております。

SDG s については、世界的な取組ということで、その必要性についても全く同感できるものの内容でございまして、17の項目について、これについても改めて検証してみれば、町の振興計画、町の地域経済の持続可能な社会の形成ということも全く一致しているものというふうに思います。

また、SDG s の中においても、経済、環境、社会と3つを取り組むボトムラインということで、町の振興計画、そういった中においても、これらの3つの内容についても、様々な角度で振興計画で取り組んでいるものというふうに認識しております。

改めてSDG s の宣言というふうにならなくても、これらを、現実的には振興計画の中に意識をして事業取組をしていくということがまずは必要なというふうに思っています。

また、SDG s に関しては、SDG s 日本モデル版ということで政府のほうでも宣言をしております。先ほども木田議員からありましたように、郡山市がSDG s に選ばれたということですが、本町においても、こおりやま広域圏市町村ということで何年か前に参画をしております。これも、こおりやま広域圏市町村は16市町村あるわけですが、その中においても、SDG s モデル版に対しての宣言まではしていませんが、この広域圏市町村の中においても、この16市町村については賛同するというので首長会議等の中においても確認をしておりますので、この辺のSDG s の持続可能な社会の形成ということで、その部分を十分認識した上で、今度の第5次振興計画の後期作成とか、いろんな面にこのSDG s の趣旨を反映させていきたいなというふうに思っております。

鳥取県の例もありましたが、これを具体的に取り組むことも、なかなか幅が広い関係上、今申したように振興計画の中において、十分認識をして対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 幾つか達成している部分もあるんですよということなんですね。

これ、冒頭に一番先に申し上げたとおり、持続可能な目標です。どこが最終点、それは目標が大事です。それで、一番先に話したとおり、誰一人として取り残さない。先ほど菅野議員さんからも水道関係のお話がありました。そう思っているところもあるではダメなんです。皆が同じじゃなきゃダメです。1つ遅い人がいれば、

これは目標達成していないんです。だから、それを最終的に誰一人として取り残さない。浅川町では、浅川町人口の六千何百人の方の意識がそこまで行っていないのではないかということだと思えます。

ぜひともこういったもので、冒頭言ったように、持続ですから、常に前に進むということ、それをターゲットにしてやっているんだということで、先ほども回答がありましたとおり、ほかの振興計画とかいろんな中に、今後網羅していきますというのも確かに手法の一つですから、どれを選ぶかというのが、その行政の中のいわゆる考え方の一つだと思えます。

それで、皆さんもご承知のとおり、今、国会中継等行っています。それからいろんな場面で経済界とか何かの人がテレビに映るんです。左の胸のところに大きなバッジがあると思えます。そこに17種類の模様がついたバッジが皆さんしています、今、国会議員の方なんかはほとんどしているんじゃないでしょうか。右です、国会議員の方、左にバッジがありますから、右のほうにしていると思います。見てみてください。これが全国的に広がっているようです。それから世界でもそうです。世界のいろんなニュースの中でも、このバッジをしている人が非常に増えています。いろんなそういう意識が、この間の国会のあれによって相当浸透してきているのもだし、逆に言えば、これを利用すれば、活性化ができるんだと。いろんなことの問題点が解決できるんだという意識があるんだと思います。

地方自治体の立場というのは、国や政府、それから地元企業、町民の間に位置する行政機関です。だからグローバルな問題も、それからローカルな問題も、唯一、両方とも享受できるポジションにいるということなんです。だから、国の意向も聞けるし、町民の意向も聞ける。その中に、いわゆる町の行政というものがあるので、そういったポジションにあるということのご認識が、多分こういったSDGsにもようやく生きてくるという中に表れてくるんだと思っています。

これが持続可能な町づくりをすることによって、社会地域化、移住化からも魅力的であるし、定住・移住者の促進にもつながるということで、先ほど来から町長と私がやっています日南町なんかそうです。定住の形をやるということにしています。

世界共通の目標とのことで、様々な国と、それから地方自治体と我が町との比較ですね。いわゆるほかのやっているとやらなところの比較、これが非常に容易になります。弱みも強みもそれで把握できる機会です。これが一番大きいんだと、そう思います。

例えば、棚倉町が100%、じゃ、棚倉町やっていることでどういふのができたんだ。浅川町やっていない。どこがだめなんだという、そういった弱みははっきりと顕在化してくるということが大きなところだと思います。ですから、活用次第では、強みを伸ばしたり、弱みを克服するというようなことになりますので、よりよい魅力的な町づくりができるんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、常に魅力ある町というのはどんなもんだというのを、行政だけでなく、関わる住民、町民の一人一人が常に考えなくてはいけないと、もうそういう時期にきていますということだけ、この意識をお願いしたいと思います。

なお、浅川町まち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、こちらの計画については、時期を見て伺いますので、よろしく願います。

最後に、もう一度だけ、どういうふうにしたいんだというようなところがあれば伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本町としても、世界が共通する持続可能な豊かな世界を創造することを考えて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）特定地域づくり事業推進法の取組についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 最後であります。特定地域づくり事業推進法、これは私もちょっとよく分からない点が多々ありますので、率直なところのご意見をお伺いしたいなというふうに思ったわけです。

都市部から過疎地へ移り住む若者の定着の後押しを拡張するという法令が令和元年12月4日に公布されました。これは、できたときには私も、ああこれはいいなというふうに思ったんですが、令和2年、今年ですね、6月4日施行されます。

特定地域づくり事業推進法の主たる目的は、「地域人口の急減に直面している地域において」、この地域というのが重要だと思んですが、「地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることを鑑みて、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置法」というふうになっております。「併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること」とあります。

我が町浅川に、町の活性化や人口減少に歯止めをかけ、雇用機会を増幅させることが期待できると考えますが、この推進法を受けて、地域間の連携とともに、法制上、浅川町で導入可否、導入できるのかできないのか、検討に値するのか、推進法の概要も含めて伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

現在、国からは、制度の概要、要綱等が示されていない状況でございます。手元の資料による概要では、特定地域づくりの事業協同組合を設立し、地域面及び地域外からの若者の人材を確保し、地域の事業所へ従事していただく事業であることと理解しております。

これらの対象地域は、過疎地域及び同程度の人口減少が生じている地域となっております。

今後、国が提示する内容を見極め判断したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 既にもう来ている、来ていないですか。ちょっと、来ていないですか。

○町長（江田文男君） まだ、はい。

○4番（木田治喜君） 6月4日施行ですよ。来ていないですか。

〔「まだ」の声あり〕

○4番（木田治喜君） ああそうですか。それでいいです。

この特定地域づくり事業推進法を私取り上げたのは、あらゆる補助金や支援等の一過性のものでなくて、継続のある事業に視点を持っていくべきということでこの推進法を言いました。

例えば、あさかわ夢工房についても、いろんな場面で、存続可否を含めて、今日も議題に上がっていました。承知しております。それから、山小・里小の跡地問題も同様に上げられています。事を起こした場合の継続性等々も含めて、ここ大事なところなんです、事前協議の希薄さが後々の問題として浮かび上がり、最終的な惰性の議論になってくるということだと思います。これは、あさかわ夢工房でも、山小と里小の跡地の問題も同じです、これは。傾向的には全て同じだというふうに思っています。

特にあさかわ夢工房については、どこが主体でマネジメントしているか全く不透明。これは私がいろんな情報とかいろんなことを考えたら、全くの不透明というふうに考えます。一部の関係者に丸投げしている状況が、非常に見えるというところ。どこが、町と商工会とか、農協の共同設置の事業の丸投げというのは、これは、非常に担当者にとってはつらいものがあるんじゃないかなというふうに思っています。

というのはどういうことかという、例えばこれも、ちょっと先ほどからもありますあさマルシェのことについては議論出ていますけれども、実際に、私がちらっと聞いたり、それからいろんなネットとかいろんな形で見た中では、例えば、じゃ、法人化しました、法人化の申告等々はどこがやっているんですかという、先ほどもちょっと回答に出ましたけれども、会計事務所の税理士さんがやっているという話ですよ。ですよ。

ということは、たかだか、幾らかは分かりませんが、五、六百万、700万、800万、1,000万だとしても、その事業を税理士に頼んでいる。それから、社会保険労務士にも頼んでいる。そんなことだったら、赤字になるのは、これ当たり前の話で、それはこの共同設立した商工会なり農協なり、町はバックアップできるんじゃないでしょうか。おかしいと思いませんかというのが、私、1つなんです。

今度、別にあさマルシェについて議題に上げるつもりございませんでしたのであれですけれども、そういったことの元の基本的なところを皆さんで話して煮詰めての事を起こさないから、スタートしてから問題がいっぱい出てくると。それで、自分が関わるのが嫌だから、みんな丸投げにすると。じゃ、どうするんだ、どうするんだということで、皆さんが右往左往しているという状況じゃないかなと。

私も詳細について知っているわけでもない、また口幅ったいことを言えるあれでもない、不確かな情報もあるかもしれませんが、それは。あるかもしれませんが、前回の12月議会でも、それから、ずっと議事録を読んでも、この問題についてはいろいろな場面が出てきていますので、そういったことが直観的に、ああそうなのかなというような感覚で、私、今話させていただきました。

物事は、こういった事業もそうですけれども、スタートするときには、約70%以上は、何年後のことを予想して、こういうふうになっているよというものがなければ、私はやっちゃいけないと思っています。これは、絶対そうだと思うんです。

なぜかと言ったら、血税を基にしてやっているからです。誰もボランティアだけでやるならボランティアでいいですよ、そんなのは。ボランティアはボランティアでいいんですけれども、事業ということで事を起こしたからには、70%以上の確約がなければ、事業を起こしちゃいけない。それで、危ないと思ったら撤退、これも必要。ただし、ある程度の土俵ができたんだと。じゃ、これからどうすれば、もう少しちょっと手を加えれば、もっとよくなるんじゃないかということがあるのであれば、皆さんで議論して検討していただいて、バックアップすべきところはみんなでバックアップしてということだと思うんです。たかだか3人ぐらいの社会保険関係を、申し訳ないんですが、社会保険労務士に頼んでどうするんだと私は思っています。私300人見

ていました、300人。こんなの一人で簡単です、今は。パソコンがあるんです。何でもあるんです。知識さえ残っていれば、そんなことは簡単だと思います。

ぜひともその辺の検討も深めて、そういった事前協議の重要性は不可欠と考えるので、ぜひともそういったことをやっていただきたいと。いわゆる事業を起こして執行する機関としての責任が全うできないということになるとと思いますので、お願いしたいなというふうに思っています。

それから、浅川町の人口は、1990年を100としますと……

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田君、もう少し簡潔に。

○4番（木田治喜君） はい、分かりました。

人口がどんどん減っているということで、現在6,341人というふうに認識していますけれども、4.5%ぐらい減っているということなので、そのための自然減少、そういったものをどうするかということになります。

ですから、もし推進法が、これを活用できるのであれば、過疎地域の項目がございませけれども、石川郡内の過疎地域と一緒にできないかというようなこともあろうと思いますので、それは私あれなんですけれども、石川郡内とかの過疎地域に認知されている町とか村、ちょっと教えていただくと、あと、そういった共同でできないかとか、その辺の検討もぜひお願いしたいなと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 様々なことを検討させていただきます。

この石川管内のほうの把握は、ちょっと今すぐはできません。

それと、なお、私もこの資料しか見ておりませんので、なるべく早く国が提示する内容を、来れば早急に見極めたいと思っております。

なお、補足説明を担当課よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 特定地域づくり事業推進法の施行が、本年の6月4日付をもって施行されるということですが、町長答弁にありましたように、まだ国等からその要綱、そういったものは提示されておられません。本当にネット上で確認した資料によって中身を確認せざるを得ないという状況で、関係する課に問い合わせをいたしました。県のほうでも、内容についてもまだ十分承知はしていないという状況ですので、今後そういった周知がされる中において、この事業の取組がどうかということの検証が必要かというふうに思っております。

それでは、この事業の概要はどういうことなのかということですが、私もこの資料を確認した中で解釈をしますと、説明の仕方が適切かどうかは分かりませんが、町がそういった事業協同組合を設立するというふうなことであります。もっとかみ砕いてお話をすれば、人材派遣会社のような組織を町がつくって、その地域からの声を、他町村からの声を、人材を確保して、1次産業、2次産業、そういった各種の事業所に人材を派遣するというか、あっせんするというふうなことで事業展開をしていくということが、この概要書のイメージ図案ですけれども、それで読み取れるのかなというふうに理解しています。人材を活用した地域づくりということが内容かと思えます。

また、資料によれば、対象地域については、過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生

じている地域というふうに事業対象、この資料によればなりますので、この過疎法を適用するのか、過疎法に準じた地域ということで、この過疎法の準じた地域は、じゃどういった定義なのかということが、まだ提示されておきませんので、この事業が適用になるかどうかは、今後の国の要綱等を踏まえて判断せざるを得ないというふうに思っております。

また、今お話しありました過疎関係ですが、これについては、過疎地域自立促進特別措置法ということで制定されているものでございます。過疎地域については、第2条の中において、該当する市町村ということで、広域的な過疎地域というふうにはなりません、町村ごとの過疎地域の指定というふうになっております。

ご存じのとおり、近隣では石川町が過疎地域の指定を受けていると。鮫川村も過疎地域の指定を受けているということで、それ以外にも指定を受けている地域はあろうかと思いますが、石川管内においては、浅川町と玉川村だけが過疎地域の指定は受けていないという状況でございます。

過疎地域についての取扱いですが、人口要件と財政力要件がございます。今、木田議員のほうからもお話しありましたように、国勢調査における人口減少、これによって過疎地域の指定になるということで、まず第1点目の人口要件については、人口減少率が、これ、長期と中期があるんですけども、有利なほうを見れば、中期計画で平成27年の人口に対して、令和2年に国勢調査をやりますので、その減少率が21%以上ということで過疎地域の指定になるというふうな要件になっております。

浅川町における国勢調査の状況を見ますと、中期要件は25年間の人口減少ということで、試算をしてみますと、平成7年の人口が7,625人でした。令和2年現在の人口が6,315人でございます、3月1日現在、7,625人の21%以上といいますと6,023人ですので、今の減少率が、今度の国勢調査で6,000人以下というふうになれば過疎地域の指定になるということで、現在の6,300人の人口からすれば、まだまだ急激な人口減少には、過疎法に適用する減少にはなっていないのかなというふうに思いますが、そういった状況で、過疎の指定も、浅川町については、適用が該当する案件にもない状況かなというふうに思いますので。

そうは言いましても、そういった国の特定地域づくりの事業がありますので、この事業に関する情報を収集し、適切かどうかによって、事業の取扱いは判断をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ありがとうございます。そのとおりなんです。

それで、非常に今、内容的には費用の負担を2分の1、国と市町村がするというので、ほかの2分の1を他の業者ですか。いわゆる究極の人材派遣なんです。ですから、いろんな問題もありますし、検討課題もあるかと思えます。

ただ、浅川町は過疎地域に指定されていないということで、この案件に当てはまるかどうかというのは非常に厳しいところがあるかと思うんですが、これも地域間でやってもいいということになっておりますので、地域間との連携でどうかなというところもありましたので、その辺のところを含めて質問させていただきました。

いろいろ長々と申しましたけれども、私、本当に夢工房とか何かのお話しするつもり全くなかったんですけども、いろいろこういったことも含めて、いろんな利用できるものがあれば利用してもらって、少しでもい

い階段上っていければなということで、今回は質問させていただきました。

再度、今ご答弁のとおり、情報を少し得ていただいて、何らかの形で活用できないかどうか、それを庁内で議論するだけでも私はいいのかなと。それから我々議員も含めて、その辺のことを考えられればいいのかなというふうに思っていますので、ぜひとも検討していただきたいのと、それからやっぱり専門性のあるスキルを持っている方の育成ということも常にやっていただければいいなというふうに思っていますので、これはどうということか、ちょっと企業会計にだんだん移行してきているという部分もありますので、その辺も含めて、スキルの高い、専門性のある方の育成ということも併せて、この推進法もそうなんですけれども、こういったことがどうということだとすぐ理解できるような方がいれば、窓口としては非常に有利かなというふうに思いますので、ぜひともその辺の人材育成も含めてお願いしたいというふうに思います。

回答は結構です。

○議長（円谷忠吉君） 3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順9、9番、上野信直君、（1）河川の改修と堆砂除去の抜本的な強化を県に強く求めよの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 昨年の台風19号による豪雨被害は、浅川町では過去に例がない甚大なものとなりました。特に多くの住宅や店舗に床上浸水などの被害をもたらした社川と殿川の合流部分での氾濫は、要因としてすぐ下の茱萸ヶ沢の河川改修がなされていないことと、毎年のように県に堆砂除去をお願いしてきたのにしっかりやってもらえなかったことがあると思っております。昨年のような豪雨は今後も予想され、そのときの被害を抑えるため、以下の4点について伺いたいと思います。

1点目です。社川と殿川が合流した後、河川が狭くなる茱萸ヶ沢の改修を急いでやるよう県に求めるべきではないでしょうか。

2点目です。川に積もり、柳なども生えている堆砂は水の流れを阻んでいます。これまでのように、積もった土砂を堤防の下に集めて終わりではなく、川から取り除く、本当の堆砂除去をしっかりやるよう県に求めるべきではないでしょうか。

3点目です。その堆砂除去を促進するため、除去した川の土砂の捨てる場所の確保に町は努めておくべきではないでしょうか。

最後に、4点目ですが、町が管理をすることになっている湯ノ下川の里白石地内、国道118号から竹の葉橋までの区間は、両側に住宅が立ち並んでいますが、片側が改修されず、石積みで崩れかけている部分もあり、

住民から不安の声が寄せられています。また、途中にある堰は堆砂が甚だしい状況であります、河川改修の必要があるのではないのでしょうか、認識を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、社川などの阿武隈川流域の河川において災害復旧工事が実施されております。今後、台風第19号災害に対する様々な対策、河川整備計画等の見直しが行われると思っておりますが、町内における河川の未改修箇所に対応についても県に要望してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、今回の豪雨被害による県の治水対策の強化により、河川の堆砂除去も進められる予定となっております。5番議員にお答えしたとおり、殿川につきましては令和2年度に社川の合流付近まで完了すると伺っております。社川につきましても、早急な対応が図られるよう要望してまいります。

3点目につきましては、事業が優先的に実施されるよう、町としても今後とも土砂の捨場の確保をしたいと考えております。

4点目の堆砂除去につきましては、予算の範囲の中で実施箇所の選定を行うこととなりますが、場所によっては施工が困難な場合もございます。ご質問の箇所につきましても、ほかの堆砂除去が必要な箇所と併せて検討したいと考えております。

河川改修の件でございますが、町単独事業として行うことになるため、早急な改修が必要かどうかも含めて今後検討したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですが、県に要望していくということでありました。これ本当に強く要望していただきたいと思っております。たしか町では毎年県に要望事項、これを出していると思うんですが、これまでにこの河川の改修、茱萸ヶ沢の急に狭くなっているあの部分の改修について要望はなされていたのでしょうか、その点も併せてお聞きをしたいというふうに思います。もし、なされていないということであれば、今度から必ずそれ載せてやっていただきたい。とにかく、あの地域が急にあれほどあふれたというのは、やはり一番の要因はその上流が幅が広いのに、あそこの地域で極端に狭くなっている。これでは上のほうがあふれるの当たり前だというふうに思いますので、これ本当に喫緊の課題でありますので、ぜひ県に強く求めていただきたいというふうに思います。

2点目ですが、この堆砂除去については、県もある程度予算を取って進めるということになっているようでもあります。ですので、ぜひ浅川町でもしっかりと堆砂の除去をやってもらいたい、川の中の移動じゃなくて除去をやってもらいたいということを強く求めていただきたいというふうに思います。

3点目は、私の意図することがきちんと伝わりました。その事業が、県の事業が優先的になされるように、浅川町ではその堆砂を捨てる場所が確保してありますよということは極めて大事なことで、これはきちんと進めていただきたいなというふうに思います。

4点目、最後の部分ですが、この部分は今回の水害では大きな被害は見られませんでした。しかし、状況からすると本当に石積みの部分が崩れていて、そのすぐそっち側に家が建っているんです、そういうところが何

か所があるわけですが、そのお宅でもやはり早めに何とかしてほしいということをおっしゃっているお宅があります。

それで、水害で崩れて住宅に大きな被害が出てからこれを取り組むということでは、これは本当に後手なので、そうならないように、客観的に見ても住宅があればほど建っている地域で、ああいうその河川の護岸というのはほかにはないわけでありまして。で、あの河川は浅川町が管理している河川ですから、これ浅川町が主体的に取り組まないとならないわけでありまして、ぜひやっていただきたいということでありまして。再度お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず1番目が、これ全てにおいて全面的に河川の県に要望はさせていただいております。

また、2番目の堆砂除去は当然やらなければ、またどこかにその堆砂が行ってしまいますので、堆砂除去は行っているつもりでございます。

あと、3番目は当然進めております。

あと、4番、最後ですね、予算範囲内で何とか選定をして、町の管理である河川を何とか課長らと相談してやっていく方向にしたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これ、次年度の県に対する要望として、きちんと茱萸ヶ沢ということを明示して、この河川の改修に取り組んでくれるようにということを県に要望事項として挙げるというふうな考えだということに理解してよろしいでしょうか、1点目です。

それから、2点目は分かりました。

3点目、これについては除去された堆砂の置場というんですか、捨場というんですか、これの確保を進めているということでありましてけれども、現在考えられているのはどのような地域なのか、現在あればお答えをいただきたいというふうに思います。

4番については、これは本当に住宅に被害が直接及びかねない、そういう距離での状況がありますので、ぜひよくしっかりと現地を見ていただいて、対策を練っていただきたいというふうに思うんですが、再度伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳しい説明を担当課長にさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 1点目の茱萸ヶ沢の部分の河川改修の要望でございますが、要望事項に入れながら茱萸ヶ沢という明示をしながら要望してまいりたいというふうに思っております。

次、2番目の浅川町の残土捨場、河川の堆砂除去をした残土捨場の状況でございますが、現在のところ正直言うと困っているというふうなこともございます。前年度分も町で確保したところに捨てており、今年度につきましても山白石地区に確保した場所におおむね捨てましたが、ちょっと入りきれないという部分もありましたので、山橋方面に捨てさせていただいているというのが現状でございます。

農地災害と土木災害も含めてになりますが、どちらにしても河川の災害の残土捨場の確保というのは事業と

して大きな問題だというふうには認識をして、今、探しているというような状況もあります。どうしても、河川等の残土につきましては石とかいろんなものが混ざっているというような状況で、なかなかうちのほうに捨ててくださいというような、簡単に捨てさせていただけるといったような状況でもないということで、どうしても使わないような畑とかくぼ地に捨てさせていただかざるを得ないということも踏まえて、なかなか困難ではありますが、今後とも地権者の協力を得ながら残土捨場の確保等に努めてまいりたいというふうに思っております。

4番目の河川の改修でございますが、どうしても単独事業としてかなりの高額な金額が予想されるかなというふうに思います。私、現地ちょっと確認をさせていただいて、近くの人とお話はさせていただきました。下流側に堰があって、堰に水門があって、片方はハンドル式の水門をつけてあるということで、もう片方は手動というか板を差し込むタイプの水門で、水位が上がると持ち上げるのができなくて、そのままの状態の上の堰から越水しているというふうな状況もあって水位が上がる、そこに堆砂されているということもありますので、その水門の改修等も含めて、農政サイドでやるのか河川管理のほうとしてやるのかということも含めてちょっと検討しながら、当面そちらも考えながら石積みの解消等も将来的には考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）大水害時の町の対応に関する検証の結果はどうだったのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 5番議員から先ほど質問がありましたが、通告しておりましたので質問します。

昨年の台風19号による豪雨災害に際し、町が策定していた防災計画書は絵に描いた餅で、実際にはほとんど役に立たず、町では対応に本当に苦労したということが報告されています。昨年の12月議会では、大水害時の町の対応がどうだったか、チームをつくって改めて検証していくという説明がありました。これは極めて大事なことだと思います。この検証結果のまとめは2月末を目標にしたいということでした。目標どおり進めば、検証結果は既にまとまったと思いますが、その内容について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

職員で構成している防災対策チームに関する内容ですので、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、ご説明申し上げます。

先ほど岡部議員、木田議員のほうに説明した内容と確かに重複しますので、同様の内容にはなるかと思いますが、要点のみについて説明を申し上げたいと思います。

職員で構成します防災対策チームにつきましては、私、総務課長を代表としまして、各課より課長補佐職を対象に12名の職員で構成しております。第1回目の会議を昨年の11月22日に開催しまして、現在まで5回の会議を開催したという状況でございます。先ほども申し上げましたが、3つの課題について私検証していただきたいということで、防災対策チームをお願いをしたところでございます。

重複しますが、1つ目は過去の震災と今回の水害における問題点の改善点の検証作業ということが一つと、2つ目は災害時における初動体制の在り方、3つ目については各種支援体制の取りまとめ。この3つを基本に防災対策チームでの検証、検討、方向性を出してほしということで、課題は3つに絞って検証作業を進めた状況でございます。

これら以外にも重要項目としまして、浸水区域を検証し、今年度作成予定のハザードマップ、これらの作成についての準備作業にも入っております。また、ハザードマップに記載されております避難所についても検証をしまして、各種の災害を考慮しまして、水害、地震、土砂災害と、いろいろ各種の災害があるかと思えます。それらに対応できる避難所を検討しております。これらの災害に伴って避難所が点在するということがあっても避難所としての周知がなかなか困難ではないかということで、そういった面も考慮しながら、避難所については非常に大事な位置づけになっておりますので、そういったものを踏まえて一定の箇所の避難所の選定を図っているという状況です。

また、先ほども申し上げましたように、避難所の設定については関係する施設の了承等も必要で、一定の手続が必要だということで、防災会議に出す前段として、それぞれの準備作業をした上で、防災会議の中において最終的にご意見をいただいて確認していきたいというふうに思っております。

また、このような会議で出た内容でございますけれども、職員からのいろいろな意見もございました。一例ですが、避難所には電源の確保と発電機等が必要ではないかとか、広報用に外部スピーカーのついた車両も準備すべきではないかとか、あとは大規模な災害になった場合に他町村の事例ですと、避難所での駐車場の確保も必要でないかとか、避難所における各種調達品の確保、保存、管理、こういったものも体制を図っていく必要があるということで、この防災対策チームの中においてはいろいろなご意見をいただいて、まだまだ課題事項は山積しておりますけれども、こういった検証することで職員の意識も変わり、今後の対応に生かせるものというふうに思っております。そのようなことで、検証については現在も行っておりますが、この対策チームについては2月末を目標としていましたが、まだまだ課題事項もございますので、当面は継続していくということで現在対応しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本格的な町の基本姿勢を決める防災会議の前提として、この防災対策チームの検証というのは本当に大事だと思います。

これまで様々な災害があった中で、きちんとこういうふうに省みることがなかったわけですから、今回本当に大事な仕事をしてもらっているなというふうに思っています。ぜひ、その結果を全体的にまとめれば、5番議員からも要望がありましたが、私からも少なくとも議員にはまとめたものを配付していただきたいなど、職員の方が今回の災害に当たってどのようなことを考えられたのか、どのようなことで苦労されたのか、そういう思いが伝わっていると思いますので、それはぜひ頂きたいなというふうに思うんですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 事務的にやっている作業でありまして、その結果についても確かにご承知したいということは十分ご理解できますが、どの程度までかというのはありますので、その辺は簡潔なものでよろしいかどうか、また正直申しまして議会からの要請があれば資料の提出というふうになると思いますので、一定程度こういった部分でということをお示しいただければ、あと議会事務局と相談をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）災害時の避難所の環境改善に町はどう取り組むのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 災害時に開設する避難所の生活環境改善が全国的に課題となっています。この課題について町の考えを3点伺いたいと思います。

1点目ですが、2月16日付の福島民報で結果が報道された、避難所で改善すべき点があるかという共同通信社の全国自治体アンケート、これに対して町はどう答えたのか伺いたいと思います。

2点目です、特に避難所での避難者のプライバシーの保護、それから断水時のトイレの対応、これは我が町でも大きな課題だと思います。これについて町はどのように考えているのか伺いたいと思います。

3点目ですが、ただいま質問したプライバシーの保護と断水時のトイレ対策以外に、避難所の環境改善のために必要だと考えていることはないか、このことについて伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、改善点があると回答いたしました。

2点目につきましては、プライバシーの保護のための段ボールのつい立て、または段ボールの簡易ベッドなど環境改善のための施策を、今後講じる考えでございます。

3点目につきましては、更衣室・授乳室等の配備、冷暖房設備及び非常用電源の確保等を検証し、環境改善を図らなければならないと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） あるとお答えをしたと、それが1点目。

2点目は、プライバシーについてはこれは町でも課題だということで、段ボールのつい立、あるいは避難した方の中にはベッドのほう体が動かしやすいという方もいらっしゃいますので、そういう段ボールのベッドなんかも手配をしたいというふうに考えているということでありました。

3点目に関しては、更衣室・授乳室等、あるいは冷暖房の整備、電源の確保、こういうものに取り組みたいということでありました。これらが今浅川町では極めて大事なことだというふうに思われますけれども、一つ、断水時のトイレ対策、これについてはどのようにお考えなのか伺いたい。それから今挙げられた幾つかの対策、これについては今後どういう形で取り組まれるのか、速やかに実施をするのか、それとも一定時間をかけ計画的にやっていくという方法になるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 2番について、断水のときはトイレどうするのかについては、課長より答弁させていただきます。

先ほど言ったいろいろな検討は、今後速やかに実施していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 避難所等における断水時のトイレ対策ということですが、本当に単発的な回答になって申し訳ございませんが、水洗トイレについてはペットボトル等があれば水洗に流すことができるということです。断水時については私も以前建設水道課にいた場合に20リッターのタンクとか、いろんな非常時の飲料水の確保とか、そういったペットボトルとか、簡易的なものを利用して水洗トイレは利用できるような、そういう形態をイメージしておりますので、そういった準備がされているのかということになりますと、なかなかそこまではいっていない状況でございます。

今おたداしりましたように、今後の取組はどうかということで、そういったことも含めて、避難所の環境整備といえますか、そういったこともまだまだ立ち遅れているというのが現状かと思っておりますので、そういったトイレ対策、それ以外のプライバシーの確保とか、そういったものも計画的に予算的な位置づけも踏まえまして、順次対策を図っていければなというふうに思っておりますので、予算の審議の中においては、ご協力をお願いできればというふうに思います。

また、今年度でありましたが、こういった段ボールベッドについては、須賀川市の神田産業さんから簡易のベッドということで10個寄附をいただいております。そういった身近にも、そういった簡易ベッドとか簡易の仕切りということで段ボールでできたものがありますということで、そういったお話もございまして、それからいろんな商品等も十分見た中において、避難所の環境改善ということは今後図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 対応については、町長は今後速やかに実施をしたい、総務課長は計画的に順次やっていければなというふうに思うということで、なんかちょっと時間に差があるような気はするんですが、基本的には令和2年度中にこういうものはきちんと整備をしたいと、こういう考えだと、こういう理解でよろしいですか町長。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） できるものは速やかに実施していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）公共施設で使う電力の調達を入札制にして電気代の節減をの質問を許します。

9番、上野信直君。

[9番 上野信直君起立]

○9番（上野信直君） 現在、我が町は役場庁舎や学校など、公共施設で使う電力は東北電力から、東北電力の定める価格で契約をし、購入していると思っております。しかし、平成28年から電力の完全自由化が行われ、それま

で全国で10の電力会社が独占していた電力小売が全面自由化されました。現在、様々な業種の企業630社が政府の認可を受け、電力の販売に参入していると言われています。

電力自由化の目的の一つは、市場競争を導入することで電気料金を引下げることにあります。そこで、地方自治体でもいろいろな電力会社を入れて入札を行い、電気代を節減しているところが増えていきます。私が資料を入手した二本松市では、今年度、学校や福祉センターなど268施設で33件の入札を行い、結果、以前より7,500万円も電気代を削減できることになりました。二本松市の一般会計予算の規模は344億円と我が町の約10倍ですから、我が町に引き当てれば700万円くらいの電気代削減が期待できます。

我が町でも電気は東北電力という、これまでの惰性を破り、電力の入札を実施すべきではないでしょうか。原子力や地球温暖化を招く石炭火力ではなく、再生可能エネルギーの活用促進という観点からもぜひ検討していただきたいと思いますが、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

平成28年より電力の自由化がなされ、従来の主要電力10社のほか新規電力事業者は330社となっている現状であります。各事業所のプランにより選択し対応することになり、現段階においてはこれらの市場調査及びメリットまたはデメリットを精査し、対応すべきと考えております。

今後、市場の動向を注視して対処していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長の施政方針演説の中で、厳しい財政状況の中で、こういう町民の福祉の向上に取り組んだというお話がありました。仮に浅川町で、この電力の入札を行って700万円の財源が生み出されたということになれば、これはどれだけの町民福祉に役立つ施策ができるかと、再来年度からは高校生の通学費の補助、これ私は期待しているんですけども、こういう財源だっすぐに出てくる可能性はあるんです。ですから、冷静に市場調査を行って、メリット・デメリットをじっくり検討するなんということではなく、これは喫緊、急いでやる、急いで取り組んで、町民のための財源を生み出す、こういう姿勢をぜひ持っていただきたいというふうに思うんです。

で、ちょっとご紹介しておきたいことがあるんですが、二本松市でやったのは制限つき一般競争入札でありました。4社が応札しました。で、大半はミツウロコグリーンエネルギー、ミツウロコって練炭とか何か作っている会社です、あそこが落札したんですけども、33件の入札のうち10件、これについては東北電力が落札したんです。つまり、東北電力は今私たち当たり前に売っている電気の値段よりもぐっと下げた値段で応札をして、そして仕事を取ったと、こういうことなんですね。であれば、これはやはり今ある状況、東北電力の言い値で電気を買っている、こういう状況、即刻やはり改善して、町民のために使える財源を私はつくっていくべきじゃないのかというふうに思うんです。急いでこれは取り組む必要があると思うんですが、町長、認識を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いい情報をありがとうございます。本当に、今後、市場の動向を注視して、さらに検討させていただきたいと思っております。

なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今現在の町、公共施設も含めた電力の契約は、東北電力さんと契約をさせていただいております。それで、現在の契約の内容なんですけど、昨年4月に東北電力さんとの間で契約をした電力契約なんですけど、長期割引契約ということで締結をしております。これについては、5年間の契約であれば長期に割引いたしますよというやつで、今、二本松さんで話された件がこれらと該当するのかどうか整合性はちょっと分かりませんが、浅川町においても電力の自由化を踏まえまして、昨年4月ですけれども、そういった電力さんの長期割引プランがあるということで、それで契約をさせていただいて、今現在のところ年間で200万ほど、通常の料金からすれば205万8,000円程度ですが、料金を割引していただいているという状況で契約をしております。

そのようなことで、あとは町長答弁にありましたように他町村の例もありますが、メリット、デメリット、デメリットも非常にまだまだ我々も電力関係の供給関係の契約、不十分なところも理解していない分もございますので、デメリットについても注視をしなくちゃならないのかなというふうに思っております。例えば、いろいろ調べる中におけるデメリットについては、非常時における電力供給が確かにされるのかという、やっぱり通常の電力供給以外の非常時の体制がどうなっているかということで、いろんな企業さんが議員さんの資料ですと全国に630社と、私ちょっと調べたのでは330社ということでメニューも盛りだくさんにあります、本当にそういったデメリットといいますか、非常時の供給体制もどうなのかということで、我々もまだまだ認識不足な部分もありますけれども、そういったものを踏まえて、確かに財源確保のためには十分市場調査した上での契約を進めるべきというふうな認識でおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 東北電力が200万円まけてくれて契約してくれているというのは、これは一般競争入札やったらば、これもっと安くやんなくちゃならないから200万円ぐらいで何とか契約してもらいたいと、こういうことの表れだというふうに私は思います。で、やはり二本松のように入札をやれば、さらに500万円、町民のための財源を生み出すことができる可能性がある、これは町長しっかり肝に銘じて、検討していただきたいというふうに思います。今、総務課長が言われたデメリット、本当に非常時のときに電力供給がなされるのかということも、これも杞憂だということが私はすぐに調べれば分かると思いますので、ぜひそういうことを調べて、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。とにかく大事な課題なので、急いでそういうふうな対応をしていただきたいと思うんですが、いかがですか町長。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 早急にやらさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）長時間労働を助長する教員の変形労働時間制に対する認識はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 学校の先生方の過重労働、多忙化が以前から問題になっております。文科省の最新の教員勤務実態調査では、平日の正規の勤務時間が7時間45分なのに対して、小学校の先生の平均勤務時間は11時間15分、中学校の先生で11時間32分となっています。これは自宅に持ち帰った仕事の時間は含んでおりません。1か月80時間の過労死ラインを上回る残業時間の先生も少なくないと言われております。このような教員の長時間労働問題の解決に関わって、2点伺いたいと思います。

1点目です。先生方の多忙化問題に対し、政府は昨年、1年単位の変形労働時間制を導入可能とする法案を成立させました。これは忙しい時期、いわゆる繁忙期の埋め合わせを夏休みなどの閑散期でやればよいというものであります。これに対しては、事実上先生方の長時間労働を解決するどころか追認し、助長するものだと批判があります。人間は寝だめも食いだめもできないように、休みだめもできませんから、批判はもっともではないかと思いますが、この教員の変形労働時間制導入に対する町長及び教育長の認識を伺いたいと思います。

2点目です。教員の多忙化を解消し、先生方がしっかり子供と向き合えるようにするには、教員を増やし、不要不急の業務を削減することこそ必要ではないでしょうか、認識を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、学校の繁忙期における長時間労働を認めたものであり、問題はこれをいかに解消するかということであって、繁忙という状況を生み出さないためにどうすればよいのか、これを考えていくことが大切ではないかと思っております。それをしない限り、教職員の勤務実態は改善されないのではないかとこのように考えております。

2点目につきましては、本町におきましては来年度より小中学校、それぞれ支援員を1名ずつ予算措置することにしております。小中学校に配置する教員免許を持った支援員の確保に苦慮していたところですが、ようやく2名を確保できる見通しとなっております。本町の小中学校教員の多忙化解消の一助になればと考えております。

また、業務の削減につきましては、町教育委員会として時間外勤務の削減に向けた業務改善方針、これを策定しまして、学校現場に業務の見直しを行うよう指導しているところです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 教育長の答弁にあつたとおりだと思います。やはり先生方の勤務時間をいじって大丈夫だろうという、そういう小手先の対応ではなくて、やはり根本的に何で先生方は忙しいのか、子供たちとしっかり向き合う時間が十分なぜ取れないのか、こここのところに目を向けて、それに対する対応を取らなければならないというふうには私は思います。

変形労働時間制に対しては、少なくとも町としては各学校に対して、こういう対応をなささいということは、ちょっと言葉は悪いですけども押しつけは、これはしないという理解でよろしいでしょうか。この3月に文科省のこの問題に対する指針や通知が出されると思います。それを受けて、手順では各学校でこの変形労働時

間制について検討して、各学校が町の教育委員会と相談をして、町教委が制度についての意向を持つ。で、それを県の教育委員会が酌み取って、条例案を県議会に出すなり何なりして県議会で条例がつけられると、こういう手順になるというふうに言われております。

一番最初のスタートは、各学校で検討して、町の教育委員会と学校が話し合うと、こういうことになっております。この際に、この変形労働時間制をこういう対応しなさいということを、町教育委員会としては学校に押しつける考えはないと、こういう理解でよろしいでしょうか、伺いたいと思います。

それから、町で支援員を1名ずつ増員するというので、これは大変ななか財政的にも厳しい中で、人材の確保等も難しい中でいいことだというふうに思うんですが、やはり抜本的には教員の全体的な増員、これが不可欠だというふうに思います。これもやはり民報新聞の2月27日付の記事なんですけれども、日大の先生が民報新聞の取材に対して答えているというような形で、結論的には教員の過重労働の解消には、良質な教育人員の増が必要なんだと、こういうような新聞記事が載っておりました。これが民報に載るんだから、これは特別な考えではなくて当たり前の考えなんだというふうに私も読んでんですけども、やはり教員の増員、これが不可欠だというふうに思います。先ほども新しい教科が小学校で英語に取り組むことになるという話もありましたけれども、そういうふうに教育が高度化してくる中で先生の数も増やしていかないと、これは高校の先生方の過重労働、こういうことになってしまうだろうということでもあります。

ですから、町としても県に対して教員の増員、これを強く求めていくということが必要ではないかというふうに思うんですが、これに対する取組はどういうふうになっているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） まず1点目ですが、変形労働時間制についてですけども、先ほども申し上げましたように、私は繁忙期が認められる、そういう内容ですので、まずはやはりそういう繁忙期をつくらないと、そのところが大事だと私は思っております。繁忙期の代わりに夏休みと長期休業中に休みを取りやすくする、年休を取りやすくすると、その部分は取りやすくするという点はいいんですけども、その繁忙期がそのまま改善されないままであるというところにやはり問題があると思いますので、私は業務の見直しをすることが非常に大事であると考えております。

2点目につきましては、教員の増員ということですが、これにつきましては国の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法と言っておりますが、この法律によりまして決定されます。福島県におきましては、県独自に30人学級編制等の導入を行っておりますが、学校現場の教員を増やすには、国・県が今後どのような対策を取るのか、ここを注視したいと思っておりますが、9番議員さんおっしゃるように、県に対してもさらに教員を増員する何かそういう方策を講じていただけるよう、これは市町村の教育委員会として要望を続けているところであります。

ただ、現状としましては教員志願者が非常に最近少なくなっておまして、教員の免許を取得する大学生も少なくなってきておまして、ですから現場におきましては産休、育休それから病休等、休暇を取る先生が出た場合に講師の先生を確保できない状況が今続いております。そういう現状としては厳しい状況です。本来学校に入らなければならない講師として、補充教員として入らなければならない教員が入れないと、そういう状況であります。それも現実として増やせ増やせと言いましても、なかなか見つからないというのも実態である

ことは、ご認識いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）ニュータウン分譲と若者定住・移住住宅建設の取組はの質問を許します。
9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 全112区画のうち3分の1が売れ残っている花火の里ニュータウンは、分譲や活用をうまく進められれば、町が直面している最大の問題である人口減少問題に対して大きな役割を果たすことができる貴重な資産でもあると思います。その観点から2点伺います。

1点目ですが、令和2年度はニュータウンの分譲にどう取り組まれるのでしょうか。特にネックとなっている、今となつては高過ぎる販売価格の問題にどう取り組むお考えなのか伺いたいと思います。

2点目です。4戸を建設し、4世帯が移住してきて、町の人口減少対策として目に見えて効果があった若者定住移住住宅、滝ノ台団地の増設について、令和2年度はどう取り組むのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の花火の里ニュータウンの分譲の問題についてですが、アンケートにおける住民の意見や特別分譲の説明会の意見を踏まえると、現在のところ困難であると認識しております。今後、住民の方々の座談会を、4月頃、町内全域で開こうと思いましたが、新型コロナウイルスで延びることになり、延期になります。いずれにしろ、様々な意見を伺いながら対応を検討したいと思います。

2点目のニュータウン内の若者の定住・移住を図る住宅建設の件ですが、現在のところは具体的な計画までには至っておりません。現在、様々な補助事業を模索しておりますが、見つからないのが現状でございます。現在の補助制度からすると、住宅建築だけの申請は難しいと考えられるため、まちづくり等の事業と併せて事業内容の検討を行いたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長もニュータウンの分譲が3分の1、これが進まないという最大の要因は、販売価格が今の実際の町内の実勢価格と乖離して高いと、こういうことはずっとこれまでも何度もお認めになってきたことであります。で、これを、この価格を引き下げるなりなんなりすると、既に購入した方からいろいろ意見が出て大変なことになるから、だからこれは見合わせるんだというのが今の答えだったというような気がするんですけども、これはそういう姿勢でこの間ずっと何年も何年もそういうことでやってきたんです。それで一つもこのニュータウンの分譲が進まない、こういうことになっています。

町民の皆さんが江田町長に期待しているのは、その皮を打ち破ってぜひ前に一歩進めていただきたいと、今までの殻を破って進めていただきたいということではないかというふうに思うんですが、その点に対してどのようにお考えでしょうか、伺います。

それから、2番目、これは町単独でやるとしたらなかなか容易でないので、できれば補助事業を使ってやっていただきたいというふうに思うんですが、適当な補助事業が今のところ見つからないということであれば、町づくりと絡めた建設、こういう方向をぜひ進めていただきたい。よく研究して進めていただきたいというふ

うに思うんです。私は今すぐに案があるわけではありませんけれども、全国各地の例などを研究しながら、ぜひ町づくりでの絡みでの補助事業に乗せて、これが進むようお願いをしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今でも私、販売価格は高いと思っております。いずれにせよ、町内全域での座談会が少し延びると思いますが、必ずニュータウン先から始まり、開催時にはニュータウンの分譲価格についてお話をさせていただきます。また、前回の定住住宅建設を行って、他町村から4世帯の入居があり、成功したと今でも私は思っております。その中での1世帯の方が、ニュータウンの中古物件を買って住んでいただいたことは、誠にありがたく思っております。今後とも、いろんな形で補助事業を見つけて、この若者の定住移住促進住宅をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目については、滝ノ台の座談会のときにこの分譲価格の話はすると、必ずするというものであります。これは期待をしております。

2点目。4世帯、滝ノ台団地に入居をされました、そのうちの1つが、なんか最近になってずっと空き家になっているのでどうしたのかなと思ったならば、今、答弁にあったように1世帯は町内の物件を買ってそこに住んでくれたということで、これは極めて大成功だというふうに思います。ぜひ、この空いているところはすぐに募集をかけて、埋めるような対応もしていただきたいというふうに思います。その点について聞いて終わりにします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然空き家にしておけませんので、担当課にすぐ募集をするようには伝えてあります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順10、6番、渡辺幸雄君、（1）第5次振興計画についての質問を許します。
6番、渡辺幸雄君。

〔6番 渡辺幸雄君起立〕

○6番（渡辺幸雄君） 私のほうから、第5次振興計画について質問したいと思います。

本町でも毎年人口が減少しているため、歳入が今後減少していくと考えられます。単独事業でも公共の建物の老朽化により修理、建て替え等による歳出はやむを得ないと思いますが、新規の単独事業は優先事業を考えながら慎重に進めるべきではないか。単年度であればよいのだが、多年にわたる事業では歳入、歳出のバランスを十分検討すべきではないかと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

おただしの単独事業の取扱いについては、振興計画、行政区要望、また、私の公約等で「全ては町民のために」を基本に据え、事業の必要性及び優先度と財源を考慮し対処しております。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 今までも、公民館の耐震問題などいっぱいあるんですけれども、実際先送りという形で、

新しい事業を入れた中で、これからこういう金額の確保ってなかなか難しくなると思います。そういう部分で、町としても単独事業で1年、2年の事業なら構わないんですけども、1回決めれば最後までやらなければならないという事業が多くなってきています。これ確かにこの部分をやむを得ないと思うんですけども、できるだけある程度は町の歳入に合ったような計画を組んでいかないと、途中で駄目になったでは済まないんで、その辺の考え方をもう一度聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 新規事業は13ございます。全て大事でございます。そしてまた、この公民館、体育館、学校等もやらせていただきます。体育館も公民館も耐震構造にはなっておりません。ですから、今まで約10年近くそのままにしておきましたが、私はそれはできませんので新たにやらせていただきます。そして、財源など考慮をした結果、新年度予算にやっておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 一応、国・県からの補助金のある事業で、なんでかんで必要という事業なるべく町に負担のかからないような形で持ってきていただきたいと思いますが、町長のお考え伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、全て町民のために行動しておりますし、財源も全て町民を平等に使っていると思いますので、今後ともそのような考えでやっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）町への定住・移住への取組についての質問を許します。

6番、渡辺幸雄君。

〔6番 渡辺幸雄君起立〕

○6番（渡辺幸雄君） 町の定住への取組について質問したいと思います。

1件目なんですけれども、滝ノ台、今の9番議員のほうからも出たんですけども、なかなか売れないということで、他町村から町に定住するために、住宅、新築物件、建て売りなどを購入した場合、町として一応補助金を出すような考えはないか。あと2点目、これ一番重要なところでんですけども、町職員に町在住の採用された職員が他町村に転出する、女性の職員の場合はやむを得ないと思うんですけども、定住・移住を進める中で、町としては事情等もあるわけですけども、町内に住むような方向で進めるべきではないかと考えますが、よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、他町村からの移住者への対策として、ニュータウンの定住・移住促進住宅を建築し、低額で入居できる施策を講じております。おただしの件につきましては、他町村での事例を調査するなど見極めた上で財源の確保を図り、今後、判断したいと考えております。

2点目につきましては、様々な事情により居住地は個人が判断すべきものであり、町職員においては十分に認識されているものと考えております。改めて、職員への周知は適切ではないものと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） そういう部分があるわけなんですけれども、どっちにしろ通勤手当とか発生しているわ

けですよね、そういう部分の中から見たとしても、できるだけ町に住むような形というのを進められないんですかね、ほかの町村でも一部出てきているという話を聞いているので、町としても対応のほう考えていたほうがいいと思うんですけども、よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4月から、浅川町からもほかの役場に行っている方が数名おります。やはり同じ状況だと思っております。本当に財源、通勤手当のことを心配していただきましてありがたいと思っておりますが、当然町に住んでもらいたいのはやまやまでございますが、先ほど私が申したとおりに職員への周知は適切でないと思っておりますので、ご理解のほど願います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順11、10番、角田勝君、（1）上水道の本管などの老朽化対策を計画化して災害などに備えるべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 上水道の本管、特に送水、配水管の本管についてであります。これはご存じのように、水道はまさに命の水でありまして、万が一この災害が起きたときに水が来ないなんということのないように、常に町は備えておかなければならない。この浅川町は、本当にそういう意味では早くから水道を布設して、水質もこの近辺では比類のないくらい浅川の水はうまいと、こういうふうなことが現状でありまして、この本当によい現状をきちんとやっばり存続していかなければならない使命があると思うんであります。そのそういう観点から3つほどお尋ねしたいと思います。

1つは、昭和49年の給水開始以来46年です。間もなく50年になろうとしているんですけども、いわゆる国の基準、本管等の水道の寿命は40年なんです。もう既に40年をはるかに過ぎておるという現状でありますので、これから地震等の大きなものがあれば、配水管が、送水管が壊れてしまうという、そういう危惧があります。当初の本管等は、ほとんどエタニットパイプ、いわゆるエタパイでありまして、その腐食等には非常に強いんですが、振動等にはやはりこのパキッと割れる、折れる、そういう性質を持っておるわけなんです。ですから、これは順次計画的にやらなければならない課題ではないのかなということでもあります。

2つ目には、いわゆるエタパイの寿命を考えましたときに、この災害時等の給水を確保すると関連しておりますけれども、どこからどこまでどういうふうになっているのかという、そういう基礎調査も含めて、建設の際にはとにかく安くやろうという、そういうオイルショックのときでありましたけれども大変な苦勞をしましたが、水道1線2万5,000円ですか、ほんとにそういう安さでこの水道が建設されたんです。本当によかったかと、当時の久保田鉄鋼が仙台の営業所が資材不足のときに、町長と建設委員長がじきじき仙台に行って、何とか資材を確保してほしいという直接交渉をした結果、本当に驚くほどの資材をきちんと確保してくれたというエピソードがあるんですけども、やはりこの時期になってどの程度のものがどういうふうになっているのかという現状をきちんと把握することが大事なのではないのかなと。当初そういうことでありましたから、いろいろ後日聞きますと、なかなかこの図面等もきちんとないところがあったり、いろいろその後の工事に苦勞しているということも仄聞するわけでもあります。

そういう点で、現状はどういうふうになっておるのか、特に道路の改良等によって、そのときにまた管を布

設替えて、いわゆるVP管にするとか、鉄管にするとか、そういう改善がなされておると思うんですが、そういういわゆる延長や、あるいはこういうところというふうな、そういう基礎資料を水道課でいかほど持っておるのかということをお伺いしたいと思います。そして、その延長線をやはりどこからこう老朽化しているものを更新していくかと、こういう計画を立てなければならないと思うのであります。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、担当課長より説明させていただきます。

2点目、3点目につきましては、エタニットパイプ、いわゆる石綿管の耐震性能については、ほかの材質の水道管と比較し低いものと判断されておりますが、東日本大震災における町内の石綿管の漏水は発生していなかったため、ある程度の地震には耐えられるものと判断しております。

ご質問のとおり、送・配水管の老朽化も進んでいることから、石綿管の更新は大きな課題であると考えております。石綿管の更新事業には多額の予算が必要であり、国の補助制度もないため、事業収入の中で補うことは大変困難な状況であり、なかなか進まないことについてはご理解いただきたいと思っております。

現在、県道浅川停車場線の国道118号までの工事が予定されていることから、その関連した箇所や下水道工事と併せて老朽管の布設替えの実施を予定しております。今後も必要な財源を確保しながら、対応を図りたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 1点目の石綿管の現在の延長についてご説明を申し上げたいと思っております。

現在、今年度当初の浅川町における水道管延長の合計につきましては、9万5,073メートルでございます。石綿セメント管、いわゆるエタニットパイプ、石綿管は昭和48年度までの工事で使用をされておりましたが、当時の石綿管の延長は送水管約1,700メートル、配水管約2万6,000メートルとなっております。その後、更新された延長は送水管が500メートル、配水管が約1万6,000メートルであります。現在、送水管について約1,200メートル、配水管については約1万メートル、合計で1万1,200メートルの石綿管が残っております。

先ほどご質問の中にもありました水道管の掌握はされているのかということですが、全て掌握をしております。それから図面等につきましても、道路のどちら側かに入っているかという詳細なところが不明な箇所等はございますが、図面等も全て整備をされて町で管理をさせていただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） まだ、いわゆる石綿管、エタパイでありますけれども、これが1万2,000メートルも残っていると、こういうことであります。また一方では、町長から東日本のこの前の大地震に耐えたのだから、一定のやはり強度はあるだろうというふうに考えているという答弁もありました。私も、よくあの地震に耐えたなど、本当にあのときには町の役場に来て、水道の状況はどうなのかということで心配したんですけれども、この本管等の大きなそういう漏れとか支障はなかったんです。これは本当に私、不思議に近いんじゃないのかなというふうに思うくらいだったんです。とにかく石綿管はご存じのように、分かりやすく言えば昔の粉のよ

うな形の材料を使ったものであって、ぼろっともろいんです。例えば、こうやってちょっとパチッとやると、パキッと割れて、ひび入ったり割れたりするんです。ですから、これはやっぱり、これからの大きな災害、特に地震、そういうものに合わせてこの予算が本当に大変な状況ですので、今は町長も課長も言うように、県道や町道の改良に伴って、その時点のその場所についての延長を布設替えしているというような状況が行われているんです。今私は、大変なやっぱり財源が必要だけれども、計画的に少しずつでもやはりこの年次計画で、特に本管の送水、配水、こういうものところにはやっておかなければならないのではないのかなと、こう考えるのであります。その点は、この関係する職員なり、町もどういうふうを考えているのか、再度その認識をお伺いして、できるだけ長期にわたるものでありますから、少しずつ国の起債なんかも受けながら計画的にやるべきだろうと、こういうふうにするのであります。いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほども申したとおり、改良に伴ってあの布設替えを少しずつやっていきたいと思っております。なお、来年、再来年とか、少しずつで本来であればやっていけばいいいんでしょうが、担当課の仕事の都合ありますので、課長よりちょっと答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 石綿セメント管の更新の計画については、町としても持っております。平成22年度から平成41年度までに全面を改修したいということで、計画としては1年間に800メートルの更新をするというふうなことで計画をしておりますが、なかなかそのさっきの予算の説明の中でもありましたとおり、建設改良費につきましては、一般会計からの持ち出し、それから起債の借入れ、それから内部留保金を持ち出しをしながら建設改良費に回して、内部留保金が少なくなっているというのが現状となっております。今まで、実績としては1年間におおむね550メートルぐらいのペースで進んではおりますので、かなり遅れてはおりますが、町長が先ほど申し上げましたとおり財源確保に努めながら下水道工事の補償、それから浅川停車場線も予定されているということで、その全体的な石綿管の更新でも2,000メートルぐらいの更新はできるかなというふうに思っておりますので、当面はその2,000メートル分の更新を行い、その後また財源等を確保しながら少しずつ進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いろいろ担当課としても今どんどんしてみるというような状況ではないと思います。もちろんであります。でも、現実にはこの道路の改良等に伴って550メートル程度毎年こうやっているような計算になるというような更新の状況がありました。どうか、そういう計画も20年から40年に向けてというふうな計画もあるというふうなことも分かりましたけれども、やっぱり極力こういうものにも、このことにも留意をして、できるだけの更新をしていくということを肝に銘じてほしいというふうに思うんでありますが、最後にその点を伺って終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そのとおり少しずつやらせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）スクールバスに中学生も乗せる工夫をして、安全な通学の実現をの質問を

許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） スクールバスの問題は、12月議会でもその前にも各議員が言いまして、特に中学生もぜひ乗せてほしいという山白石などの陳情なんかもあったりして、関係する教育長をはじめとする方々が、何とかそういう方向で前向きに検討したいと来年度に向かってというふうな、この前向きな答弁がなされております。私は、ですから令和2年度の新しい予算にこの中学生も乗せる、そういうふうなことが実現して、そのために計上されているのかなというふうにも思ったんですが、そうではなかったようであります。小学生の全域にわたってこれはやるんだというふうなことが言われまして、そういうふうになっておるんですけども、一つには、小学生のバス利用通学とともに中学生も乗せるこの努力というんですか、もちろんバスの大きさにもよります。そのやりとりの中でも大型バスということになると、またこれ予算的にもどうなのかというふうなことも答弁がありました。私も5コースにわたるスクールバスの定員と、どういうふうな、例えばこっちのコースは満席だと、いやこっちのコースはまだ余裕があるとかという、そういう調査もしておるんだと思うんですけども、私はやっぱりかなり余裕があるのではないのかなというふうな推測するんですが、その点はどうか。

それから、2つ目には、この中学生がどうしても座席に座れなくても、そんなに大勢の中学生が5コースにわたって乗るわけでもないんで、安全確保をきちんと考えながら、例えばつり革なんかきちんと設置して、そして小学生と一緒に乗せるという、そういうものにはならないのかという点で工夫をして、ぜひ実現してほしいというふうな表題としていたんですが、経費の面も予算上も3,000万円からのそういう予算を計上しているわけでありまして、ぜひその中学生も一緒に乗れる、そういうものに向かって十分検討してほしい。今年度は今の段階で予算には計上されておりませんので出来ないとするれば、来年度に向かっていろいろ細かい調査もしながら、あるいは補正でも組んでそういうものとしてやれないのかどうか、ぜひやってほしいと、こういうふうな思うのでありますがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 学校、スクールバス関係なので教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、先月2回にわたり小学生の保護者対象とこども園幼稚部の保護者対象に、運行に関する説明会を開催いたしました。来年度からは町全体を5コースに分け、片道約1.5キロメートル以上の児童を対象に運行を予定しておりますが、コースごとの乗車児童数を把握した上で、運行状況を見極めて検討したいと考えております。

2点目につきましては、乗車生徒数にもよりますが、検討したいと考えております。

3点目につきましては、限られた予算の中で運行するものですので、効率よく児童・生徒さらには保護者の方にも喜ばれるようにしたいというふうな考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 非常に前向きの教育委員会としての教育長の答弁であります、それは本当に効率の面からもいろいろな面も検討して、ぜひ実現したいというそういう強いこの願いが込められている答弁だなどというふうに私感じたんですが、これからやっぱりこれらのそういうことについての詳しい調査というんですか、そのどういうふうにこのバスが運行する、そのバスで満席にならないで行かれるのか、あるいはその辺の状況をもっと詳しく調べて、そして対応したいと、こういうふうなことですか、それは新しい年度のこの予算にはないんですから、それは途中例えば可能だということであれば年度途中でも、あるいは4月からでも何とかこぎ着きたいと、こういうことの表れなのでしょうか、その辺、詳しくご説明をいただきたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

先ほど教育長答弁したことも兼ねるんですが、まず来年度5コース、今現在、今年度は3コースなんです、そちらに2コース増えます。予算3,000万を予定しているんですけれども、マイクロバス5台を予定しております。こちらでも試走を何回かしました、マイクロバスがやはりその道関係でいきますとマイクロバスが精一杯というところ多々ありました。マイクロバスは基本二十五、六人乗りなんです。うちのほうでは先ほど言いました1.5キロ以外の児童数は把握しております。5コースに振り分けますと、大体同じぐらい乗る数にはなっております。今、集約しているんです、先月説明会をやりまして、この後問診票を提出してもらうことになっていたんですけれども、ご覧のとおり休校になっちゃったものですから、学校に本当は各担任の先生に出してもらおうかなと思ったならば休みになっちゃったんで、保護者さんには直接こちらにということで、まだまとまり切れていないことが実情なんです。

それと、先ほど議員さんおっしゃいましたつり革という話なんですけれども、青ナンバーのバスで、営業ナンバーで貸切りバスを使っております。よって、つり革はついていなくて、乗合バス、路線バスみたいなのがついているんですけれども、あくまでもこちらでお願いしているのは営業ナンバーの貸切バスなものですから、定員になればピタッとそこで乗せないと違反になるわけでございます。今後も集計してみまして、大体バランスよくなるコースはとってはいるんですが、引き続き調査してみたいと思っています。努力はしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 本当に、特にこのコロナウイルスで教育関係、学校、大変な状況で、そういう中で調査をしたりアンケートしたり大変だと思うんですけれども、ぜひ安全な通学、子供を守っていく、あるいは子育て支援の充実という全ての面で、私はぜひ一日も早く実現してほしいと、こう思うんですが、そういう調査なり首長の見解なんかもまとまってやれるということになれば、今年度の中でその3,000万円の運行の中でやれるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） 先ほど申し上げたとおりなんですが、これから申込みをしてもらって、その枠とか席が空いていればなんですけれども、ここで乗せますというのははっきり言えないなんです。なので、それは臨機応変に対応したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで申し上げます。本日の会議時間、一般質問は時間内に終了することができないおそれが出たため、あらかじめ延長します。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長します。

次に、（４）東日本台風（台風19号）による農作物が作付できない農家へ町から支援をして励ましをの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 7番議員さんからも関連した形で質問がありまして、私は被害等についてもいろいろありますけれども、この1点に絞って、いわゆる作付ができない、そういう状況がこの45か所にわたる農地の災害あるいは河川の災害、こういうものが4月に発注するのあれば、3月に発注する予定だということもある。そういう状況の中で、作付可能な面積なり、箇所なり、農家の世帯なり、そういうものは現状でどうなっておるのかということが一つあります。

と同時に、以前に担当課長にお尋ねしたところ、約10町歩近くは内外は作付不可能になるのではないのかなと、こういうふうな推測も含めて話がありましたけれども、現状はどうなっておるのかということと、それから作付がどうしてもやっぱり時期がありますからできない、こういうことの農家に対しては作付しないと農業共済の対象にもなりませんし、その分全くの減収になるわけでありまして、工事の分担金も納めなければならぬし、そういう状況の中でいわゆる減収になって不可能で、そういう状況が生まれるというふうになるのではないかと思うんです。そういう際に、私はこの金額等もいろいろそれはローンがあると思うんですが、一定の激励金というんですか、来年度に向けてやっぱり離農しないで頑張っていく、あるいは生産意欲を強めていく、こういうことにぜひなっていくような温かい支援、そういうものが必要ではないのかなと、こう思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の現状につきましては、先ほど11番及び7番議員にお答えしたとおりでございます。

2点目の支援策につきましては、今のところ考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いや、現状はどうなんですか。

○議長（円谷忠吉君） いや、だから11番と7番に言ったとおりですって答弁していますから。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうじゃなくて、それはこの一般質問の中ではその面積とか、そのどのような状況だというのは言っていないですよ答弁には、だからどの程度やっぱり今の現状では農地として使えない、作付で

きない、そういう面積なり農家戸数なり、そういうものはどうなっているのかということも、ぜひ答弁してください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） では、まず残念ながら作付できない箇所等の見込みについて申し上げたいと思います。

まず、水田のほうでございますけれども、箇所的には福貴作の西部地区のほう、それから染と滝輪の間辺りの全て堤防等の決壊箇所でございますけれども、池田というところの農地、それから荒屋郷地区でございます、それから滝輪の堤防の堤外地のところの水田、それから浅川堰付近の堤防決壊で土砂流入した水田、それから太田輪堰の南側の端のほう、合わせまして約7.6ヘクタール程度の水田については、ちょっと厳しいのかなというところではございますが、先ほど7番議員にお答えしたとおり、浅川堰のところの復旧につきましては発注しておりまして、一部排水路、用水路等を復旧することにより、若干ながら作付できるところもあるかと思われませんが、今は確約できるところまで行っておりませんけれども、水田につきましては合わせて約7.6ヘクタール。それから、畑につきましてはやはり福貴作の西部のほうの畑が約4.6ヘクタール程度となっております。以上で、合わせますと12ヘクタール程度の農地の作付が厳しいのかなというところの現状でございます。以上です。

〔「農家戸数は」の声あり〕

○農政商工課長（岡部 真君） 正確な戸数までは把握してはいるが、おおよそですけれども十数名程度になるかと思われま。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長、十数名なんですね、面積の大小はいろいろあると思います。あるいは水田だけの人もあれば、畑の人もあれば、両方あるという人もあると思うんです。でも、やっぱり作付ができなかった場合に、やっぱり町は激励金のような形で、金額は町のほうで考えていただいて、再生産を補償するなんということは町はできないと思います。しかし、やっぱりその人たちにとって町が手を差し伸べてくれたという、こういうことに私は、当事者は、何というんですか、町も考えてくれて頑張らなければなど、こういうふうなものにつながると思うんです。それはやっぱり十数名なんですから、ぜひこれ実施してくださいよ、7番議員も言われましたけれども、これ議員全員の総意だと思うんです。未曾有の災害に、昭和16年に大きな水害があったというようなこと聞きましたけれども、私の1歳のときに私分かりませんが、そういう未曾有の災害なんです。それはやっぱり町は考えたらどうですか。これ考えるべきじゃないですかと思うんです、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 現時点で作付ができるように、今、指導をしております。今日現在では、支援策については今日時点では考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）国民健康保険税の均等割から「子供」を除いて子育て支援をすべきの質問

を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 読んで字のごとくであります。これは、国民健康保険は均等割、いわゆる昔は侍の時代に、1人当たり人头割なんということで、その人の頭数で年貢を決めたりと、そういう時代もあったそうではありますが、その国民健康保険税については、私は特にこの子供をぜひ均等割から取り除いて、そして税金を決めていくというふうにしてほしいなど。隣の白河市では今年からそれを実施するんです、県内でも何町村かそういうことを、その分は一般会計から繰入れして、そんなに大きな金額でないので実施しているという、全国でもそういう動きになってきています。ですから、1から5までお尋ねしたいと思います。

ぜひ、生まれた赤ちゃんにまで1人分のいわゆる均等割を課すというようなこういうことはなくして、子供は除くというそういうふうにしてほしいということ。これは社会保険の保険制度の中では、こういうことはないんです。所得いわゆる収入、そういうものの基準でありまして、子供も含めて均等割なんというのはないんです。私は、その均等割を全部を外せというんじゃなくて、子供、それでも3番目は、一方ではやはり、これは麻生副総理が子供産まないから駄目なんだみたいな発言をして取り消したことがありますけれども、やっぱり子供が多くなって元気が出るような、人口の減も抑えてできるようなそういう子育て支援を総合的にやっていく、そういう施策の一つにでもなるのではないかと。ですから今の考えからすると逆行するような、そういうこの均等割を子供を外してということであります。

特に、国保は商店や農家などの生活が厳しい世帯に運用されている医療制度でありまして、非常に大変な負担の割合になって、国保税が高いと。でも、国保制度はなくせないと、しかしやっぱりこの国保税はもう少し安くしてほしいなど、こういうふうになっていると思うんであります。その分は町が子供の均等割の分は財政支援をしていくと、こういうことが今全国の趨勢として出てきております。ぜひ浅川町でもそういう方向に歩みを進めてほしいなど、こういうふう思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 国民健康保険税の均等割につきましては、国民健康保険税率のいわゆる応益分に関する案分率の問題となりますので、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 国保は、少子高齢化、それから就業構造の変化により、高齢者や低所得者の被保険者が大きな割合を占めており、また年齢構成を要因とした医療費水準の高さなど、様々な構造的問題を抱えております。今後も、高齢化の進展に伴い、医療費の伸びが見込まれ、国保の財政運営は厳しさを増していくものと思われま。

そのような中で、国保制度を保持し、財政基盤の強化及び財政運営上の多用なリスクを分散して安定化を図るため、平成30年度より県が財政運営の責任主体となる国民健康保険制度の広域化が始まりました。その際に作成されました、福島県国民健康保険運営方針の中では、保険料の在り方については県内のどこに居住しても同じ所得であれば同じ保険料とすべきという、そういう市町村の共通理解の下に、将来的には県統一の保険料を目指すというふうになっております。

子供の均等割の減免は、現在、全国でも25だと思わなければならない、市町村の独自の取組となっております。将来的には県統一保険料を実施する際の課題の一つと考えております。また、県統一保険料になった場合には、子供の均等割減免により軽減された世帯が逆にまた負担が増えることになることにもなります。さらには、その財源とする一般会計からの繰入金、補填目的の法定外繰入として赤字というふうな処理をされてしまいます。国から法定外繰入金の解消に向けた具体的なそういった手段が盛り込まれた計画書の作成を求められる、そういったマイナス点もあります。

以上の点と税負担の公平性から、慎重に対応していく必要があります。現時点では実施は考えておりません。しかし、現在、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会事務レベルワーキンググループというのがありますが、そこにおいて子供の均等割の在り方について継続的に協議されておりまして、全国知事会でも強く要望しているという要望書があります。その動向を注視して、ぜひそういった形で国が財政支援を行う形で均等割がなくなるのであれば、すぐに同意して均等割をなくしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 課長から詳しい説明がありました。全国で今のところ25だということ、私もそこまで調べられませんでしたけれども、隣の白河市ではそういうふうなことで今年からやると、泉崎村も今年ということではないですけれども、白河市が隣ですから、十分前向きに検討するという答弁なんかも議会であったようであります。社会的にもやっぱりそういう趨勢になっていると、課長からも出ましたけれども、知事会等の要望もあってそういうふうなこともありました。これは議長会の中でもそういう決議なんかも出ているという、知事会でも出ているというふうには私は伺ったんですけれども、やはりそれは特に地方自治体をつかさどるそういう人たちは、この国保税の税の重さや、あるいは健康上等の問題なんかも含めて、社会保険のいわゆるサラリーマンのそういう健康保険制度からして非常に高い、そういう負担率だということなんかも含めてあって、それに倣う、それに近づけるための努力の一つとしても、私はそういうものになっているんだというふうに理解しています。今すぐというようなことには非常に難しいと思いますが、どうぞ関係者もそういう方向をほかの町村等、あるいは県の様々な会議なんかも積極的に発言をしていただいて、そういう方向に持ってってもらいたいと、こういうふう思うのでありますが、その点どういうふうにお考えなのか、認識を町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） サラリーマンの社会保険と同じような、追いつくということなんですけれども、これサラリーマンの健康保険制度は制度の成り立ちが設計が違って、昭和2年だと思わなければならないドイツの労働者保険を参考に立ち上げた制度であって、国民健康保険はその10年後なんですけれども、いわゆる国民皆保険制度ということで、全ての国民が健康保険に入るという国の大きな計画の中で、日本独自のシステムとして立ち上げた健康保険制度です。これは非常に外国にはないすばらしい制度であります。やはり当時から比べるとかなり税の負担が大きくなったということで、浅川町におきましてはこの広域化が行われたときに、思い切った減税を行ったつもりであります。これは、やはり積み立てる基金とか、要するに預かった保険料を過分に留保するということはあまりふさわしくないということと、あと広域化によって保険料が全体的に下が

るのではないかという見込みの中で、やはり持っている財源を納税者のほうにお返しするというふうな意味を含めて、大きな減税をしたつもりであります。今年も見込みどおり納付金が昨年と見比べて少なくなりまして、今は現状の保険料を維持する形で、たとえ基金がなくなったとしても、この一定期間かなりの減税が図られれば、余分な医療費の分を確保して基金を持っているより、納税者の方には非常に税負担が少なくなると考えておりますので、この体制を含めて、このいわゆる均等割の減少につきましては県がいわゆる統一料金を設定するときになくなっていけば一番理想的なものですけれども、そういった形で町のほうでは、ここ数年の保険料の安定化に努めたいというふうに思っております。よろしくお祈いします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 本当に私も今年の予算書を見て、これ、大きく医療費やっぱりが下がっているんだなと、だからそういう意味では健康、町民が丈夫、医者にかかる割合が少なくなってきたと同時に、それなりにやっぱり関係する人たち、課長以下がいろんな努力をして、こういうふうに浅川町は国保税を上げなくて済む、昨年よりも少ないようなそういう見通しでありますから、それには敬意を表したいと思ひます。

ただ、やっぱり繰り返すようすだけれども、ぜひそういうこの全国の知事会も含めて、やっぱり子育てをきちっと守っていかないと、日本は将来大変なんだというそういう観念も私はあろうと思ひんです。ぜひそういう観念も考えながら、これらの課題について努力をしていってほしいという要望を強くして終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）公約の「町民との対話」を強める町政座談会を開くことの質問を許します。10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） これは、町長もこのコロナウイルスがなければ早々に開いて、宅地、滝輪の団地から始めたいとこう考えていたんだと、ただ、コロナウイルスがあつてすぐには開けないというような、そういう状況が生まれているということではありますが、これは町長の公約でありますから、と同時に町民の声を、生の声をやっぱり聞いて反映していく、そしてその中で様々な町民の悩み事や地域からの要望や教育の問題、様々な声が出ると思ひんです。ぜひこの町民との対話を進める町政座談会をできるだけ早く開いてほしいと、1、2、3というふうに挙げましたけれども、私は、できれば予算を執行する前に座談会をちょっと一通り開いてからというふうに考えたんですけれども、このコロナウイルスという問題で、そういう災害等も含めてなかなかならないという状況だと思ひんですが、できるだけ早く町政座談会を開いてほしいと、こういうふうに思ひるのであります。1、2、3まとめてぜひご答弁をお願いしたいと思ひんであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、行政区要望など町民からの意見要望について、毎年提出をいただき、優先して予算の確保を図っております。

2点目につきましては、行政区からの要望は真摯に受け止め、また、各種の委員会等での意見と要望についても対処しているところです。

3点目につきましては、町民の様々な意見に対し、対話する機会を予定しております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） それは分かりますけれども、この議会の論議の中でもコロナウイルスが出ちゃったから、しかしやっぱりこれは団地を皮切りにぜひやりたい、やります、こういう決意が表明されました。これやはりいち早くやるべきだろうと、町民はそういう期待感を持っていると思います。災害の問題も含めて、いろいろ課長以上が例年ではご出席して、座談会が開かれるという今までの経過から見て、関心も高くなるだろうし、コロナウイルスもあるだろうし、いろいろ話が出るとしますので、いつ頃、今のところでは見通しが立たないというだけじゃなくて、一定の目安をつけないと、目標を立てて進まないとはできないと思うので、その点お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど11番にもお話しましたが、座談会は4月頃考えておりましたが、現在は未定となっております。お盆前には私は実施したいと考えております。なぜなら、町民との対話はなぜ必要なのか、町は今、本町は様々な問題を抱えております。そのために私は町民の生の声を聞いて、参考にしていきたいと思っております。特に旧山小、里小問題、そして体育館、公民館、学校問題、そして役場庁舎内、そしてまた災害時の町内のアクセス、そして行政区の要望などを様々な生の声を聞いて実施していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 終わりました。

○議長（円谷忠吉君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時58分